

議会会議結果概要

令和7年第3回定例会

1、招集年月日

令和 7年 3月 6日

2、会 期

令和 7年 3月 6日

令和 7年 3月 21日

16日間

3、会議録署名議員

3番 山 川 安 雄

4番 山 城 正 和

4、議会答弁のための出席者

村 長 知 花 靖
副 村 長 宮 城 明 正
教 育 長 宮 城 尚 志
会 計 管 理 者 知 花 博 正
総 務 課 長 宮 里 幸 助
企 画 政 策 課 長 與 儀 光 浩
住 民 課 長 山 城 修

福 祉 課 長 金 城 由 美 子
環 境 保 全 課 長 平 良 政 幸
農 林 水 産 課 長 田 場 盛 久
建 設 課 長 新 垣 隆 雄
商 工 観 光 課 長 前 田 浩 也
教 育 課 長 宮 里 光

5、職務のための出席者

事 務 局 長 奥 原 崇

主 任 宮 城 美 希

会期日程及び処理結果

自：令和 7年 3月 6日
16日間
至：令和 7年 3月 21日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
3月 6日 (第1号)	木	1		会議録署名議員の指名	
		2		会期の決定	
		3		諸般の報告	
		4		行政報告	
		5		令和7年度施政方針	
		6	議案第8号	令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）	説 明
		7	議案第9号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）	説 明
		8	議案第10号	令和7年度国頭村一般会計予算	説 明
		9	議案第11号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算	説 明
		10	議案第12号	令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	説 明
		11	議案第13号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算	説 明
		12	議案第14号	国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説 明
		13	議案第15号	国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		14	議案第16号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		15	議案第17号	国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について	説 明
		16	議案第18号	国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		17	議案第19号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		18	議案第20号	国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		19	議案第21号	国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
3月 6日 (第1号)	木	20	議案第22号	国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		21	議案第23号	国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について	説 明
		22	議案第24号	国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について	説 明
		23	議案第25号	国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		24	議案第26号	国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		25	議案第27号	国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説 明
		26	議案第28号	国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について	説 明
		27	議案第29号	指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）	説 明
		28	議案第30号	指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）	説 明
		29	議案第31号	指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）	説 明
		30	議案第32号	国頭村監査委員の任命について	説 明
		31	議案第33号	国頭村教育委員会委員の任命について	説 明
		32	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説 明
		33	決議案第2号	議員派遣の件（主要施策の現地調査）	決 定
3月10日 (第2号)	月	1	議案第 8号	令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）	原 案 可 決
		2	議案第 9号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）	原 案 可 決
		3	議案第10号	令和7年度国頭村一般会計予算	委員会付託
		4	議案第11号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算	委員会付託
		5	議案第12号	令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	委員会付託
		6	議案第13号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算	委員会付託

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
3月12日 (第3号)	水	1		一般質問 ① 渡 口 直 樹 議員 ② 与 儀 一 人 議員 ③ 島 袋 晴 美 議員 ④ 山 城 正 和 議員 ⑤ 山 川 安 雄 議員	
3月18日 (第4号)	火	1	議案第14号	国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		2	議案第15号	国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		3	議案第16号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		4	議案第17号	国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		5	議案第18号	国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		6	議案第19号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		7	議案第20号	国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		8	議案第21号	国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		9	議案第22号	国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		10	議案第23号	国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について	原 案 可 決
		11	議案第24号	国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		12	議案第25号	国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		13	議案第26号	国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
3月18日 (第4号)	火	14	議案第27号	国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		15	議案第28号	国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について	原 案 可 決
		16	議案第29号	指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）	原 案 可 決
		17	議案第30号	指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）	原 案 可 決
		18	議案第31号	指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）	原 案 可 決
		19	議案第32号	国頭村監査委員の任命について	原 案 同 意
		20	議案第33号	国頭村教育委員会委員の任命について	原 案 同 意
		21	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原 案 適 任
3月21日 (第5号)	金	1		諸般の報告	
		2	議案第10号	令和7年度国頭村一般会計予算	原 案 可 決
		3	議案第11号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算	原 案 可 決
		4	議案第12号	令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決
		5	議案第13号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算	原 案 可 決
		6	追加議案第34号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）	原 案 可 決
		7	追加議案第35号	令和6年度国頭村一般会計補正予算（第11号）	原 案 可 決
		8	決議案第3号	議員派遣の件について（北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会）	決 定
		9	決議案第4号	議員派遣の件について（町村議会常任委員長・副委員長実務研修会）	決 定

議会議員出席状況

議席番号 月 日	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	計
3月 6日	○	○	○	○	○	○		午前出席 午後欠席	○	○	9人
3月10日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人
3月12日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人
3月18日	×	○	○	○	○	○		○	○	○	8人
3月21日	×	○	○	○	○	○		○	○	○	8人

令和7年第3回国頭村議会定例会会議録目次

議会会議結果概要	-----	1
会期日程及び処理結果	-----	2
議会議員出席状況	-----	6
○第1号（3月6日）	-----	7
開 会	-----	10
日程第1. 会議録署名議員の指名	-----	10
2. 会期の決定	-----	10
3. 諸般の報告	-----	10
4. 行政報告	-----	10
5. 令和7年度施政方針	-----	11
6. 議案第8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）	説明 -----	18
7. 議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）	説明 -----	26
8. 議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算	説明 -----	27
9. 議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算	説明 -----	34
10. 議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	説明 -----	37
11. 議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算	説明 -----	38
12. 議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	説明 -----	41
13. 議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	42
14. 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	44
15. 議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について	説明 -----	46
16. 議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	47
17. 議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	65
18. 議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	75
19. 議案第21号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	76
20. 議案第22号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	76
21. 議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について	説明 -----	78

22. 議案第 2 4 号	国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について	説明	80
23. 議案第 2 5 号	国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	説明	81
24. 議案第 2 6 号	国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	説明	82
25. 議案第 2 7 号	国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明	85
26. 議案第 2 8 号	国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について	説明	87
27. 議案第 2 9 号	指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）	説明	88
28. 議案第 3 0 号	指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）	説明	88
29. 議案第 3 1 号	指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）	説明	88
30. 議案第 3 2 号	国頭村監査委員の任命について	説明	89
31. 議案第 3 3 号	国頭村教育委員会委員の任命について	説明	90
32. 諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説明	90
33. 決議案第 2 号	議員派遣の件（主要施策の現地調査）	採決	90
散 会			91
○第 2 号（ 3 月 1 0 日）			93
開 議			95
日程第 1. 議案第 8 号	令和 6 年度国頭村一般会計補正予算（第 1 0 号）	質疑	95
		討論	109
		採決	109
2. 議案第 9 号	令和 6 年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）	質疑	109
		討論	111
		採決	112
3. 議案第 1 0 号	令和 7 年度国頭村一般会計予算	質疑	112
		委員会付託	112
4. 議案第 1 1 号	令和 7 年度国頭村国民健康保険特別会計予算	質疑	112
		委員会付託	112
5. 議案第 1 2 号	令和 7 年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	質疑	112
		委員会付託	113
6. 議案第 1 3 号	令和 7 年度国頭村簡易水道事業会計予算	質疑	113
		委員会付託	113
散 会			113
○第 3 号（ 3 月 1 2 日）			115
開 議			117

日程第 1. 一般質問	117
① 渡 口 直 樹 議員	117
② 与 儀 一 人 議員	122
③ 島 袋 晴 美 議員	130
④ 山 城 正 和 議員	136
⑤ 山 川 安 雄 議員	143
散 会	151

○第 4 号 (3 月 1 8 日)	153
---------------------	-----

開 議	156
-----	-----

日程第 1. 議案第 1 4 号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	質疑	156
	討論	156
	採決	156
2. 議案第 1 5 号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	157
	討論	158
	採決	159
3. 議案第 1 6 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	159
	討論	159
	採決	159
4. 議案第 1 7 号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について	質疑	160
	討論	160
	採決	160
5. 議案第 1 8 号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	160
	討論	164
	採決	164
6. 議案第 1 9 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	165
	討論	165
	採決	166
7. 議案第 2 0 号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	166
	討論	166
	採決	166
8. 議案第 2 1 号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	166
	討論	167
	採決	167
9. 議案第 2 2 号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	167
	討論	167
	採決	168
10. 議案第 2 3 号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について	質疑	168

	討論	169
	採決	169
11. 議案第24号 国頭村定住促進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について	質疑	169
	討論	169
	採決	170
12. 議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	170
	討論	170
	採決	170
13. 議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質疑	171
	討論	171
	採決	171
14. 議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	質疑	171
	討論	173
	採決	173
15. 議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について	質疑	174
	討論	174
	採決	175
16. 議案第29号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）	質疑	175
	討論	177
	採決	177
17. 議案第30号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）	質疑	177
	討論	178
	採決	179
18. 議案第31号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）	質疑	179
	討論	179
	採決	179
19. 議案第32号 国頭村監査委員の任命について	質疑	179
	討論	180
	採決	180
20. 議案第33号 国頭村教育委員会委員の任命について	質疑	180
	討論	180
	採決	181
21. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	採決	181
散 会		181
○第5号（3月21日）		183
開 議		185
日程第1. 諸般の報告		185

2. 議案第10号	令和7年度国頭村一般会計予算	報告	185
		質疑	185
		討論	186
		採決	187
3. 議案第11号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算	報告	187
		質疑	188
		討論	188
		採決	188
4. 議案第12号	令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	報告	189
		質疑	189
		討論	189
		採決	190
5. 議案第13号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算	報告	190
		質疑	190
		討論	191
		採決	191
6. 追加議案第34号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）	説明	191
		質疑	192
		討論	194
		採決	194
7. 追加議案第35号	令和6年度国頭村一般会計補正予算（第11号）	説明	194
		質疑	195
		討論	196
		採決	196
8. 決議案第3号	議員派遣の件について（北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会）	採決	197
9. 決議案第4号	議員派遣の件について（町村議会常任委員長・副委員長実務研修会）	採決	197
閉 会			197
1. 陳情等一覧表			199
2. 議長の公務報告書			201
3. 村長の行政報告			203
4. 議員派遣の件			209
5. 議案等処理一覧表			211

令和7年第3回国頭村議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 6 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 会	3 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	3 月 6 日 午 後 2 時 0 9 分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	3 番	山 川 安 雄	4 番	山 城 正 和
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の 職 、 氏 名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩		
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	会議録署名議員の指名
	2	会期の決定
	3	諸般の報告
	4	行政報告
	5	令和7年度施政方針
	6	議案第 8 号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）
	7	議案第 9 号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
	8	議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算
	9	議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算
	10	議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算
	11	議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算
	12	議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	13	議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	14	議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	15	議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について
	16	議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	17	議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
	18	議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	19	議案第21号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	20	議案第22号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
	21	議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について
	22	議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について
	23	議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
	24	議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
	25	議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	26	議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について

議 事 日 程	日 程 第 27	議案第 29 号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設） 28 議案第 30 号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設） 29 議案第 31 号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園） 30 議案第 32 号 国頭村監査委員の任命について 31 議案第 33 号 国頭村教育委員会委員の任命について 32 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 33 決議案第 2 号 議員派遣の件（主要施策の現地調査）
会 議 に 付 し た 事 件	1. 議案第 8 号 説明 2. 議案第 9 号 " 3. 議案第 10 号 " 4. 議案第 11 号 " 5. 議案第 12 号 " 6. 議案第 13 号 " 7. 議案第 14 号 " 8. 議案第 15 号 " 9. 議案第 16 号 " 10. 議案第 17 号 " 11. 議案第 18 号 " 12. 議案第 19 号 " 13. 議案第 20 号 " 14. 議案第 21 号 "	15. 議案第 22 号 説明 16. 議案第 23 号 " 17. 議案第 24 号 " 18. 議案第 25 号 " 19. 議案第 26 号 " 20. 議案第 27 号 " 21. 議案第 28 号 " 22. 議案第 29 号 " 23. 議案第 30 号 " 24. 議案第 31 号 " 25. 議案第 32 号 " 26. 議案第 33 号 " 25. 諮問第 1 号 " 26. 決議案第 2 号 採決
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第3回国頭村議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 山川安雄議員、4番 山城正和議員、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、令和7年3月6日から3月21日までの16日間と決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、令和7年3月6日から3月21日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情等一覧表となっており、陳情書等の写しを配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔陳情等一覧表 巻末に掲載〕

次に、議長の令和6年12月から令和7年2月までの公務の報告をいたします。お手元に議長の公務報告書を配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔議長の公務報告書 巻末に掲載〕

次に、村長より入札結果公表の写し及び規則等の写しがお手元に配りましたとおり送付されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告が、お手元に配りましたとおり提出されております。各自お目通し願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、村長から報告第1号 令和7年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告についてが提出されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定により、報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（森林公園研修・宿泊棟建築工事）が提出されております。各自お目通し願います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 おはようございます。令和6年12月から令和7年2月までの主な内容について御報告をいたします。

〔村長の行政報告 巻末に掲載〕

本議会中に多くの企業、団体などから災害支援金の贈呈がありました。厳しい財政状況であり、心から感謝を申し上げます。

それから12月22日から24日まで、東京において伊東沖縄担当大臣、国土交通省などへ特に比地大滝キャンプ場の災害の復旧について、県選出の国会議員にご同行いただき要請をまいりました。

1月10日、那覇市において伊東沖縄担当大臣との懇談会に北部市町村会として参加をし、翌11日には伊東大臣が比地集落及び比地キャンプ場等の災害の状況を視察いたしました。

1月24日、令和6年度沖縄県果樹品評会において、タンカンの品目で本村から最優秀賞へ2人が受賞され、農林水産省局長賞に辺野喜の金城さん、県知事賞に浜の宮城さん、その次に、優秀賞で宇嘉の山城弘一議長、優良賞に辺野喜の島袋さんが受賞し、JA柑橘部会から報告がありました。

2月28日、東京池袋のコニカミノルタプラネタリウムにおいて、以前から進めておりました国頭村の星空、星結いの森の上映が始まり、鑑賞をさせていただきました。全国5か所での同時上映となっております。鑑賞された方が今後本村へ来られることを期待いたします。その他については、お目通しをお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 令和7年度施政方針を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

令和7年度施政方針

はじめに

本日、第3回（3月）国頭村議会定例会の開会にあたり、ご提案申し上げます議案の説明に先立ちまして、令和7年度の施政運営に臨む所信を申し述べます。

議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

昨年4月の2期目の就任以来、瞬く間に1年が経過をいたしました。昨年11月は、沖縄本島北部豪雨によりこれまでにない規模の災害を経験した年となり、復興へ向け職員一丸となって対応させていただきました。また、被災後すぐに駆け付けてくれたボランティアや寄附金や支援物資を寄せていただいた多くの皆様に深く感謝を申し上げます。

就任以来、人と自然が調和する村づくりを理念として、子育てや教育支援、移住・定住促進、農林水産業や観光業の振興、自然環境の保全と利活用など様々な施策を推進してまいりました。

令和7年度においても、引き続き、災害からの復旧・復興をはじめ、福祉の向上と村政の発展を図ってまいります。

まず、沖縄本島北部豪雨からの災害復旧については、被災された地域への生活再建支援や河川・道路の災害応急対応へ迅速に取り組んでまいりました。生活再建支援については、村独自の見舞金や非住家の支援金支給が完了し、住家の応急修理については、残り一部住宅の修理を進めています。次年度は、河川や村道の災害復旧工事に着手し、また、比地キャンプ場等施設の応急対応工事へ向けた設計業務を実施いたします。

本村が目指す望ましい将来像を実現するため、むらづくりの基本理念である「国頭村民憲章」を柱とし「第5次国頭村総合計画」で示した諸施策を積極的に推進すると共に「国頭村過疎地域持続的発展計画」や諸計画に引き続き取り組んでまいります。なお、「人口ビジョン・総合戦略」の計画期間となることから、直面する人口減少や高齢化の課題に対する新たな計画策定に取り組んでまいります。

令和7年度の主な施策について

本村の課題であります人口減少を解決するため、子育て支援、住環境の整備、雇用の確保を図ることが重要だと考えており、各種振興施策とあわせ、取り組みを進めてまいります。

本村の産業振興について、農林水産物の増産や新規就業者を支える取り組みとして、ふるさと納税の新規返礼品の開発をはじめ、新たな特産品や商品開発を促進する加工場整備の検討の他、地産地消の推進及び市場から遠隔地である不利性を解消するための物流による販路拡大を目指し、農林水産物の生産振興と農林漁業者の生産意欲を高めてまいります。

これらの取り組みの一本化を図るため、新たな組織の編成を実施していきます。

人口減少は、全国的な問題となっており、多くの自治体では人口減少対策が進められ、結果として少ない人口の奪い合いに陥っている状況にあります。令和3年の世界自然遺産登録を契機に本村の知名度向上が期待をされましたが、遺産の価値に見合った知名度獲得まで至っていないのが現状で、移住先としての選択以前に、更に本村の知名度を上げていく事が喫緊の課題となっております。

次年度開催される「2025大阪・関西万博」での「地方創生SDGsフェス」～桃太郎電鉄の仲間たちと一緒に日本全国を新発見～の会場において国頭村単独のブースを構え、VR動画等を駆使し本村の魅力を発信することにより、知名度の向上を図ってまいります。

さらに、村外からの移住・定住者を増やす施策として、相談窓口を一元化し移住・定住に必要な情報の収集を行うと共に移住体験住宅の活用や移住体験ツアーの開催、様々なツールを活用したPR活動に取り組んでまいります。

また、移住・定住の必須要件となる住む場所の確保については、昨年9月にスタートした宅地分譲地の売払いや空家活用住宅の整備等を積極的に行ってまいります。

安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域コミュニティの維持・充実を図る活動や取り組みを支援するため、地域づくり促進助成事業を活用し、次年度は「謝敷区中短期交流拠点施設整備事業」に対し助成を行ってまいります。

また、地域の担い手となる人材確保を図っていくため、「地域おこし協力隊」や「地域活性化企業人」、「移住コーディネーター」等の制度を活用し、地域の活力を高める多様な連携と協働を推進してまいります。

滞在型観光コンテンツとして観光客を魅了するアストロツーリズム（星空観光）の開発を推進し、引き続き、星空保護区認定に向け取り組みを実施します。

また、観光客等の利便性や移動手段の認知度向上のため、継続して二次交通実証事業を実施いたします。

東西に東シナ海と太平洋を臨む環境を活用したマリンスポーツの活性化に向けて、2026年テザー級世界選手権国頭大会のプレ大会として今年6月にテザー全日本選手権国頭大会を開催し、国内外に本村の魅力を発信します。

ネイチャーガイドツアーや森林セラピーツアーを積極的に実施すると共に、自然資源の価値や魅力を伝えて専門的な知識を有する質の高いガイド育成に努めてまいります。

また、観光入域者や交流人口の増加を図るため、辺戸岬拠点施設の運営を直営から指定管理者に移行し、民間事業者のノウハウやアイディアを活かした沖縄本島最北端の観光拠点として機能強化を図ってまいります。

道の駅「やんばるパイナップルの丘 安波」では、企業版ふるさと納税を活用し、トレーラーハウスの整備や地域産業の6次化、研究開発の実証及び観光防災拠点として施設運営を行ってまいります。

沖縄本島北部豪雨により甚大な被害を受けた比地キャンプ場等施設については、「比地キャンプ場等施設リニューアル基本計画（仮称）検討委員会」を立ち上げ、関係機関と連携し施設の復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいります。

世界自然遺産地域の保全施策として、その価値を損ねることなく次世代へ継承するためにも、希少野生生物の違法採集対策など遺産地域の保護に取り組み、関係機関と緊密に連携協力し、引き続き、自然環境の保全と適切な管理に努めてまいります。

北国・佐手小学校の跡地利用については、令和5年度より委員会を立ち上げ検討してまいりました。北国小学校跡地では昨年実施した耐震調査業務の結果を踏まえ、地域の方々と協議の上で跡地利用を推進してまいります。また、佐手小学校跡地については、共有地の権利者が100人を超えることが判明したことから、跡地利用が進展しづらく、今後は共有地と区有地に分けた利用方法を検討してまいります。

公民館等施設について、省エネの推進や温暖化対策のため、国において2030年度までにすべての照明をLED化することが示されていることから、村内の各公民館や学校施設等の照明をLED化する取り組みを進めてまいります。

学校施設については、学校施設等の総量適正化及び更新費用等を踏まえたライフサイクルコストの削減、財政負担の軽減・平準化につなげる「学校施設長寿命化計画」の策定や非構造部材の耐震対策による点検業務を行い、教育環境が充実できるよう良好な維持管理に取り組んでまいります。

また、GIGAスクール構想において整備した学習用タブレット端末や電子黒板等について、5年の耐用年数が経過し新たに機器機能を強化する必要があることから、機器の更新に向けて取り組んでまいります。

新たな総合体育館の建設については、事業化へ向けた取り組みを進めてまいります。

DXの推進については、これまで進めていた情報システムの標準化・共通化の準備作業が完了し、次年度はガバメントクラウドへの移行作業を実施します。国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、制度改正による改修対応など負担の軽減を図ってまいります。

また、氏名ふりがな法制化に伴う戸籍附票システム等の標準化へ向けたシステム改修作業を実施します。

さらに、子供の成長の記録や妊娠・出産、子育てに関する情報をスマートフォンで収集できる親子健康手帳アプリ「くにも」を導入いたします。

1 予算編成について

本村を取り巻く状況は、人口減少や高齢化の進行、住民ニーズの多様化など絶えず変化しております。行政サービスの水準を維持し、むらづくりを推進するにあたっては、社会情勢の変化に適切に対応することが求められます。また、頻発する自然災害や大規模災害への対応も求められております。

歳入では、自主財源である村税について、適正課税を推進し、納期内納付を強化するための口座振替の更なる推奨と関係機関との連携による滞納整理を行い、次年度も、納税相談、納税指導等の強化を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

ふるさと納税については、制度に準じた運用に努め、返礼品業者への返礼品開発を積極的に支援し、頂いた寄附金は寄附者の希望された使い道に相応しい事業に活用してまいります。

次年度の歳出の特徴としては、人件費や災害復旧事業、沖縄北部連携促進特別振興事業費等による建設事業費の増加があり、一般会計予算で6,850,411千円の予算となっています。

特別会計の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、あわせて930,186千円と

なっており、引き続き、医療給付費等の確保に努めてまいります。

簡易水道事業会計486,572千円を除く一般会計と特別会計の総計では、7,780,597千円の予算規模となります。

以上のような予算編成となりますが、第6次行政改革大綱、第二次中長期財政計画など各種計画を踏まえ、限られた財源の中で効率的・効果的な行政サービスの提供に努め、各種施策を推進してまいります。

2 産業の振興と地域活性化について

農業については、農家の生産意欲の向上と経営の安定化並びに農家所得の向上に繋がるよう、引き続き、農業振興補助金を継続し、農業機械・設備をはじめ、鳥獣被害防止施設の整備を支援してまいります。

また、地域の中心となる経営体などの担い手の確保や新規就農者の就農開始支援及び育成を図るため、地域農業経営基盤強化促進計画に沿った地域農業の振興に努めてまいります。

耕作放棄地及び遊休農地の解消については、引き続き、農地中間管理機構等を活用して農地の効率的利用と意欲ある農家の経営規模拡大等を支援してまいります。

農用地施設については、多面的機能支払交付金事業の拡充と施設維持管理の強化を図ります。施設整備については農業農村整備事業を活用し、奥間土地改良区の農地耕作条件改善事業に着手いたします。また、灌漑施設整備事業で計画中の比地長尾土地改良区については、ほ場地区の測量及び貯水施設の設計に着手致します。

畜産業については、優良精液利用促進事業を継続し、繁殖牛の産地として、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、本村は、県内有数の養豚生産地であるため、豚熱の対策として、ワクチン接種料の一部を助成するなど、引き続き関係機関と連携し、家畜伝染病発生の未然防止に努めてまいります。

林業については、世界自然遺産地域としての多面的機能を有する森林の適切な保全と利活用を図り、国頭村森林整備計画に沿った森林施業を進めると共に、森林環境譲与税を活用した木材利用の促進等に取り組み、森林資源の持続可能な循環利用に努めてまいります。

国頭村森林公園施設については、指定管理者と連携し年間を通して様々な宿泊イベント等の商品開発に取組む他、おもちゃ美術館と接続する新たな多目的施設の整備による利用者の増加を図り、観光業並びに地場産業の活性化に努めてまいります。

水産業については、防衛施設周辺民生安定施設整備事業を活用し、安田漁港の製氷・貯水施設の機器更新の支援を行なってまいります。また、次年度から水産多面的機能発揮対策交付金を活用して、漁業者や地域団体が取り組む藻場の保全及びサンゴ礁の保全活動を支援していきます。

引き続き、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業者による密漁パトロール及び産卵場・育成場の整備等の取り組みなどを通じた漁業集落の活動を支援し、また、村内漁業者の所得向上と漁獲の向上を図るため、漁具資材等の購入費用の一部に対して水産業奨励補助金を交付し、継続的な支援に努めてまいります。

国頭村商工会団体育成補助金を継続し、地域経済の活性化、経営全般に関する支援等を目的とし、国頭村商工会と連携し村内消費拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

引き続きインバウンド旅行者にも有効なアドベンチャーツーリズムやリゾートウエディングのPR、SNSを活用した観光DXの推進など新たな滞在型観光コンテンツの開発に取り組んでまいります。

3 教育と文化・スポーツ振興について

本村では、教育大綱「つなぐ・学ぶ・拓く」の基本理念に基づき、人のつながりを大切に学び合う関係性を維持しながら、志を高く持って夢と希望に育む学校教育に取り組んでまいります。

小中学校の取り組みとしては、文部科学省が推進する教育DX化に向けて、「学校・家庭・地域をつなぐ連絡システム」の導入やグーグルソフトを活用した「校務DX」を推進し、学校環境の充実に努めてまいります。

幼児児童の子育て支援としまして、くにながみ児童クラブ、上島学童、子育て支援センター「ゆっくいな」及び楚洲へき地保育所との協働体制を維持しながら、村内の0歳児から15歳まで一貫した教育方針のもと引き続き支援に努めてまいります。

学習の支援を必要とする児童生徒には、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、質の高い教育が受けられるよう学習支援員及び特別支援員等の配置を行い、未来の担い手が自立して社会に参加するための基盤となる生きる力を育むように支援してまいります。

子どもの健全育成をサポートして、児童生徒の家庭環境による問題などの対処や学校での不登校、問題行動の児童生徒への継続的な個別支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置してまいります。

社会教育においては、自然資源を活用した自然体験学習を実施し、岩美町児童との交流体験事業等の推進、村民ふれあいセンターを拠点とした公民館講座やサークル活動などの支援を行い、各種団体の育成に努めてまいります。

奥地区公民館の建設については、公民館解体設計や建築実施設計に基づき、奥区や関係機関と連携しながら、整備に向けて取り組んでまいります。

文化財の保全と活用については、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の実態把握、資料の整備を継続し、得られた情報を基に、地域教育の一助とするための教材化の充実に図ってまいります。

また、「辺戸の安須森」の国指定文化財名勝指定に向けて、国や沖縄県と調整しながら、引き続き取り組んでまいります。

次年度も引き続き国頭村児童オリンピック大会と国頭村陸上競技大会を同時開催し、国頭村長杯野球大会など各種大会を実施してまいります。

スポーツの振興については、リピート率の高い国頭トレイルランニング大会を継続し、スポーツツーリズムを通して交流人口の増加に向けて取り組んでまいります。

スポーツコンベンションをさらに推進するため、プロ野球キャンプをはじめとし、サッカーJリーグチームやラグビートップリーグチーム、大学や実業団等の陸上競技団体、ウエイトリフティング団体の受入体制と合宿誘致活動を強化し、地域への経済効果を村民が実感できるように取り組みを進めてまいります。

また、「くいなエコ・スポレク公園機能強化計画」に基づき、施設の安全性・快適性・利便性の向上と維持管理費の低減・省エネ化を図るため施設整備を進めてまいります。

4 子育て支援・福祉・保健・医療について

子どもからお年寄りまで、年齢・性別・障害の有無にかかわらず全ての村民が住み慣れた地域で夢を持ち、安全で安心して暮らせる福祉・保健の施策の充実に努めてまいります。

小中学校に入学する児童生徒の保護者や中学校を卒業する生徒の保護者に「入学・卒業祝金」、修学旅行を迎える児童生徒の保護者に対して修学旅行に係る経費の一部を支給し、引き続き保護者の経済的負担の軽

減に努めてまいります。

児童クラブ施設については、施設利用を希望する子ども達が増えていることから、くにがみ児童クラブを増設し、子ども達の健全育成に取り組んでまいります。

妊娠・出産・乳幼児の支援については、妊産婦の孤独や孤立を抑止するため、妊娠初期から産後までの健康診査と産後ケア、乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診等を実施し、常に寄り添う体制を備え、安心して子育てができるよう支援を行ってまいります。

また、子育てに対する不安や悩みなどを軽減するために実践的な学びを提供する子育て応援プログラム事業の充実等、家庭や家族の特性に応じた相談、支援、情報提供を継続して行ってまいります。

児童福祉については、児童虐待や子どもの貧困等、現実的な家庭内の問題に対応する家庭児童相談員の配置や、ファミリーサポートセンターの利用料助成、放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを強化し、子どもを取り巻く様々な問題の解決に対応してまいります。

出産祝い金の支給及び不妊治療費助成等、子を授かり出産するための経済的支援についても引き続き実施いたします。

予防接種事業においては、これまでの一部助成事業に加えて、高齢者带状疱疹ワクチン接種費用の助成を実施いたします。

高齢者福祉については、高齢化に伴う医療費と介護費用の増大や介護人材の不足が問題視される中、医療と介護の予防を一体的に取り組む事業を効果的に実施するため、保健師と看護師を専任にて配置いたします。

また、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きとした生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターの職員配置を手厚くいたします。

さらに、地域コミュニティである各地区公民館への理学療法士の派遣、地域食堂の人材不足解消への協力等、介護予防事業の中核である「通いの場」作りを村民とともに積極的に実施いたします。

障害者福祉については、常時医療ケアを必要とする状態の障害者が、在宅にて安心して過ごせるよう、訪問看護ステーションと連携して在宅医療サービスの強化を図ります。

医療の提供については、東部へき地診療所の指定管理者を新たな法人とすることにより、これまで以上に地域に密着し個人に配慮した診療を行います。

北部医療圏においては、令和10年度開院予定の「公立沖縄北部医療センター」における進化した急性期医療提供と人工透析等慢性疾患への大規模な対応に期待を寄せるとともに、設立財団評議員として、へき地を抱える本村の課題解決を求めてまいります。

国民健康保険については、高騰する医療費の抑制を第一の課題とし、重症化予防を目的とした各種の保健事業を推進するとともに、滞納整理業務を強化することで保険税の徴収率向上に努め、適正かつ公平な賦課と徴収を行ってまいります。

沖縄県国民健康保険運営方針である保険税の県内統一に備えて、保険税の急激な上昇を避けるため、段階的な引き上げについて慎重に検討してまいります。

5 自然環境保全対策について

世界自然遺産地域の多彩な魅力を通して、やんばるの豊かな自然や先人たちが育んできた歴史・文化と類い希な生物多様性が共存する重要な地域として、希少種の保全や外来種対策のほか、森林の適正な利用やルールなど遺産エリアの適正管理と豊かな自然環境の保全施策を推進するため、引き続き、エコツーリズム

推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想の策定に向け、取り組んでまいります。

あわせて、希少動物のロードキル防止に向けた普及啓発や密猟・盗掘対策としての林道パトロール、外来植物の駆除をはじめ、野ネコや野イヌの保護を通じたペットの適正飼育、森林内のゴミ不法投棄防止の普及啓発等の対応にも引き続き努めてまいります。

さらに、ヤンバルクイナの保護・普及啓発を強化するため、展示個体及び予備個体の飼育を実施してまいります。

また、森林内のみならず、世界自然遺産に値する優れた風景地の里・川・海も含めて、地域住民をはじめ様々な主体と連携し海岸漂着物等のゴミ対策や沿岸地における赤土等流出防止対策の取り組みも進めてまいります。

引き続き、地元の子どもから大人まで、幅広い層が地域の自然に触れ合える機会や遺産地域を次世代に引き継ぐ機運創出に向けて取り組んでまいります。

6 社会資本・生活環境・防災について

村道については、辺野喜楚洲線の道路改良を継続して実施してまいります。

橋梁については、5年毎に点検調査を行っており、令和3年度の調査において40橋中予防保全が必要となった15橋のうち、6橋の橋梁補修工事が完了しました。

次年度は、比地本橋、佐手橋の補修工事及び浜線（1号橋）、宜名真部落内線（大兼久橋）の補修設計業務を実施してまいります。

その他の橋梁についても、「国頭村橋梁長寿命化修繕計画」を踏まえ、修繕の優先度の高い橋梁から年次毎に順次補修工事を実施してまいります。

また、本島北部豪雨により被災した村道・河川等の公共土木施設について、速やかに復旧工事を実施してまいります。

道路橋梁は、村民生活や産業を支える重要な基盤施設であり、安全性・信頼性の確保を図り、道路網の計画的な保全のための整備を目指すとともに、適正な維持管理を実施し、地域住民の安全確保に努めてまいります。

村内を流れる村管理河川については、自然災害等からの防災・減災と河川の安全性や親水性を図り、景観や生態系等の自然環境に配慮した川づくりと維持管理を地域住民と一体となって推進してまいります。

また、県管理の河川については、本島北部豪雨により氾濫被害を受けたことから、村管理河川と同様の整備のほか、浚渫工事等の維持管理の徹底を強く要請してまいります。

集落内道路や排水路等については、その殆どが経年劣化等による不具合が生じており計画的な更新が必要となっております。

次年度は、辺土名集落内の道路・排水路整備を実施し、生活環境の安定向上に取り組んでまいります。

水道事業については、村民へ安全・安心な水道水の安定供給を目指すため、老朽管や老朽施設の更新及び監視強化を図り「施設整備基本設計」に沿った「簡易水道施設整備事業」による、各施設の整備を実施してまいります。

次年度は、大川山浄水場沈殿池傾斜板改良工事及び新与那トンネル送水管耐震化工事、伊部浄水場施設整備実施設計を実施してまいります。宇良ポンプ場外構工事と奥水源地電気計装設備工事は、継続して実施してまいります。

また、老朽化した埋設管の破損による漏水箇所の早期発見・復旧に努め有収率の向上を図るとともに、昨年４月から移行した公営企業会計で財務管理を行い、水道事業運営の健全化に取り組んでまいります。

さらに、「沖縄水道事業広域連携検討会」と水道事業の運営基盤の強化を図るため、関係自治体や関係機関と協議のうえ、広域化実現に向けて取り組んでまいります。

住宅対策として、公営住宅長寿命化対策の調査をふまえた改修工事を計画的に進めてまいります。

近年では、災害の規模拡大や周期など気候変動により状況が大きく変化しております。南海トラフ地震による地震予測もあることから、災害への備えを進め、昨年の本島北部豪雨で経験した初動対応や復旧支援体制など迅速・的確に対応できるよう役場、関係機関で検証を行ってまいります。

おわりに

これまで述べてきた各種施策や行政サービスを効率的・効果的に提供していくためには、職員の資質向上をはじめ、良好な職場環境を整える必要があります。次年度はストレスチェック対応と産業医の連携強化を検討するとともに、職員メンタルヘルス研修などを実施し、職場環境の充実に努めてまいります。

以上、令和７年度の村政運営にあたっての、所信の一端並びに主要施策等について述べてまいりました。

私たちを取り巻く生活環境は目まぐるしいスピードで変化を遂げておりますが、今後も、多種多様化する行政需要や様々な課題に、職員一人一人が、柔軟な発想、スピード感をもって村民の期待に応えられるよう職員と一丸になって行政運営に取り組み、「人と自然が調和する村」づくりに邁進してまいります。

議員各位には、本定例会に提案しております予算案をはじめ、諸議案につきましては、慎重なる審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

令和７年３月６日

国頭村長 知 花 靖

○ 山城弘一 議長 以上で令和７年度施政方針を終わります。

休憩いたします。（午前１０時４６分）

再開いたします。（午前１０時５５分）

日程第６ 議案第８号 令和６年度国頭村一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第８号

令和６年度国頭村一般会計補正予算

令和６年度国頭村の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５７，１０７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，０６６，１４１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

令和7年3月6日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）について補足説明をいたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		613,265	△2,501	610,764
	1 村 民 税	125,228	△2,501	122,727
3 利子割交付金		61	31	92
	1 利子割交付金	61	31	92
4 配当割交付金		775	148	923
	1 配当割交付金	775	148	923
5 株式等譲渡所得割交付金		863	1,193	2,056
	1 株式等譲渡所得割交付金	863	1,193	2,056
6 法人事業税交付金		7,477	1,003	8,480
	1 法人事業税交付金	7,477	1,003	8,480
7 地方消費税交付金		98,335	13,065	111,400
	1 地方消費税交付金	98,335	13,065	111,400
8 自動車税環境性能割交付金		3,511	△204	3,307
	1 自動車税環境性能割交付金	3,511	△204	3,307
9 地方特例交付金		16,078	190	16,268
	1 地方特例交付金	16,077	190	16,267
10 地方交付税		2,624,632	867	2,625,499
	1 地方交付税	2,624,632	867	2,625,499

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		63,509	550	64,059
	1 使 用 料	59,260	550	59,810
15 国 庫 支 出 金		1,141,959	△33,394	1,108,565
	2 国 庫 補 助 金	943,799	△33,394	910,405
16 県 支 出 金		584,527	16,485	601,012
	2 県 補 助 金	444,573	16,827	461,400
	3 委 託 金	20,436	△342	20,094
17 財 産 収 入		142,963	△15,544	127,419
	1 財 産 運 用 収 入	58,410	336	58,746
	2 財 産 売 払 収 入	84,553	△15,880	68,673
18 寄 附 金		282,502	△4,000	278,502
	1 寄 附 金	282,502	△4,000	278,502
19 繰 入 金		425,276	△9,615	415,661
	1 繰 入 金	425,276	△9,615	415,661
21 諸 収 入		96,668	△581	96,087
	1 延滞金加算金及び過料	844	△600	244
	2 村 預 金 利 子	1	1	2
	4 雑 入	77,862	18	77,880
22 村 債		571,909	△24,800	547,109
	1 村 債	571,909	△24,800	547,109
歳 入 合 計		7,123,248	△57,107	7,066,141

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		68,197	△3,817	64,380
	1 議 会 費	68,197	△3,817	64,380
2 総 務 費		1,190,661	△25,488	1,165,173
	1 総 務 管 理 費	1,084,830	△22,910	1,061,920
	2 徴 税 費	57,214	△2,252	54,962
	3 戸籍住民基本台帳費	32,756	0	32,756
	6 監 査 委 員 費	1,549	△326	1,223

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		854,104	△1,863	852,241
	1 社 会 福 祉 費	747,115	△1,873	745,242
	2 児 童 福 祉 費	106,934	10	106,944
4 衛 生 費		540,932	△7,129	533,803
	1 保 健 衛 生 費	375,390	△5,348	370,042
	2 清 掃 費	165,542	△1,781	163,761
6 農 林 水 産 業 費		1,175,428	91	1,175,519
	1 農 業 費	392,312	41	392,353
	2 林 業 費	751,188	0	751,188
	3 水 産 業 費	31,928	50	31,978
7 商 工 費		854,180	19,452	873,632
	1 商 工 費	854,180	19,452	873,632
8 土 木 費		275,844	△28,421	247,423
	1 土 木 管 理 費	49,292	△990	48,302
	2 道 路 橋 梁 費	187,263	△27,431	159,832
	3 河 川 費	5,516	0	5,516
	4 住 宅 費	33,623	0	33,623
10 教 育 費		948,827	△36,058	912,769
	1 教 育 総 務 費	249,356	△4,866	244,490
	2 小 学 校 費	110,499	△300	110,199
	3 中 学 校 費	35,579	△3,203	32,376
	5 社 会 教 育 費	92,204	△474	91,730
	6 保 健 体 育 費	151,361	△990	150,371
	7 認 定 こ ど も 園 費	309,828	△26,225	283,603
11 災 害 復 旧 費		52,872	17,314	70,186
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	51,926	0	51,926
	5 観 光 施 設 等 災 害 復 旧 事 業	0	17,314	17,314
13 諸 支 出 金		258,348	8,812	267,160
	2 基 金 費	258,347	8,812	267,159
歳 出 合 計		7,123,248	△57,107	7,066,141

第 2 表

繰 越 明 許 費

款		項	事業名		金額
2.	総務	1.	総務	災害復旧・再建事業	千円
2.	総務	1.	総務	村勢要覧印刷製本業務	98,528
2.	総務	1.	総務	宜名真バス停基礎撤去修繕業務	4,180
2.	総務	1.	総務	防災行政無線機能強化委託業務	1,820
2.	総務	1.	総務	国頭村移住・観光等コンテンツ制作事業委託業務	45,980
2.	総務	1.	総務	旧北国小学校耐震診断調査委託業務	4,059
3.	民生	1.	社会福祉	国頭村墓地公園周辺整備修繕業務	11,216
4.	衛生	1.	保健衛生	国頭診療所送迎車両購入業務	1,410
4.	衛生	1.	保健衛生	国頭村立東部へき地診療所送迎車両購入業務	4,100
4.	衛生	1.	保健衛生	国頭村立東部へき地診療所雨除け兼車庫設置業務	4,500
4.	衛生	2.	清掃	名護市し尿処理施設建設事業	1,856
6.	農林水産	1.	農業	農業用施設修繕業務	41,193
6.	農林水産	1.	農業	農林水産業施設災害復旧事業	20,264
6.	農林水産	1.	農業	農業基盤整備促進事業【比地地区】	10,766
6.	農林水産	1.	農業	行政懇談会要望対応修繕業務（集落道等）	20,713
6.	農林水産	1.	農業	辺土名地区環境整備工事	5,230
6.	農林水産	2.	林業	林道維持管理修繕業務	22,000
6.	農林水産	2.	林業	森林病害虫防除事業	5,335
6.	農林水産	2.	林業	【一括】森林公園機能強化事業	2,002
6.	農林水産	2.	林業	【一括】木育推進による誘客促進事業	2,020
6.	農林水産	2.	林業	【推進】木育推進による林業・観光活性化事業	20,130
6.	農林水産	3.	水産	【一括】水産物加工強化事業	265,139
6.	農林水産				7,569

款		項	事業名		金額
7.	商	工	費	【一括】国頭村減災地域社会形成事業	千円
7.	商	工	費	国頭村観光振興計画改定委託業務	6,805
7.	商	工	費	国頭村観光物産センター多目的トイレ自動ドア修繕業務	4,657
7.	商	工	費	楚洲あさひの丘修繕業務	642
7.	商	工	費	星空観光推進事業	3,142
7.	商	工	費	国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会補助金	6,077
7.	商	工	費	【北連】くいなエコ・スポレク公園施設機能強化事業	40,567
7.	商	工	費	【一括】スポーツコンベンション観光振興事業	210,341
7.	商	工	費	くいなエコ・スポレク公園屋内運動場屋根改修事業	106,322
8.	土	木	費	道路維持補修修繕業務	52,532
8.	土	木	費	行政懇談会要望対応修繕業務（村道）	11,925
8.	土	木	費	大雨災害応急対応修繕業務	11,051
8.	土	木	費	村営住宅修繕業務	31,810
8.	土	木	費	村営安田団地改修工事	1,528
10.	教	育	費	【一括】国頭村公共施設低炭素化推進事業	17,832
11.	災	復	費	比地大滝施設災害復旧事業	5,203
					17,314

第3表 追加 地方債の補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
比地大滝施設災害復旧事業	千円 17,300	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体 金融機構資金、民間等資金又はその 他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和6年度、ただし、事業その他の 都合により、その一部又は全部を翌 年度に繰り延べることができる。	年10%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては当該見直し 後の利率)	償還についてはその融資条 件による。 ただし、村財政の都合によ り繰り上げ償還もしくは低 利に借り換えすることがで きる。
合 計	17,300			

第3表 変更

地方債の補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村営バス運営事業	千円	(借入先)	年10%以内	償還について	千円	(借入先)	年10%以内	償還について
定住促進空港活用事業	8,700	財務省財政融資	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関に借り換え	はその融資条件による。ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低	7,900	(借入先)	内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共	償還についてはその融資条
防災無線機能強化事業	6,700	資金、地方公共	し、利率見直し方式で	件による。	5,400	財務省財政融資	し、利率見直し方式で	件による。
電動車導入事業	48,100	団体金融機構	直し方式で	ただし、村財政の都合により繰り上げ償還	45,900	資金、地方公共	直し方式で	ただし、村財政の都合によ
農地耕作条件改善事業	21,000	金、民間等資金	借り入れる	政の都合により繰り上げ償還	19,400	団体金融機構	直し方式で	政の都合によ
農業基盤整備促進事業	8,700	又はその他	政府資金及び地方公共	り繰り上げ償還	7,100	金、民間等資金	借り入れる	政の都合によ
森林公園機能強化事業	4,100	(借入方法)	び地方公共	還もしくは低	3,600	又はその他	政府資金及び地方公共	り繰り上げ償
木育推進林業・観光活性化事業	34,400	証書借入又は証	団体金融機	利に借り換え	34,200	(借入方法)	び地方公共	還もしくは低
道路メンテナンス事業	84,400	券発行	構資金につ	利に借り換え	76,500	証書借入又は証	団体金融機	利に借り換え
くいなエコ・スポレックス公園施設機能強化事業	8,200	(借入時期)	いて利率の	することがで	0	券発行	構資金につ	することがで
屋内運動場屋根改修事業	43,500	令和6年度、た	見直しを	きる。	39,100	(借入時期)	いて利率の	きる。
くいなエコ・スポレックス公園ポンプ施設改修事業	47,500	だし、事業その	行った後に		41,400	令和6年度、た	見直しを	
陸上競技場スロープ改修事業	4,100	他の都合によ	においては当		3,900	だし、事業その	行った後に	
し尿処理施設建設事業	6,900	り、その一部又	該見直し後		6,200	他の都合によ	においては当	
国頭村葬祭場(火葬場)改修事業	41,100	は全部を翌年度	の利率)		37,100	り、その一部又	該見直し後	
公営住宅等ストック総合改善事業	10,700	に繰り延べるこ			10,000	は全部を翌年度	の利率)	
子ども・子育て支援事業計画策定事業	15,800	とができる。			14,300	に繰り延べるこ		
奥地区公民館建設事業	7,500				3,900	とができる。		
学校給食設備導入事業	25,100				18,400			
公共土木施設等災害復旧事業	41,000				36,800			
合計	25,900				40,200			
合計	493,400				451,300			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書を添付しておりますので、お目通しよろしく
お願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 以上で提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第7 議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第9号

令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度国頭村の国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ838,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第
1表歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、150,000
千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用すること
ができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項
の流用。

令和7年3月6日 提出

国頭村長 知花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について
補足説明をいたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		635,306	11,240	646,546
	2 県補助金	635,305	11,240	646,545
歳入合計		826,865	11,240	838,105

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		599,857	13,072	612,929
	1 療養諸費	505,977	9,241	515,398
	2 高額療養費	90,097	3,651	93,748
14 国民健康保険事業費金 納付		176,036	△1,832	174,204
	1 医療給付費分	124,817	△1,832	122,985
歳出合計		826,865	11,240	838,105

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しよろしくお願いたします。
以上、補足説明をいたしました。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第8 議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第10号

令和7年度国頭村一般会計予算

令和7年度国頭村の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,850,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 まず、令和7年度の予算編成の基本的な考え方について述べます。

本村の財政状況は、地方交付税や国、県等の支出に大きく依存していることから補助金の裏負担の捻出の課題を踏まえ、施策事業の課題や見解、評価検証を適切に反映させ、住民ニーズの高度化、多様化など社会情勢の変化に対応する村民本位の施策、優先度を勘案し、事業の選択を進めることを念頭に予算を編成しております。それでは、議案第10号 令和7年度国頭村一般会計について補足をいたします。

令和7年度一般会計の当初予算歳入歳出総額は68億5千44万1千円で、前年比に比べ18億4,823万4千円、率にして26.9%の増となっております。これについては、前年度当初予算額を骨格予算としていた比較からの増となります。

初めに、歳入予算の主な概要を説明いたします。9ページ、事項別明細書総括表をお開きください。

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		627,140
	1 村 民 税	138,529
	2 固 定 資 産 税	441,758
	3 軽 自 動 車 税	20,648
	4 村 た ば こ 税	25,364
	5 鉱 産 税	841
2 地 方 譲 与 税		38,516
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	21,419
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	6,585

(単位：千円)

款	項	金 額
2 地 方 譲 与 税	5 森 林 環 境 譲 与 税	10,512
3 利 子 割 交 付 金		118
	1 利 子 割 交 付 金	118
4 配 当 割 交 付 金		819
	1 配 当 割 交 付 金	819
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,577
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,577
6 法 人 事 業 税 交 付 金		8,700
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	8,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金		114,026
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	114,026
8 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		3,224
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	3,224
9 地 方 特 例 交 付 金		855
	1 地 方 特 例 交 付 金	853
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1
	3 地方税等減収補てん臨時交付金	1
10 地 方 交 付 税		2,558,346
	1 地 方 交 付 税	2,558,346
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		732
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	732
12 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		92,625
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	92,625
13 分 担 金 及 び 負 担 金		781
	1 負 担 金	781
14 使 用 料 及 び 手 数 料		64,816
	1 使 用 料	60,506
	2 手 数 料	4,310
15 国 庫 支 出 金		1,204,313
	1 国 庫 負 担 金	218,352
	2 国 庫 補 助 金	985,044

(単位：千円)

款	項	金額
15 国庫支出金	3 委託金	917
16 県支出金		530,842
	1 県負担金	98,803
	2 県補助金	411,383
	3 委託金	20,656
17 財産収入		75,549
	1 財産運用収入	58,435
	2 財産売却収入	17,114
18 寄附金		232,602
	1 寄附金	232,602
19 繰入金		191,240
	1 繰入金	191,240
20 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
21 諸収入		143,520
	1 延滞金加算金及び過料	522
	2 村預金利子	1
	3 受託事業収入	21,568
	4 雑入	121,429
22 村債		760,100
	1 村債	760,100
歳入合計		6,850,441

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		65,664
	1 議会費	65,664
2 総務費		1,093,416
	1 総務管理費	987,623
	2 徴税費	58,563
	3 戸籍住民基本台帳費	31,986

(単位：千円)

款	項	金 額
2 総 務 費	4 選 挙 費	10,302
	5 統 計 調 査 費	3,745
	6 監 査 委 員 費	1,197
3 民 生 費		841,478
	1 社 会 福 祉 費	713,613
	2 児 童 福 祉 費	127,810
	3 国 民 年 金 事 務 費	55
4 衛 生 費		590,054
	1 保 健 衛 生 費	366,489
	2 清 掃 費	223,565
6 農 林 水 産 業 費		570,304
	1 農 業 費	253,043
	2 林 業 費	260,516
	3 水 産 業 費	56,745
7 商 工 費		696,917
	1 商 工 費	696,917
8 土 木 費		230,524
	1 土 木 管 理 費	49,370
	2 道 路 橋 梁 費	158,244
	3 河 川 費	5,171
	4 住 宅 費	17,589
	5 港 湾 費	150
9 消 防 費		254,473
	1 消 防 費	254,473
10 教 育 費		1,299,079
	1 教 育 総 務 費	341,175
	2 小 学 校 費	93,736
	3 中 学 校 費	35,920
	5 社 会 教 育 費	395,859
	6 保 健 体 育 費	105,378
	7 認 定 こ ど も 園 費	327,011

(単位：千円)

款	項	金額
11 災害復旧費		375,714
	1 農林水産業施設災害復旧費	10,207
	2 公共土木施設災害復旧費	365,505
	3 海岸保全施設災害復旧費	2
12 公債費		677,907
	1 公債費	677,907
13 諸支出金		144,911
	1 普通財産取得費	3,585
	2 基金費	141,326
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		6,850,441

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
安田漁港製氷・貯氷施設整備補助金	令和7年度から令和8年度まで	42,880千円

第3表 地 方 債 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
村 営 バ ス 運 営 事 業	千円			
国 頭 村 地 域 づ く り 促 進 助 成 事 業	8,700	(借入先)	年10%以内	償還についてはその融資条
全 国 瞬 時 警 報 シ ス テ ム 新 型 受 信 機 導 入 事 業	3,000	財務省財政融資資金、地方公共団体	(ただし、利率	件による。
定 住 促 進 空 家 活 用 事 業	3,900	金融機構資金、民間等資金又はその	見直し方式で借	ただし、村財政の都合によ
国 頭 村 人 ロ ビ ジ ョ ン ・ 総 合 戦 略 策 定 事 業	13,500	他	り入れ政府資	り繰り上げ償還もしくは低
農 業 振 興 費 補 助 事 業	8,200		金及び地方公共	利に借り換えすることがで
国 頭 村 産 業 ま つ り 補 助 事 業	10,000	(借入方法)	団体金融機構資	きる。
農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	2,600	証書借入又は証券発行	金について、利	
農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業	2,400	(借入時期)	率の見直しを	
森 林 公 園 機 能 強 化 事 業	6,500		行った後におい	
国 頭 村 水 産 業 近 代 化 施 設 整 備 事 業	28,600	令和7年度、ただし、事業その他の	ては当該見直し	
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 事 業	7,000	都合により、その一部又は全部を翌	後の利率)	
道 路 メ ン テ ナ ン ス 事 業	9,600	年度に繰り延べることができる。		
ス ポ ー ツ コ ン ベ ン シ ョ ン 観 光 振 興 事 業	16,900			
国 頭 村 観 光 協 会 運 営 事 業	2,300			
ヤ ン バ ル ク イ ナ 生 態 保 全 確 立 事 業	13,000			
く い な エ コ ・ ス ポ レ ク 公 園 施 設 機 能 強 化 事 業	11,100			
く い な エ コ ・ ス ポ レ ク 公 園 ぼ ン づ 施 設 改 修 事 業	62,300			
し 尿 処 理 施 設 建 設 事 業	34,100			
塵 芥 収 集 車 等 整 備 事 業	58,600			
環 境 セ ン タ ー 炉 内 耐 火 物 等 改 修 事 業	13,800			
公 営 住 宅 等 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業	36,500			
国 頭 村 学 校 施 設 長 寿 命 化 計 画 策 定 事 業	7,500			
奥 地 区 公 民 館 建 設 事 業	8,100			
公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 事 業	300,000			
河 川 単 独 災 害 復 旧 事 業	66,800			
林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	20,000			
合 計	5,100			
合 計	760,100			

なお、債務負担行為については第2表、地方債につきましては第3表のとおりです。また、地方債の現在高調書、給与費明細書を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算の補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第9 議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第11号

令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算

令和7年度国頭村の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ859,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、150,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算について補足説明をいたします。

予算総額は歳入歳出それぞれ8億5,904万5千円で、対前年度比1億3,110万5千円、率にして15.2%の増となっております。

初めに、歳入予算の主な概要を説明いたします。5ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括表をお開きください。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		86,988
	1 国民健康保険税	86,988
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		125
	1 手数料	125
4 国庫支出金		26
	2 国庫補助金	26
7 県支出金		675,517
	2 県補助金	675,516
	5 財政安定化基金交付金	1
9 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		95,547
	1 他会計繰入金	95,546
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		2
	1 繰越金	2
12 諸収入		837
	1 延滞金、加算金及び過料	90
	2 預金利子	1
	3 雑収入	746
歳入合計		859,045

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		11,884
	1 総務管理費	3,500
	2 徴税費	8,286
	3 運営協議会費	38
	4 趣旨普及費	60

(単位：千円)

款	項	金 額
2 保 険 給 付 費		651,608
	1 療 養 諸 費	573,485
	2 高 額 療 養 費	75,340
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	2,500
	5 葬 祭 諸 費	280
	6 傷 病 手 当	1
7 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
8 保 健 事 業 費		16,522
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	8,119
	2 保 健 事 業 費	8,403
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		1
	1 一 般 公 債 費	1
11 諸 支 出 金		306
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	305
	2 繰 出 金	1
12 予 備 費		1,500
	1 予 備 費	1,500
13 前 年 度 繰 上 充 用 金		1
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	1
14 国民健康保険事業費納付金		177,220
	1 医 療 給 付 費 分	123,571
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	41,756
	3 介 護 納 付 金 分	11,893
15 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
歳 出 合 計		859,045

以上、議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第10 議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第12号

令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をいたします。

予算総額は歳入歳出それぞれ7,114万1千円で、対前年度比399万7千円、率にして5.6%の増となっております。

歳入予算の主な概要を説明いたします。5ページ総括表をお開きください。

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		47,480
	1 後期高齢者医療保険料	47,480
2 使用料及び手数料		17
	1 手 数 料	17
3 繰 入 金		23,304
	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,304
4 繰 越 金		50
	1 繰 越 金	50
6 諸 収 入		290
	1 延滞金、加算金及び過料	2

(単位：千円)

款	項	金 額
6 諸 収 入	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	285
	3 預 金 利 子	1
	4 雑 入	2
歳 入 合 計		71,141

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		70,784
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	70,784
2 諸 支 出 金		286
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	285
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		71
	1 予 備 費	71
歳 出 合 計		71,141

以上、議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第11 議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第13号

令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度国頭村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 2, 8 0 3 戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 8 2 5, 5 9 7 m³
- (3) 1 日 平 均 給 水 量 2, 2 5 6 m³
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 送水管耐震化及び沈殿池傾斜板更新 1 3 8, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援業務等の財源に充てるため、6, 440千円借り入れる。

	収	入
第1款 簡易水道事業収益	308, 324	千円
第1項 営業収益	69, 465	千円
第2項 営業外収益	238, 858	千円
第3項 特別利益	1	千円
	支	出
第1款 簡易水道事業費用	283, 173	千円
第1項 営業費用	277, 641	千円
第2項 営業外費用	4, 531	千円
第3項 特別損失	1	千円
第4項 予備費	1, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57, 203千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5, 540千円、当年度損益勘定留保資金38, 441千円、当年度利益剰余金処分額13, 222千円で補填するものとする。）

	収	入
第1款 資本的収入	146, 196	千円
第1項 企業債	60, 600	千円
第2項 国庫補助金	84, 000	千円
第3項 基金取崩収入	1, 596	千円
	支	出
第1款 資本的支出	203, 399	千円
第1項 建設改良費	144, 944	千円
第2項 企業債償還金	55, 770	千円
第3項 基金積立金	1, 685	千円
第4項 予備費	1, 000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財務支援業務等	6, 440千円	(借入先) 財務省財政融資資	年5. 0%以内 (ただし、利率見直	借入先の融資条件による。ただし企業財

財務支援業務等	6, 4 4 0 千円	(借入先)	年5. 0%以内	借入先の融資条件に
建設改良等	6 0, 6 0 0 千円	財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和7年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	よる。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（予備費除く。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32, 560千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、119, 113千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越（又は当年度）利益剰余金のうち13, 222千円は、次のとおり処分するものとする。

補填財源 13, 222千円

令和7年3月6日 提出

沖縄県国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算について補足説明をいたします。

主な建設改良事業は、大川山浄水場改良工事や新与那トンネル送水管改良工事として、1億4,494万4千円を計上しております。

予算に関する説明書4ページの実施計画明細書をお開きください。まず収益的収入についてであります。

簡易水道事業収益は3億832万4千円で、営業収益、主に水道料金になります。営業外収益は、一般会計からの繰入金及び国庫補助金等となっております。

次に、支出について。5ページになります。簡易水道事業費用は2億8,317万3千円で、営業費用では、主に職員給与費や保守点検委託料及び修繕費等の維持管理費のほか建物等の減価償却費になります。営業外費用は建設改良等の企業債利息償還金によるものであります。

次に、資本的収支の収入について。7ページをお開きください。資本的収入は1億4,619万6千円で企業債では大川山浄水場改良工事や新与那トンネル送水管耐震化工事に係る水道事業の起債になります。補助金は、簡易水道事業費補助金になります。

次に、支出について、8ページであります。資本的支出は2億339万9千円で主に建設改良に伴う実施設計費や工事費、企業債償還金等によるもので基金積立金は、水道メーター交換用等に充てる基金としております。

次ページ以降、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、当年度予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計当初予算の補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第12 議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第14号

国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国頭村国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

福祉課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

〔金城由美子 福祉課長登壇〕

○ 金城由美子 福祉課長 議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国頭村国民健康保険税条例（昭和47年国頭村条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の国頭村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

今回の国頭村国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康法施行令の一部改正に伴う改正です。各条項の主な改正概要を説明いたします。

第2条第2項ただし書き「65万円」を「66万円」に改める改正は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を引き上げるものでございます。

同条第3項ただし書き「24万円」を「26万円」に改める改正は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げるものでございます。これに伴い、第23条第1項におきましても、税の減額の限度額を同額に引き上げるものでございます。また、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める改正は、低所得者に対し均等割及び平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減、2割軽減を判定する基準を引き上げるものでございます。

附則といたしまして、施行期日及び適用区分につきまして、参考資料としまして新旧対照表を明記しておりますので、御参照くださいますようお願いを申し上げます。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第13 議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第15号

国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

他市町村の期末手当の支給割合及び職員給与等との均衡を考慮し、また、物価高騰による宿泊料等の上昇に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年国頭村条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項前段中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第1中

「

種別 区分	鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県内	実費	500円	7,000円	
久米島、先島、南北 大東島	〃	800円	7,500円	実費（水路旅行）
県外旅費	〃	1,000円	14,500円	実費（水路旅行）

」

を

「

種別 区分	鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県内	実費	1,000円	10,000円	
久米島、先島、南北 大東島	〃	1,500円	11,500円	実費（水路旅行）
県外旅費	〃	2,000円	16,500円	実費（水路旅行）

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

今回の一部改正は、議員の期末手当と旅費の額を改正する内容となります。

1 ページをお願いします。第5条は期末手当に関するもので、第2項前段中「100分の150、1.50月分」を「100分の155、1.55月分」に、「100分の165、1.65月分」を「100分の170、1.70月分」に改めるものです。令和7年度の期末手当を0.10月分を引き上げて「年間3.15月分」から「年間3.25月分」とするものです。

旅費の額については、別表第1中の日当、「県内500円」を「1,000円」に、「県内離島800円」を「1,500円」に、「県外1,000円」を「2,000円」に改め、宿泊料「県内7,000円」を「1万円」に、「県内離島7,500円」を「1万1,500円」に、「県外1万4,500円」を「1万6,500円」に改めるものです。令和7年4月1日からの施行となります。

資料2ページにつきましては、新旧対照表となっております。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第14 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第16号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

他市町村の期末手当の支給割合及び職員給与等との均衡を考慮し、また、物価高騰による宿泊料等の上昇に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年国頭村条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項前段中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第2中

「

種別 区分	鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県内	実費	500円	7,000円	
久米島、先島、南北 大東島	〃	800円	7,500円	実費（水路旅行）
県外旅費	〃	1,000円	14,500円	実費（水路旅行）

」

を

「

種別 区分	鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
県内	実費	1,000円	10,000円	
久米島、先島、南北 大東島	〃	1,500円	11,500円	実費（水路旅行）
県外旅費	〃	2,000円	16,500円	実費（水路旅行）

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

今回の一部改正は、特別職の職員で常勤のものの期末手当と旅費の額を改正する内容で、議案第15号国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で説明をさせていただいた期末手当と旅費の額の改正と同様の内容となります。

資料1ページが条例改正文。

2ページが新旧対照表となっております。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第15 議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第17号

国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について

国頭村職員旅費支給条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

物価高騰による宿泊料等の上昇に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例

国頭村職員旅費支給条例（昭和５５年国頭村条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

種別 区分	鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃	日当 (１日につき)	宿泊料 (１夜につき)	食卓料 (１夜につき)
県内	実費	500円	7,000円	
久米島、先島、南北 大東島	〃	800円	7,500円	実費（水路旅行）
県外旅費	〃	1,000円	14,500円	実費（水路旅行）

」

を

「

種別 区分	鉄道賃、船賃、航空賃 及び車賃	日当 (１日につき)	宿泊料 (１夜につき)	食卓料 (１夜につき)
県内	実費	1,000円	10,000円	
久米島、先島、南北 大東島	〃	1,500円	11,500円	実費（水路旅行）
県外旅費	〃	2,000円	16,500円	実費（水路旅行）

」

に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

今回の一部改正は、職員の旅費の額を改正する内容で、議案第１５号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で説明をさせていただいた旅費の額の改正と同様の内容となります。

資料１ページが条例改正文。

２ページが新旧対照表となっております。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

休憩いたします。（午前１１時５６分）

再開いたします。（午後 １時２８分）

日程第１６ 議案第１８号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第18号

国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告及び他市町村の給与改定等を考慮し、給与改定を行うため本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国頭村職員の給与に関する条例（昭和48年国頭村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第5項中「前2項」を「前各項」に改める。

別表第1の表を次のように改める。

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300

42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	

80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000		
87	256, 300	297, 400	346, 400		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
89	256, 900	298, 000	347, 000		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		
99		301, 000	350, 600		
100		301, 400	351, 000		
101		301, 600	351, 500		
102		301, 900	351, 900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			
113		305, 100			
114		305, 300			
115		305, 600			
116		306, 000			
117		306, 200			

	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2の表を次のように改める。

医療職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200
2	209,600	242,800	282,300	295,800
3	211,400	245,000	282,800	296,400
4	213,100	247,200	283,300	296,900
5	214,800	249,400	283,800	297,400
6	216,700	250,400	284,300	298,000
7	218,500	251,300	284,800	298,600
8	220,200	252,200	285,300	299,100
9	221,900	253,100	285,800	299,600
10	223,900	254,300	286,300	300,200
11	225,800	255,400	286,800	300,800
12	227,700	256,300	287,300	301,300
13	229,600	257,100	287,800	301,800
14	231,600	257,800	288,300	302,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200
16	235,600	259,400	289,300	303,900
17	237,600	260,500	289,800	304,600

18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500
19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400
20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300
21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100
22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000
23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900
24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800
25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600
26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500
27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400
28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300

49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700

79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400

109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000
110	297, 600	328, 500	362, 600	
111	297, 800	328, 800	363, 100	
112	298, 100	329, 100	363, 500	
113	298, 400	329, 400	363, 900	
114	298, 600	329, 800	364, 300	
115	298, 900	330, 100	364, 800	
116	299, 100	330, 400	365, 300	
117	299, 400	330, 600	365, 700	
118	299, 700	330, 900	366, 200	
119	300, 000	331, 200	366, 700	
120	300, 300	331, 400	367, 200	
121	300, 600	331, 600	367, 500	
122	301, 000	331, 900		
123	301, 300	332, 200		
124	301, 600	332, 500		
125	301, 800	332, 700		
126	302, 000	333, 000		
127	302, 300	333, 400		
128	302, 700	333, 600		
129	302, 900	333, 800		
130	303, 200	334, 000		
131	303, 600	334, 400		
132	304, 000	334, 600		
133	304, 200	334, 900		
134	304, 500	335, 300		
135	304, 800	335, 700		
136	305, 100	336, 100		
137	305, 300	336, 400		
138	305, 600	336, 800		
139	305, 900	337, 200		

140	306, 200	337, 600		
141	306, 400	337, 900		
142	306, 800	338, 300		
143	307, 200	338, 600		
144	307, 500	339, 000		
145	307, 700	339, 300		
146	307, 900	339, 700		
147	308, 200	340, 100		
148	308, 600	340, 500		
149	308, 800	340, 800		
150	309, 000	341, 200		
151	309, 300	341, 600		
152	309, 600	342, 000		
153	310, 000	342, 300		
154	310, 200			
155	310, 400			
156	310, 700			
157	311, 000			
158	311, 300			
159	311, 600			
160	311, 900			
161	312, 300			
162	312, 600			
163	312, 900			
164	313, 200			
165	313, 600			
166	313, 900			
167	314, 200			
168	314, 500			
169	314, 900			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、国頭村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の給与表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及びその他これに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第10条の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表 号給の切替（附則第2項関係）

ア 行政職給与表の適用を受ける新号給

旧号級	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	15	1	1	1
10	16	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2

15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39

52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	

89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給与表の適用を受ける職員の新号給

旧号級	職務の級	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5

10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42

47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79

84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	

121	117	
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

今回の一部改正は、職員の扶養手当と月例給を改正する内容となります。

28ページの新旧対照表をお願いします。第10条扶養手当第2項中第1号配偶者を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中の前項第1号扶養親族たる子の扶養手当の「月額1人1万円」を「月額1人1万3千円」に改め、前項第2号から第5号までの扶養親族の扶養手当の月額を1人6,500円とするものです。月例給については、別表第1 行政給料表、別表第2 医療職給料表を改めるもので、3級から6級までの初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げるものです。令和7年4月1日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第17 議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第19号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告及び他市町村の給与改定等を考慮し、給与改定を行うため本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年国頭村条例第25号）の一

部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400

26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100	335, 300
27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500	336, 400
28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900	337, 400
29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300	338, 400
30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800	339, 400
31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300	340, 400
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800	341, 300
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300	342, 200
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800	343, 100
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300	344, 000
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800	344, 900
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300	345, 800
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000	346, 800
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600	347, 800
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900

57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	

87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	
99	249, 500	268, 600	304, 000	
100	249, 700	268, 900	304, 300	
101	249, 900	269, 100	304, 600	
102	250, 200	269, 300	305, 000	
103	250, 500	269, 600	305, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	
105	250, 900	270, 100	306, 000	
106		270, 300	306, 400	
107		270, 600	306, 800	
108		270, 800	307, 100	
109		271, 100	307, 300	
110		271, 400	307, 600	
111		271, 700	307, 900	
112		271, 900	308, 100	
113		272, 100	308, 300	
114		272, 400	308, 600	
115		272, 600	308, 900	
116		272, 800	309, 100	

117	273, 100	309, 300		
118	273, 400	309, 600		
119	273, 700	309, 900		
120	273, 900	310, 100		
121	274, 100	310, 300		
122	274, 300	310, 600		
123	274, 600	310, 900		
124	274, 900	311, 100		
125	275, 100	311, 300		
126	275, 300	311, 600		
127	275, 600	311, 900		
128	275, 900	312, 100		
129	276, 100	312, 300		
130	276, 300			
131	276, 600			
132	276, 900			
133	277, 100			
134	277, 300			
135	277, 600			
136	277, 900			
137	278, 100			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）の給与表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及びその他これに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第4条の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。））」とする。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

旧号級	職務の級			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18

27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55

64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	

101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

今回の一部改正は、単純な労務に雇用される職員の扶養手当と月例給を改正する内容で、議案第18号国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で説明をさせていただいた扶養手当と月例給の改正と同様の内容となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第18 議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第20号

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年国頭村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項中「（職員の配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が」に改め、同条第4項後段中「（職員の配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

今回の一部改正は、国の法改正に伴い、職員の配偶者及び子の対象範囲を改正する内容となります。

2ページの新旧対照表をお願いします。第8条の4第1項中及び同条第4項中「職員の配偶者の次に、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまで」の子のある職員に改めるものです。令和7年4月1日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第 19 議案第 21 号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第 21 号

国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 6 日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の規定を整理する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第 21 号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国頭村職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年国頭村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

今回の一部改正は、国の法改正に伴う条例規定の整理となります。

2 ページの新旧対照表をお願いします。第 18 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において、読み替えて準用する「同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 20 項」に改めるものです。令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第 20 議案第 22 号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第 22 号

国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 6 日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第 22 号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

国頭村議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年国頭村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号、以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

今回の一部改正は、懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する国の法改正に伴うものです。

2 ページの新旧対照表をお願いします。第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め

るものです。令和7年6月1日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第21 議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第23号

国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について

国頭村犯罪被害者等支援条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び犯罪被害者等支援のための基本的事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について補足説明をいたします。

○国頭村犯罪被害者等支援条例

(一年一月一日条例第一号)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関する基本理念を定め、村及び村民等の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等支援のための施策にかかる基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利権の保護を図るとともに、村民等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 村民等 村内に居住し、勤務し、又は在学する者及び事業者等をいう。
- (4) 事業者等 村内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、沖縄県、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う公共団体並びに民

間団体をいう。

(6) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により被害を受けることをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、その尊厳にふさわしい処遇を保障して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等支援のための施策を実施するものとする。

2 村は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制を整備するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(日常生活の支援)

第7条 村は、犯罪被害者等が早期に平穩な生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の心身の状況に応じた支援を行うものとする。

(居住の安定)

第8条 村は、犯罪等の被害を受けたことにより被害を受けた当時に居住していた住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、関係機関等と連携し、一時的に住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第9条 村は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援について事業者等の理解を深めるとともに、就業の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 村は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次被害又は再被害により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を行うものとする。

(支援の制限)

第11条 村は、犯罪被害者等支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(村民等の理解の促進)

第12条 村は、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について、村民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、その条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

今回の条例制定は、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減を図ることを目的に制定するものです。

1ページをお願いします。犯罪被害者等とは、第2条第2項で規定する犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族をいい、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を第3条で規定しています。犯罪被害者等支援のための基本的事項は、2ページの第6条相談及び情報の提供と第7条日常生活の支援、第8条居住の安定、第9条雇用の安定、第10条安全の確保で規定し、今回の条例制定では既存の施策を犯罪被害者等が利用できるように窓口設置など支援体制を整備するものとなります。令和7年4月1日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第22 議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第24号

国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について

国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村定住促進空家活用住宅の入居資格の変更並びに維持費の徴収方法を改めるため、本条例の一部を改正する必要がある。

企画政策課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

〔與儀光浩 企画政策課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画政策課長 議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例

国頭村定住促進空家活用住宅条例（平成30年国頭村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、空家活用住宅の規模により、単身者の居住を認めることができる。

第17条第2号を次のように改める。

（2）污水处理施設の使用又は維持、運営、汚物及びじんかいの処理に要する費用

第17条に次の1項を加える。

2 村長は、前項第2号に掲げる費用について、入居者から実費徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

先ほど村長のほうからも提案理由の中で挙げられた2点が今回の改正となっております。

それでは、2ページの新旧対照表をお開きください。まず1点目でございます。入居資格第6条のほうに1項第2号にただし書を追加しております。空家活用住宅の規模により、単身者の居住を認めることができるという形の改正となっております。

2点目です。入居者の費用負担義務、そのほうについてのものです。第17条第1項第2号のほうに污水处理施設の使用または維持、運営とあります。浄化槽等の維持管理を指しておるものでございます。そのほうにつきまして、第2項のほうで入居者から実費徴収できると。実費負担額のほうについては、徴収していきますという形の改正となっております。以上でございます。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第23 議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第25号

国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村定住促進住宅の維持費の徴収方法を改めるため、本条例の一部を改正する必要がある。

企画政策課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

〔與儀光浩 企画政策課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画政策課長 議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例（平成31年国頭村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「共益費の」を削り、同条第1項中「費用のうち、」の次に「比地定住促進住宅」を加え、同条に次の1項を加える。

3 村長は、辺土名定住促進住宅の入居者から、前条第2号及び污水处理施設の使用又は維持、運営に関する費用について実費徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

先ほどの議案第24号と同様なんですけれども、徴収等第19条新旧対照表におきまして、昨年度比地定住促進住宅に加え、辺土名の定住促進住宅を整備いたしました。辺土名定住促進住宅の中にあります污水处理で、そのほうに伴います維持、運営、管理、そのほうに関する実費相当分を徴収することができるという形の改正となっております。以上でございます。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第24 議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第26号

国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議員 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村移住支援施設の開館時間等を改めるため、本条例の一部を改正する必要がある。

企画政策課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

〔與儀光浩 企画政策課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画政策課長 議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村移住支援施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例（令和6年国頭村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午後7時」を「午後6時」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

（1）日曜日及び土曜日

第5条に次の1号を加える。

（3）6月23日（慰霊の日）

別表第1中

「

		メンバー		ビジター	
		村内	村外	村内	村外
会費	月額	2,500円	5,000円	—	—
住所使用料	月額	2,500円	5,000円	—	—
1席使用料	月額	2,500円	5,000円	—	—
	日額	300円	600円	600円	1,200円
	半日額	150円	300円	300円	600円
貸切使用料	日額	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円
	半日額	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円
	冷暖房使用料 村内300円／1時間・村外500円／1時間				

附属設備使用料	日額	300円	600円	600円	1,200円
	半日額	150円	300円	300円	600円
	P C ・ プロジェクター ・ モニター				
複写機使用料	A 4 サイズのみ	カラー50円／1枚・白黒10円／1枚			

を

「

		メンバー		ビジター	
		村内	村外	村内	村外
住所及び1席使用料	月額	7,500円	15,000円	—	—
住所使用料	月額	5,000円	10,000円	—	—
1席使用料	月額	5,000円	5,000円	—	—
	日額	600円	1,200円	600円	1,200円
	半日額	300円	600円	300円	600円
貸切使用料	日額	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
	半日額	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円
	冷暖房使用料 村内300円／1時間・村外500円／1時間				
附属設備使用料	日額	300円	600円	600円	1,200円
	半日額	150円	300円	300円	600円
	P C ・ プロジェクター ・ モニター				
複写機使用料	A 4 サイズのみ	カラー50円／1枚・白黒10円／1枚			

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

それでは、3ページの新旧対照表をお開きください。まず、昨年5月から新たに交流スペースと支援施設をオープンいたしました。その中のほうにおきまして、相談に来られる方々の時間帯であったり、そういったものが徐々に実態としてはっきりしてきております。まず、時間帯のほうにおきまして、改正前のほうにつきましては、午前10時から午後7時としておりましたけれども、6時から7時の間、ほとんどお客さんが来られないということで、閉館時間のほうについて、午後6時頃までとするという形の改正をしております。それから休館日についてです。お客さんのほうについて、または電話相談等について、平日でのお客様方からの相談の件数がとても多いということで、当初火曜日を基本的な定休日としておりましたが、火曜日よりもいま日曜日、土曜日のほうについて、開館しておりますが、ほとんど人が少ないということもありまして、閉館日を「火曜日」から「日曜日及び土曜日」のほうに変更する改正となっております。6月23日（慰霊の日）のほうにおきましては、前回同様休館としております。土曜日、日曜日、辺土名区であったり、

大通りまつり、それらのものについて、開館が必要であるという場合におきましては、第5条第1項のほう、村長が必要と認めるときはというところで、これまで同様開館していきたいというふうに考えております。

最終ページ、4ページをお願いいたします。交流スペースの使用料です。前回の議会のほうで、渡口議員のほうからも御指摘がございました。少し分かりづらいということでもございました。費用のほうについてでありますけれども、会費という文言を外しました。メンバーさんのほうにおきましては、住所及び1席の使用料、これは月額のほうについて、7,500円。このほうにつきましては、以前の会費、住所使用料、1席使用料、そのほうの月額を足した金額となっております。内容のほうとしては、ほとんど変わりませんけれども、徴収の仕方ですね、その文言のほうについて変更をしております。それから1席使用料の日額、半日額、貸切使用料の日額、半日額のほうにつきましては、ビジター、メンバー共に同じ料金とさせていただいております。これが改正の内容となっております。以上でございます。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第25 議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第27号

国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

教育課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

〔宮里 光 教育課長登壇〕

○ 宮里 光 教育課長 議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年国頭村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

今回の一部改正は、厚生労働省令の一部改正されたことに伴い、条文を改める必要があることから本条例の一部改正となっております。

配布資料の2枚目をお開きください。主な改正内容を御説明いたします。第6条の次に、2つの条項を加えます。

1つ目は、第6条の2 安全計画の策定等について。事業者は利用者の安全の確保をするため、事業者の設備の安全点検、職員や利用者に対する事業者内外での活動や取組など安全に関する事項についての計画策定などについて、義務づけされております。なお、本計画については、今年度において村内事業者である学童クラブなどにおいて策定しており、利用者等の安全確保に努めているところでございます。

2つ目は、第6条の3 自動車を運行する場合の所在の確認について。事業者は利用者の移動のために使

用する自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に車内外の点検など、その他方法で所在の確認をすることなど加えております。現在、事業者である児童クラブなどについては、利用者を送迎する際は目視など確認しながら事故などの防止に努めているところでございます。

第12条の次に1つの条項を加えます。第12条の2 業務継続計画の策定等について、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画策定などの努力義務を加えております。

附則につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から提供することになっております。

次のページに新旧対照表を添付していますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第26 議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第28号

国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要がある。

企画政策課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

〔與儀光浩 企画政策課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画政策課長 議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について補足説明をいたします。

次ページ、お願いいたします。新たに今回、変更として2件の事業の追加となっております。

まず、区分に移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の分野のほうにおきまして、事業計画で国頭村人口ビジョン・総合戦略策定事業と追加しております。

次ページ、お願いいたします。その事業内容、事業の必要性、見込まれる効果のほうについて、明記しております。この事業のほうにおきましては、令和7年度単年事業となっており、827万6千円で計画されております。

2件目です。3ページ、お願いいたします。教育振興の分野のほうにおきまして、国頭村学校施設長寿命化計画策定事業が追加されております。下の欄のほうに事業内容、事業の必要性、見込まれる効果を明記しております。この事業のほうにおきましても、令和7年度単年事業でありまして、816万5千円の計画となっております。以上でございます。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第27 議案第29号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第29号

指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設の名 称 与那地区交流拠点施設
- 2 指定する団体 国頭村字与那68番地
与那区
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日
令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条の規定により、本案を提出します。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第28 議案第30号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第30号

指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設の名 称 辺戸岬拠点施設
- 2 指定する団体 国頭村字宇嘉47番地1
ハブクリエイト合同会社
代表社員 永井 かな
- 3 指定の期間 令和7年5月1日から令和11年3月31日
令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条の規定により、本案を提出します。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第29 議案第31号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第31号

指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設の名 称 安田くいなふれあい公園
- 2 指定する団体 国頭村字安田62番地
特定非営利活動法人
やんばる地域活性化サポートセンター
理事長 比嘉 明男
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日
令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条の規定により、本案を提出します。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第30 議案第32号 国頭村監査委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第32号

国頭村監査委員の任命について

下記の者を国頭村監査委員に任命したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記

- 1 住 所 国頭村字辺土名294番地2
- 2 氏 名 玉城 孝
- 3 生年月日 昭和30年8月19日生
令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

監査委員が令和7年3月31日付けで任期満了のため。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第31 議案第33号 国頭村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第33号

国頭村教育委員会委員の任命について

下記の者を国頭村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記

1 住 所 国頭村字佐手165番地

2 氏 名 山本浩司

3 生年月日 昭和51年3月11日生

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

教育委員会委員が令和7年3月31日付けで任期満了のため。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

1 住 所 国頭村字奥間1652番地1

2 氏 名 山城美保子

3 生年月日 昭和38年10月4日生

令和7年3月6日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

前任者が転出により令和6年10月31日付けで解嘱となったため。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第33 決議案第2号 議員派遣の件（主要施策の現地調査）を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

決議案第２号 議員派遣の件（主要施策の現地調査）は、別紙のとおり議員を派遣することを決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、決議案第２号 議員派遣の件（主要施策の現地調査）は、議員派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の決定をいたしました但、変更等が生じた場合は、議長に一任することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、変更等が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさんでした。

散会（午後 ２時０９分）

令和7年第3回国頭村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 6 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月10日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	3月10日 午前11時51分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	3 番	山 川 安 雄	4 番	山 城 正 和
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩		
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1 2 3 4 5 6	議案第 8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号） 議案第 9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号） 議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算 議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算 議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算 議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算
会 議 に 付 し た 事 件	1. 議案第 8号 2. 議案第 9号 3. 議案第10号 4. 議案第11号 5. 議案第12号 6. 議案第13号	質疑 討論 採決 〃 〃 〃 質疑 予算特別委員会付託 〃 〃 〃 〃 〃 〃
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 おはようございます。収入のほうから若干確認させてください。ページ数が16ページ。17款の財産収入、1目の不動産売り払い収入です。補正前の額が8,455万2,000円。今回補正が1,588万円の減となっています。そのほうでは二次募集、13区画中6区画を村外在住でも申し込み可能ということで募集して、これが令和6年12月13日から令和7年2月14日までということで募集をかけて、今現時点でこれだけの減ということは、あと2区画か3区画かと金額的には思うのですが、まず何区画が今現在で残っているのか。それと、二次募集で村内在住の方も申し込みがあったのか、伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 お答えいたします。

まず、区画のほうについては13区画中で既に決まったものが10区画。残り3区画となっております。一次募集の際には50歳未満の家族世帯で子どもを有するところでの一次募集でございました。二次募集については、住所要件をまず抜いたというものと、50歳未満の一次募集同様家族世帯並びに40歳以下の夫婦等も対象といたしました。そのほうで、当初は一次募集で7区画、二次募集で3区画という形で現在10区画がもう既に決まったということでございます。先ほどの二次募集についても村内在住はありました。一次募集で子を授かっている形での募集を、どう見るかという形もあったのですが、まずは生存している子というのが一次募集の明記でしたので、そういった方も実際に申し込みされているところでございます。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 次に、同じ16ページ、寄附金で、これは4百万円減。ふるさとづくり応援寄附金ということで4百万円減になっていますけれども、以前に情報の中で事務手数料の件かな。それらの件で国から指導というのかな、指示があったかと思うのですが、今後も継続してふるさと納税の受入れが可能なのか、現時点での状況を教えてください。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 お答えいたします。

まず4百万円の減という形のものの、当初予算においては2億円の歳入を見込んで、途中3千万円のプラスということで2億3千万円という形で歳入を見込んでおりましたけれども、年度末になってきましてシビアにそれらを見たところ、今のところ2億2千6百万円。ここは確実だろうというところで押さえました。その分の歳入の減という形で4百万円を計上しているところでございます。それから、ふるさと納税は以前に指摘という部分で、令和4年度の分については、しっかりと指摘がございました。令和4年度のものの分については50%を超えていますと。次年度はしっかりと精査した上で、ふるさと納税の業務に取り組んでくださいということでした。これが令和5年度を見てみますと、令和5年度はほぼ令和4年度実績と変わらないような形の寄附金額であり、委託業者への委託料のパーセントは、令和6年度の4月1日時点で変わっておりませんでした。そこを今年度きちんとした法令に基づいた形で残すということで、令和6年4月1日から取り組んでまいりました。事業者のほうにお願いして寄附金の増額や委託事業者のパーセントの減ですね。

それらに取り組んで9月以降のものについては、しっかりと50%を切るという形で推移しております。しかしながら、今回調査がされるものが令和5年度のものという形です。令和5年度から令和6年度にかけて大分こちらのほうでは改革を進めて、それができるようになったので、そういった部分のほうについては県を通しながら、説明を差し上げるという形であります。この調査というのが、前にふるさと納税4、3ベース、4月からは年度ベースという形でありましたけれども、令和5年度、令和6年度のほうについては10、9ベース。10月から9月という形で捉える年度が若干変わりました。それで前回の令和6年度の6月7日に令和4年度のものですね。実績の報告を行っております。令和5年度のものについては定期の調査がまだ来ておりません。ですので、まずその調査がいつ来るかというところで、令和5年度と令和6年度の改革。それについてお話ししていく予定にしておりますけれども、何にしてもまだ調査が来ていないのが実情でございます。我々のほうとしては令和6年9月26日付で総務大臣から来ている令和6年10月1日から令和7年9月30日まで、このふるさと納税の指定団体といたしますという文書と、あと、しっかりとした税制。適正な執行に努めてくださいというものを今遵守しながら業務のほうを続けているということが現状でございます。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 しっかりと法令を遵守しながら対応を進めて、大きな財源ですので、その辺は重々承知の上でお願いします。

次、歳出のほうから何点かお願いします。これは説明資料70－40ページ、農業振興費のほうですね。40ページの下です。ふるさと納税を使つてのものが2件ありますけれども、まず1件目の国頭村農業共済加入負担金支援事業、実績減ということになっていきますけれども、補正前の額が1百25万円、補正するのが1百5万円。ほぼ使われていないのかなと思うのですが、実際の実績と、何で農家が利用しない状況があったのかという部分ですね。そして、その下の国頭村農業機械・設備導入支援事業補助金2百万円、補正前の額。今回は90万円減。ふるさと納税を使った形での事業を展開して、農家のためにやっているのかと思うのですが、こちらのほうも90万円減で大きな金額かなと感じているところです。こちらの実績を教えていただきたいなと思います。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

まず、共済加入負担金の支援についてはですね、今、農業共済が行っている共済制度なのですが、これまでは設備に関してはこの内容と、あと、農家の意識もあって農業ハウス等のものでありますから、これについてはこれまで多くの方々が利用してきましたけれども、去年あった災害、それからこれまでの台風等の関係で収入保険とか、そのほかの共済制度についても村のほうで、その内の25%までは見ましようということで事業をスタートさせたところなのですが、いろいろコマーシャルをして、農家に説明や加入促進のための取組を行ってきたところなのですが、それを活用するに当たっての農家のハードルというのも結構高いところがありまして、青色申告をしていなければいけないであるとか、そういったもろもろの条件等をクリアできる農家が大分少なかったということで、見込んでいたところまでには達しなかったというところとなっております。件数については、ちょっと今手元に資料がありませんので、また後ほど確認をして提供したいと考えているところであります。

その次の国頭村農業機械・設備導入支援事業補助金についても、災害の後、立て直しを図るために必要な設備や支援をしようということで、創設したところでありますけれども、これについてもなかなか農家のほ

うが、災害があったのが11月ですけど、それから二、三か月では今後の大きな計画というところが立てづらいか、こちらが想定していたほど伸びなかったというところで、今回その2百万円のうち1百10万円程度で足りるであろうということの試算でありますので、残りの分については減ということとさせていただきますというところであります。これは全く活用されていないというわけではなくて、ある程度の動きは見られたところがありましたので、それなりの評価はできるものと考えているところであります。詳細については細かいので、手元のほうにはありませんが、後ほどまた提供したいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 農業共済の加入に関しては、やはり「読み」というのかな。どういう条件でという部分が、農家からすると今の農家の状況ではなかなかできない。先ほどのRC工法をしっかりとのかとかですね、そういうのもしっかりと読み取って、ふるさと納税にうまく活用してほしいなと思います。

続いて次の41ページ。農業施設維持補修修繕費ということで3件上がっていますけれども、比地のほうにある奥間土地改良区の貯水池。応急措置したままで今残っていますけれども、そこについては今後、繰越しされる事業の中でやるのか。いつ頃、囲いのフェンス等も含めてやる予定なのか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

昨年の豪雨災害の後ですね、いろいろな所に影響がありまして、施設自体も壊れたところが数か所あります。今、大田議員がおっしゃった所についても、しっかり把握しておりますが、あれから約4か月ですね、農家に直接関係する農地とか、そういったところに業務を傾注していたところもありましたので、それについて、今は保留の状態となっておりますが、しっかり繰越しをして次年度にまたがってにはなりますけれども、そういったところも整備をやっていききたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 けがをした後では大変なことになりますので、早めに繰越事業でやるのであれば、対応していただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 補正予算書の21ページからお願いします。一番上、18節の負担金、補助金及び交付金で、国頭村移住支援金7百60万円の減。国頭村空き家バンク活用支援補助金4百20万円の減ということで、この件については令和6年7月のスタートで始まった窓口の一本化ということで、課題解決に向けて進めてきたと思いますが、実際、ほとんど金額が1件1百万円ということで、減額が大きいのですが、その辺の現状の説明方と、それにおける課題等がどのような形で見えてきたのか、その辺が分かれば伺います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 まず、今回の補正で国頭村移住支援金7百60万円という形で大きな減額となっております。当初、我々は条例整備を行いまして、予算のほうについても世帯で2世帯、子ども加算で6名、単身1世帯という形で予算化いたしました。当初、条例のほうでも御説明しましたがけれども、とてもコアな東京23区で住まわれている方、または東京23区に通いで仕事をされている方。そのものについて対象になるという形で、とてもコアが狭い方々を対象に、沖縄県内のほうにおいては伊江島やうるま市。昨年度からは本部町と国頭村の両方が加盟して、これは沖縄県と共に市町村のほうでも推進していく事業となっております。国2分の1、県4分の1、村4分の1という形の負担割合となっております。昨年、沖縄

県においても実績がほとんどありませんでした。恐らく今年度は国頭村の1件、これが今年度の実績。県の実績としてもそれになってくるだろうと思われましても、コアが小さい分、東京に一極集中を、地方に広げるというのが国の施策となっておりまして、このほうについても次年度も引き続きこういったことのアピールですね。国頭村のほうではこういった事をしていますよというのが、まだ多くの方々に知れ渡っていないというのも原因の一つになっていることも考えられますので、そういったものは次年度に向けてしっかり強化していきたいというふうに考えております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今、課長が言うように課題が見えている部分があると思いますので、国の施策とともにですね、また、受け皿の問題も大きな部分を占めていると思いますので、しっかり次年度予算にも同額が含まれていますので、ぜひ推進できるように、課題解決に取り組んでほしいと思います。

あと1点だけ。予算書25ページ、14節の工事請負費で、【一括交付金】スポーツコンベンション観光振興事業工事請負費2,476万1千円ですね。説明資料には倉庫建築の積算部分、増額部分ということになっていますけれども、かなりの金額増ということで、具体的な内容説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、倉庫に関しましては陸上競技場内に設置します。当初、規模感であったり、備品はどの備品を入れる想定というのを、計画で当初協議しました。その途中の中で委託設計業務が入りまして、規模感であったり、物価高騰の影響にもよりまして、その積算上の中で金額を弾いた際に、当初見込んでいた工事費より、増額となっております。ただし、金額的にも大きいことから、いろいろ詰めたのですが、その中でもこの金額という形で増額となっております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 再度、1点確認なのですが、規模的なことや収める内容等も答弁いただきましたけれども、確認として。これの設計は変わらず見積額が増額なのか、設計自体も多少変更した上で増額になっているのか、最後に確認させてください。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前10時22分）

再開いたします。（午前10時22分）

前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 今、手元に詳細な資料がございませんので、本会議中に確認して答弁したいと思います。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前10時23分）

再開いたします。（午前10時23分）

ほかに質疑ございませんか。3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 説明資料の70-27ページをお願いします。比地大滝関係の災害復旧委託料1千4百90万6千円計上されておりますが、比地キャンプ場災害復旧設計委託料が6百34万7千円。その下の遊歩道災害復旧設計委託料が8百56万9千円とありますが、その比地キャンプ場周辺はある程度見えていると思うのですが、その遊歩道については、どのエリアまでの設計委託料なのか教えてください。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

遊歩道につきましては、比地大滝の滝つぼのほうまでを考えての設計となっております。あくまでも今回は復旧についての委託業務となっております。その後、復興については4月以降に検討委員会を立ち上げて規模感を出していきます。ですので今、遊歩道にかかっている土砂、それと災害で遊歩道の改修が必要だと思われる所の改修含めての委託業務となっております。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 村長が東京まで出向いて補助金の申請というか、要請をしていると思うのですが、その後の説明だと復旧は土砂がかかっている所。復興はこれから考えると。というか全体が見えていない中での復旧という考え方があるのですか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 答えいたします。

国と内閣府との調整の中で、まずは復旧だろうというところで、同時に早急に使えるメニューがございました。ですので、まずは復旧で使える起債事業、これからまず活用して、まずは復旧だと。その後は復興だというところで国との調整も協議しているところです。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前10時26分）

再開いたします。（午前10時26分）

前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 先ほどの件なのですが、まずこの委託業務の中には片づけも全部含んでおります。その委託業務の中で次年度繰越事業になりますので、その中で策定委員会の協議の中の話も含めて委託設計の中に反映させます。なので、その規模感というのは、その委託設計業務をやりながら、策定委員会の協議で話しながら、そこでどういった規模感というのを整えていきます。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 ちょっと分かりにくいのですが、片づけも入っているということは理解できます。復旧という名目ではあるが、片づけも入っているよと。基本的な考え方として、必要のない場所も今後出てくる可能性があるわけですね、遊歩道として造るところなのか、あるいは沢歩きを経験させながら行くのか含めて、そこはかなりのスピード感を持って復興に向けた自分たちの村がどう考えるかという考え方のまとめは非常に必要だと思うのだけれども、このお金が片づけるためにというのは非常に分かりやすい話ですが、8百56万9千円が無駄にならないように。復旧という言葉を使っているわけだけれども、その整理はこれからどう考えていきますか。今のも同じような質問になるかもしれませんがお願いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 答えいたします。

まず、山川議員がおっしゃるとおり、本当にこの復旧の中で、片づけも含めてなのですが、当然、今からの比地大滝遊歩道に関しては先ほどの繰り返しなのですが、策定委員会の中で協議内容含めてこれに反映させて、いかに川の遊びのゾーンだったり、遊歩道も含めての復旧。そして復興に向けて動いていきたいなと思っております。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 もう一つお願いします。説明資料の61ページ、ふるさと納税の委託料8百39万2千円の減と。先ほども少し絡んでいましたが、その要因というのを具体的に説明をお願いします。要因というか、どういう形になっているのか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 今回の委託料におきまして8百39万2千円の減額というものです。これは4月から3月までの見込み額という形で、先ほど歳入のほうで2億2千6百万円。これを歳入で見込んでいくということです。それに伴います、ふるさと納税返礼品。これを今26%で見えておきまして、その部分で4百48万7千6百円の減。続いて、ふるさと納税返礼品送料、これは9%で見えておきまして、このほうで1百55万3千4百円の減。続いて、ポータルサイトの委託料、このほうを12%で見えております。そのほうで2百7万1千2百円の減。それに中間事業者委託料、このほうを2%としております。これは物産センターです。そのほうで8万円の減。そのトータルが今8百19万2千2百円。それに加えクレジット決済手数料、このほうが1%。このほうで4万円の減という形となっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 返礼品の26%、4百48万7千6百円の減というのは、これは直接農家とか、地元の方々にも関係するものでしょうか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 実際に事業者のほうに支払いするものとなっております。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 その4百48万7千6百円の返礼品の地元の事業者への減というのは、主にどういうふうな方々ですか。例えばマンゴー園なのかとか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 詳細持ち合わせておりませんので、後ほど資料提供いたします。

○ 山城弘一 議長 休憩いたします。（午前10時32分）
再開いたします。（午前10時33分）

3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 説明資料の70-40ページ、農業関係ですけれども、その18節、経営発展支援事業補助金3百75万円の減と、それから45ページの同じく説明資料です。農地耕作条件改善事業工事請負費で5百92万4千円の減になっておりますが、今の耕作地の耕作条件改善事業という減の要因。金額は7千8百万円の予算の中の5百92万4千円ですけれども、この内容と、それから先ほどの経営発展支援事業補助金、予算前の額と全く同額の減になっております。その説明をお願いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 まず、農林水産課のほうで見えています経営発展支援事業補助金ですが3百75万円。これは経営を開始して2年目までの新規の農家に対する支援事業であります。機械設備等の支援事業なのですが、今年度は1名分の予算を計上して、活用される方をいろいろ探して、1名の方がエントリーしたのですが、県の審査というのがあります。県の審査の中で、また県のほうでも全体の予算の規模がありますので、その中で点数が低くて採用に至らなかった。県全体の審査の中で採用に至らなかったということで今回減となっております。この方は経営2年目で、機械設備等の業務について支援を受けたいということでありましたが、残念ながらそういった結果となっているところであります。次年度については、この方も3年目になって、その要件から外れてエントリーできないということになりますので、そのほかの支援策でいろいろ支援をしているところであります。耕作放棄地改善事業であるとか、そういったもろもろの別の事業で支援を継続してやっているところであります。次年度については内部で確認をして、行けるだろうとい

う確信を持ったところで県のほうに申請をして、予算をまたつけたいと考えているところでもあります。以上です。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前１０時３６分）

再開いたします。（午前１０時３７分）

新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

入札残による減額となります。以上です。

○ 山城弘一 議長 ８番 宮城 誠議員。

○ ８番 宮城 誠議員 予算書の２８ページをお願いします。教育費の中なのですが、こども園の給食材料費ですが１百７７万５千円が計上されておりますけれども、今まで給食センターも含めて地産地消を促進している関係で、国頭村の材料を多く使うという機運が高まっておりますけれども、大体どれぐらい村の材料を使っているか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 宮城 誠議員の質疑にお答えします。

国頭村の給食センター、こども園の給食も作っているのですが、栄養士のほうで毎月献立を作っております。その中で毎月一度、クイナの日ということで１７日をメインにして国頭村の食材を使った給食を提供しているところでございます。やはり各食材については、なかなか数量的に集まらない部分もありまして、現場の給食センターにおいては試行錯誤しながら農家やふるさと市場などを回りながら、材料を確保して給食センターに提供しているところでございます。

○ 山城弘一 議長 ８番 宮城 誠議員。

○ ８番 宮城 誠議員 物価高騰で大変な状況になっておりますけれども、米代が二倍ぐらいになっているとかで大変なのですが、ぜひ、物産センターのふるさと市を通じながら、農家から袋詰めではなくて何キログラムとか何十キログラムという単位で仕入れるような、そういう工夫をしてほしいと希望しておきます。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。４番 山城正和議員。

○ ４番 山城正和議員 予算書の２０ページ、総務費、総務管理費の中で１９節の扶助費、災害復旧再建事業扶助費ということで１千６百万円が計上されてますがその概要と、これは年度内執行ができるのかどうか、その辺含めて執行スケジュール等についてお伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

この扶助費については住家の応急修理に係る予算の計上額となっております。これまでに補正のほうで８号、９号と同じように住家の応急修理に係る費用として予算を計上しておりました。その合計が７千８百万円となっております。今回、実際に応急修理に入中で対象の住家として３８軒を予定しております。その中で予算を要求する時期の時点になるのですが、２２軒については見積もりも頂きながら、実際に作業も入っていると。残りの１６軒については見込み額として計算させていただいております。トータルとして、約９千万円がこの住家の応急修理で必要になるのではないかと考えておりまして、これまでの予算の計上額、８号、９号の７千８百万円。その差し引きの約１千２百万円について、今回、計上しているということとなります。実際に住家の応急修理については、まだ作業のほうを進めさせていただいておりまして、事業とし

ては繰越しを予定している住家が幾つかございます。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 分かりました。できるだけ被災された方々と十分意思疎通を図りながら、ぜひ、復旧に尽力してもらいたいと思います。

次に進みます。予算書の26ページです。教育費の教育総務費の中で、事務局費の中で12節の委託料。その中で子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、これが2百24万円の減になっていますが、その減額した理由ですね。これは委託業務が必要なかったのか、それとも発注したけど、その執行残額なのか、その辺について内容の説明をお願いします。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の質疑にお答えします。

子ども・子育て支援事業計画の策定業務については、今回3期目の策定となります。5年に一度の見直しとなっております、事業の選定。いわゆる入札を行った入札残となっております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 分かりました。同じく予算書の28ページです。10款教育費、7項認定こども園費です。その中で1節から10節までありますけれども、特に人件費関係です。報償費、それから給料、職員手当ですね。かなりの減額があります。その実績減と言えば実績減なのですが、主な理由ですが、なぜそういうことになったのか。そのことによって実際、こども園を管理していく上で影響がなかったのかどうか。採用を予定していたけれども雇用ができなかったということなのか。その辺を含めて、そのことによって園の運営に支障がなかったのかどうか含めて説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の質疑にお答えします。

認定こども園につきましてですが、やはり指摘があったとおり給料面ですね。手当関係について、雇用されている職員の配置になるのですが、現在、配置人数で予定していたフルタイムの人数が若干5名ほど不足しております。あと、女子職員については産休・育休などの休みによって、給料面の減額が多かったかなと考えておりますが、現在、現場においてはシフト制でなんとかやり繰りしながら子どもたちのこども園の利用について、しっかりと対策を取りながらこども園の生活を実施しておりますので、今のところうまく対応しているところだと考えております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今の雇用ですね、なかなか厳しいものなのかとも思うわけですが、やはり現場に負担にならないような形で、皆さんが想定している雇用で、いろいろ条件とかがありますよね。そこはやはり持続できるような体制をとっていただきたいなと思っています。これはせっかく予算措置もしているので、そういうことによって現場へのしわ寄せが来ないようにということで、そのことによって子どもたちのいろいろなケア含めて十分その機能が果たされると思いますので、その辺もまた次年度に向けて十分な体制で取り組んでいただきたいと思います。

次に、繰越明許費についてお伺いします。これは繰越明許計算書が出ているわけですが、今回これは額がかなり大きいですね。毎年少し額が増えてきているような状況も見受けられるわけですが、今回は皆さんが出した繰越明許費の計算書、これの合計を見ると、総事業費が1百37億2千5百21万円に対して、今回、繰越明許費として10億2千9百23万円ということで、実に比率からすると75%が繰越しというふ

うな形になっております。これについて、いろいろ明許費の理由書ということで資料も添付されているわけですが、その繰越明許費について、単年度で事業という考え方があるわけですが、できるだけその年度内に早く執行したほうが、より効率的に村民福祉の向上につながるというのは言うまでもありません。ということで、次年度の半ばまで引きずるということは、また新年度の事業もかぶさってきますので、いろいろそういう職員が業務をこなしていく上でも、かなり負担が出てくるのかなというのも懸念されますし、そういうのを含めてどのように総括されているのか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 山城議員の御指摘のとおり、村の予算については会計年度独立の原則というのがございます。当然ながらその会計年度でしっかりと補正しながら収めるということでありまして。しかしながら、どうしても今回については38件のうち十五、六件が昨年の災害が起因するような繰越しとなっていますので、少し否めない部分がございますが、何しろ予算の効率的な執行を図る特例といいましょうか、というのは自治法的にも認められている部分がございますので、災害復旧費だけではなくて継続費という形でありますから、そこを運用するという形にはなりますけれども、なるべく繰越しのないような形の執行というのは、今後も含めて引き続きやらなければいけないと常日頃から認識しているところで、今回についてはそういった特例もございますので、しっかりそこも運用しながら、次年度以降、各課連携しながら繰越しのないような取組にしていきたいなと思っております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 ぜひ、できるだけ繰越明許費の額が事業件数含めて多くならないように、執行体制の強化を、計画的な執行という面で、その辺の努力は引き続きやっていただきたいと思います。その中で1点だけ、繰越明許費の理由書が出ているわけですが、その中から1点だけ質疑させてください。

これは繰越明許費理由書の2ページなのですが、そこで4款衛生費、1項保健衛生費、その中で国頭村立東部へき地診療所送迎車両の購入業務4百50万円です。これは完了予定が令和7年12月26日ということで、理由としては車両の製造に必要な部品等の供給支援が生じて、不測の日数を要したという理由になっています。その下の同じく国頭村立東部へき地診療所雨除け兼車庫設置業務1百86万6千円。これは完了予定が令和7年5月30日ということ。これの理由としては、診療所の休診日に作業を実施すること。作業の進捗が降雨などにより不測の日数を要したためという理由になっています。この件については同僚議員の大田議員からも再三どうなっているかと。早期にやるべきではないかという指摘もたしかあったと思うのですが、なぜそのようなことになっているのか。本当に発注の時期が遅れたのか、それとも真意はどうか。この辺含めて説明求めます。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

まず、東部へき地診療所に関しましては、現在指定管理を委託しているところから継続が困難というお話がございましたので、新たに指定管理者を選定するということを今年度行ってまいりました。議案にも出させていただきましたけれども新しい指定管理者が決まったところではあります。契約に向けて今、準備をしているところでありますが、その中で指定管理者がどうやら代わるであろうという検討に入ったところから、車両の種類であったり、車両の内装をどうするかというところも再検討に入るところもありまして、車両の発注はこの新しい指定管理者の大方めどがつく頃に入りましたというところがありましたので、確かに御指摘のとおり発注が遅かったというのもございます。また、車は注文してから納車されるまでが現在数か月か

かるという現状もございまして、発注が若干遅れたことと、それから納車が大幅遅いというふうな返答がありましたので、この見込みとしましては今年12月頃を見込みまして繰越しさせていただくこととなりました。

もう一つの東部へき地診療所の雨除けの工事ですけれども、こちらも以前から御指摘いただいておりますが、そこをどのような形でどういう工事にするかという検討も少し時間がかかったところでございます。ですけれども、この繰越しを予定してはおりますが、工事の業者の方が大変詰めてやっていただいたところで、完成は見込みでございまして、執行もできるのではというふうに考えているところではあります。今回この予算を補正するスケジュールとか、それから繰越額をはじき出す作業の時には、まだ工事完了の見込みはございませんでしたので、このように理由書に書いたとおりに報告させていただきましたが、雨除けにつきましては間に合いそうではあるというふうに今のところは見込んでおります。新たな指定管理者と契約が新年度に整いましたら、休診をしない予定で進めていますけれども、若干準備期間が必要になると思うのですが、患者様の不便にはならないように計画しているところではございます。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 予算書の歳入の18ページ、それと起債、繰越明許費、災害復旧費、一番下です。比地大滝施設災害復旧事業。歳出においては予算書の説明資料。ほぼ地方債、全額であります。これに於いての起債の要件等。例えば、これは単独債になっていますけれども、それというのはどのような償還計画とか、例えば国・県の助成とか交付税での措置とか、そういったのはどうなっていますか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず、今回単独事業、単独災害復旧事業といたしまして実施させている部分の委託に係るところとなっておりますが、まずこの事業費については充当率が100%となっております。今回、その中で交付税の措置を予定する参入については、約50%から80%の間でということと想定されておりますが、今回、たしか約80%でしたかね、見込む形で計上をさせてもらっているところとなっております。

○ 山城弘一 議長 休憩いたします。（午前10時58分）
再開いたします。（午前10時59分）

宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 今、説明させていただいた実際の起債の内容としては、国・県ということではなくて、村のほうで単独事業として実施するということとなっております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 国からの交付税措置はあると。しかしながら県からは何もないと。実質、災害指定地域には指定されてなくて、今回は局地一時激甚災害に指定されると。村長に一生懸命頑張ってもらって、また比地大滝の復興再建ができると思いますので、よろしくお願いします。

あと、繰越明許費からなのですが、総務費の旧北国小学校耐震診断調査委託業務なのですが、耐震診断の判定機関について、当初予定していた機関が公共の耐震診断を行っておらず、変更を余儀なくされたためということでありますが、それについて入札か何かの規定等なのですかね。その理由をお願いします。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 お答えいたします。

実際にこの業務については、仲本設計が落札いたしました。仲本設計のほうで当初見込んでいた判定につ

いてですが、実際は沖縄県については沖縄県建築士事務所協会というところが耐震の判定をするという機関となっております。それにおいて現在、いろいろなところからこういう業務が殺到して、今、我々も番待ちというところで、いずれはされるのですが、今、実際にコーンを抜いたり、調査するものはあるのだけれども、これを実際に大丈夫かどうかという判定を回しているところでございます。その業務が多忙で、幾つもの市町村からこういったものが折り重なって、うちのまだその番が来ていないという部分での繰越しという形でございます。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 それというのは想定できるのか。車両においてもそうなのですが、今は頻繁に衛生費もそうなのですが、車両の新車を発注した場合に約1年近くかかるというのは普通に考えられることなのです。いろいろなところもそうになっているのですが、そういうところを勘案した場合に、村民の利用とかという計画があるわけですね。送迎においても。古くなってくると整備しないといけない。そして、やはり安全性の管理はどうなるのか等が出てくると思います。それとこれも勘案して、早い段階での発注を出すというのが求められると思いますので、よろしくお願いします。

そして、繰越明許費の6款農林水産業費、森林病虫害防除事業なのですが、これにおいては当初、安波地区での事業実施を予定していたが、奥間地区でも被害が発生したため、追加で駆除が必要になったことから、年度内の事業完了が困難になったということであります。これにおいては期間、やはりこれは松くい虫だと思うのですが、カミキリムシが飛ぶ期間、暑くなったら飛ぶとは言われています。そういう中で4月30日まで大丈夫なのか。それと、村内はまだまだ発生状況は低いわけですが、しかしながら、それ以南はすごく爆発的に発生している。例えば前にも申し上げましたが、恐らくこの地域の松林、辺戸とか宜名真等の県有林とかが入ってくると、これを止めるにはちょっと厳しい状況にあるのではないかと。やはり作業員体制というのも取られていないというのが現状だと思います。現在、林業施業者、作業者がすごく激減している状況で、前までいた緑の雇用等においても、終わった方々はほぼ退職している。なかなか残っていないという状況。今ある85%近い森林の中で、管理していくという体制が本当に今後取れるのかどうかというのは厳しい状況にあると見ています。そういう中で、こういう病虫害というのは事前に防がざるを得ないと。爆発的に発生した時にはもう大変なことになってしまう。その辺はどのように考えて、今後どのように動くのか。調査的にもそうなのですが、国・県とも協力し合いながら、国有林もあるわけですから、そういったものというのは今後どのように進めていくのか。その辺、答弁をお願いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

まず、今懸念される時期というのがありまして、その虫が成長して外に出て伝染といいますか、広がっていく時期というのが、ちょうど今の時期でそれを逃すともう手遅れになるということでしたので、今回については発注しているところであります。遅れた要因としては、当初は安波地区で予定していたのですが、書かれているとおり奥間地区に新たにその場所が見つかったということで、県のほうから、そこを早急にやるべきであるということで、どうしても受注する業者が限られてきますので、その業務ができる時期というのがありましたので、そういったもののタイミングを見ながらやっていると、少し後ろにずれてきたのですが、今回やっと、その業者というのは森林組合なのですが、村の発注業務や、そういったのもある程度落ち着いて、今できるぞというところのタイミングを見計らって、ぎりぎりではあるのですが、それが広がらないような前には終了できるだろうというところで今、スタートを切っているところであります。発注はして

いるところでありますので、この中でも完了予定が4月30日末となっていますけれども、それを待たずに終わるのではないかと想定しているところであります。

常日頃から県のほうとは情報共有等を行っておりまして、そういう被害防止、それから松林の保護についても県のほうとは密に情報共有しているところでありますので、引き続きこれについても連携しながら取り組んでいこうと考えているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 ここに奥間ということがありましたが、前回は奥間で発生しているはずなのですよ、恐らく。だから今回はこの繰越明許というよりは、そこで調査はされているはずなのです。それがなぜそこで今回こういう形で突発的に発生したかという要点になっているのが疑問なところがあります。そういった面でもしっかりと調査を県とも村と国とで、そこにおいて環境省、そして、やはり環境保全課はどのように考えているのか。やはりそこは世界自然遺産地域ですので、その辺においても中南部みたいに、すごい松林がああいうふうに荒廃して荒れたときに、見た目的にも世界自然遺産地域としてのそういった景観がすごく損なわれるという状況もあります。そういったものの危機感というのですか、そういうことの共有、今の状況の共有というのはなされているのかどうか。今後そこをどのように共有の中で取り組んで、できれば環境省にも予算化してもらって、何らかの措置的なものに加わってほしいというところもありますので、そういうところをどのように考え、今後どのように動くのかお伺いします。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 この森林病虫害は松くい虫のことになってくるかと思うのですが、それが発生した場所、例えばやんばる国立公園の何種になるのかという部分も大きく想定されるかと思えます。その地種区分によっては許認可の手續に環境省等の必要も出てくるかなという部分でいくと、そういった情報を基に情報共有は図られるものかなと思っております。やはりその景観の部分も含めて、やはり早急に対応すべきは対応する必要があると思えますし、初期動作が早ければ早いほど根絶という部分も見込まれることがありますので、そういった部分は農林水産課と情報共有しながら環境省も含め、あと、林野庁も含めそういった関係機関と連携を図っていきたいなと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 それでは1点、予算説明書のほうの70ページ中の68ページ、環境保全課の保護収容猫の譲渡推進手数料実績による減というところがございますが、この減は実際にこの保護猫が現在は少なくなっているからこの減につながっているのかというところをお伺いしたいです。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 今回の手数料の減額1百20万円ほど手数料を減額させていただきました。この経緯に関していくと、令和5年度、前年度です。令和5年度に県内のNPO法人に譲渡推進という部分を委託させていただきました。令和5年度でいくと1匹当たりの譲渡推進費用3万円をお支払いさせてもらって、去年の実績が十五、六頭だったと思います。令和6年度も引き続き同じNPOに委託を発注する予定であったのですが、まずその譲渡推進費が令和6年度の見積もりで3万円から6万円に上がったという部分と、もう一つ、令和5年度の実績、そのNPOに対して我々は15頭の譲渡推進をお願いしますという形で一次譲渡みたいな形をさせていただいたのですが、その後の追跡で確認させてもらって、その15頭がその後どうなったのかという部分をNPOに聞いたところ、譲渡が進んでいない。いわばNPOに出してNPOに我々はお金を払っただけというのが令和5年度の実績であったと。令和6年度の当初予算では、先方

のその譲渡推進費の3万円から6万円の見積額を当初予算とさせていただいたのですが、やはりその二次譲渡、実際に新しい御家庭に行く譲渡が全然進んでいないというのは非常に課内でも「これはまずいのではないか」という部分で、当初予算は計上させていただいたのですが、そのNPOとは契約してもプラスにはならないという判断で、当初予算は組んでいたのですが契約はしなかったというのが主な理由です。そこから直営というか、国頭村でもっと譲渡推進を広げていこうということで、今回、シェルターの整備であったり、お隣の大宜味村のNPOの皆様とも協力連携させていただいて、実は東京の民間会社と一緒にやる経緯があって、そこに6頭を去年の11月ぐらいですかね。6頭を送ったら1か月以内に6頭全ての譲渡が完了したという部分でいくと、我々が本来求めていた譲渡推進が結果的に図られるようになったということで、やり方を変更して当初の計上していた金額より、そこまで使う必要がないということでの今回の減額となっています。ちなみに今年度は、約30頭弱ぐらい取れているので、あまり減っている状況はないのですが、やはりうちで一時保護した子をしっかりと最終的な譲渡に進めていこうという部分では、今、協力連携させていただいているところです。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 今、大宜味村との連携ということでお伺いしましたがけれども、大宜味村は譲渡会をされているようですが、国頭村では譲渡会をやるとか、そういった計画はありますでしょうか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 国頭村での現状、単独で譲渡会という部分をできる体制にはなっていないのですが、大宜味村で月に1回やっている譲渡会に、うちの猫がそこに参加したりとかという形で協力連携させていただいています。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 不幸な猫ができるだけ減るように、糸満市でちょっとかわいそうな事件が起こっておりますので、世界自然遺産の森でございますので、ぜひ推進のほうをよろしく願いいたします。以上です。

○ 山城弘一 議長 9番 金城利光議員。

○ 9番 金城利光議員 1点お伺いします。13ページをお開きお願いします。法人の村民税が2百50万1千円減額されておりますが、それは農業法人の数が減ったのか。あるいはそれとも法人の決算の申告に基づく減収なのか、ひとつその点をお伺いします。

○ 山城弘一 議長 山城 修 住民課長。

○ 山城 修 住民課長 お答えいたします。

医療法人の実績減によるものになっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 明許繰越の理由書のところ。6番議員が質疑したものの関連質疑になりますが、旧北国小学校委託業務ですけれども、耐震診断の判定機関について、当初予定していた機関が、これが地元出身の設計事務所だったと。だが耐震診断を行ってなく変更を余儀なくされたということは、その地元の設計事務所が変更するというふうに理解してよろしいですか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 業務の委託については仲本設計で変わらずです。仲本設計のほうでコア抜きであったり、そういったものの採用のほうをやっていただいて、最終的に判断をいただくというところが沖

縄県建築士事務所協会ということでございます。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 最初の説明と、この理由書はちょっと直したほうがいいのではないかな。これまでもそういう経緯はあったはずですよ。地元の設計事務所の人たちが受託して外に頼んだと。ここしかできないわけだから。さっきの説明では、結局この理由書は変更を余儀なくされたためとあるから、そこは変えたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 少し分かりづらいということだと思います。若干これは表記の仕方のほうを検討させていただきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 もう一つお願いします。予算書の29ページです。7款1項商工費、観光費で12節の委託料、ヤンバルクイナ生態保全確立事業委託料2百35万円の減になっていますが、その説明をお願いします。補正予算の25ページです。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

これについて、安田くいなふれあい公園内で予備個体の飼育を今年度の当初予算から入れておりました。しかし、この予備個体を飼育する施設の準備に費用を要しまして、実際は12か月分取っていた予算なのですが、開始をしたのが12月というところで、その分の減額となっております。どうしてもクイナを飼育するに当たっては、かなり慎重に施設を整備してまいりました。その間、4者会議、環境省、役場、動物たちの病院、安田くいなふれあい公園の指定管理者。ここでも協議した中で、現在はこの施設で予備個体の飼育を1体飼育しております。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 今の説明は予備個体の飼育は現在はやっているけれども、11月まではやっていなかったための減ということによろしいですか。分かりました。以上です。

○ 山城弘一 議長 商工観光課長より、5番 渡口直樹議員への回答があります。

前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 本議会中に陸上競技場の倉庫の工事費2千4百万円ほどの増額に対しての内容なのですが、主に当初、概算工事費を出したときにはなかった、杭工事費、それとそれに付随するコンクリート工事と型枠工事の増額が主な要因となっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 資材高騰の時期や昨今の状況がいろいろ考えられるわけですが、今の答弁からいくと当初の計画になかった、杭工事、コンクリート工事ということですので、その実施設計に入る前の段階でしっかり調整、確認等というのは重要なと認識しますので、今後もしっかり執り行ってほしいと要望しておきます。以上です。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長より、2番 大田孝佳議員に対しての回答があります。

田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 先ほど2番 大田孝佳議員からの質疑の中で共済関係の実績のお話がありましたので報告したいと思います。まずこれまで共済関係については施設園芸、園芸施設のみを対象としてお

りました。今年度はそれに畑作物、それから収入保険とそのほかの共済のメニューについても追加させていただいたところであります。畑作物については新規でありましたけれども22件の農家が申込みをされております。そして収入保険については2件の農家が活用しております。施設園芸、園芸施設については12件となっております。今回減にした大きな要因としては、この園芸施設の中で大口の農家、佐手のほうの法人のマンゴー農家が今回活用しなかったということで、実績として大きな減につながったものとなっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第8号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。（午前11時22分）

再開いたします。（午前11時32分）

日程第2 議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これから質疑を行います。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 1点だけ伺います。予算書の9ページです。2款保険給付費、1項療養費、その中で11節役務費、国保審査手数料2万5千円が追加されていますが、その理由と。これの仕組み、それからその結果、どういう結果がもたらされているのか。それと関連して、今朝も国頭診療所の午後からの休診の放送があったわけですが、最近ですね国頭診療所の臨時的な休診の放送が結構増えているように感じているわけですが、これは先生一個人というか、先生の業務の都合でそうになっているのか。あるいはその診

療所の業務体系含めて何か要因というのがあるのか、その辺について説明求めます。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 まず、審査支払手数料についてお答えいたします。

国民健康保険は国民健康保険連合会が事務を委託している関係で、医療機関から請求がありましたら国保連が一旦支払うのですが、その際に審査を行っております。それについて事務を執り行っていた分の手数料を役務費で支払っている関係で、若干不足が生じておりますので補正をさせていただきました。

次に、国頭診療所の休診のお話ではございますが、先生の御都合で休診なさる場合もありますし、あと往診とか、先生を委員としている委員会というのも数ありまして、また学校医としてのお仕事もありますので、そういった場合には休診ということもございます。もちろん先生御自身の体調ですとか、別用務ということもございますが、お一人の先生でやられている状況ではありますので、その際には休診ということになるかと思いますが、午前中に患者さんが多いということがございますので、午前中は空けていただいて午後にそういった別用務を入れていただくようにはしているところでありますが、いずれにしても急な患者さんが午後は見ていただけないということにももちろんなっていると思いますので、代診医ですね。こういった制度も県のほうからあるということでもありますので、前もって分かっている日程については、そういった制度も利用しながら、患者さんの御迷惑にならないように計画したいと思っております。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 ただいまの件なのですが、今はほとんど先生の都合のお話での説明だったと思いますが、何か診療報酬を精算する、あるいはそういう事務をなさる、そういうサポートですよね。診療所を運営するに当たっての。どうもそういうスタッフの雇用の対応というか、ローテーションというのかな。そういう人材というのかな。そのこともあるのではないかという話もちょうと耳に入ってきているわけですが、その辺について担当課には診療所のほうから休診をするに当たって、そういうものも一つの理由になっているのかどうか含めて相談があるのかないのか。その辺について何か情報を共有しているのかどうか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

現在、指定管理を受けていただいている琉生病院から、例えば看護師が足りないですとか、それから医療事務従事者が足りないですとか、それから運転手ですね。村内の人材を雇用していた観点からも常に御報告なり、御相談はあります。現状、どの業種でも同じような形で人材の不足というのはあるようなのですが、募集に関しては、こちら情報共有いただいて、また1階のほうにも必要な場合には掲示していただいて、募集しているという現状でございます。ただ、指定管理をしている以上、そういった人材の不足において休診が度重なるということは、こちらと交わしている契約にも関わってくる問題でございますので、人が足りないで診療所が開けられないという事態にまでは実はなっていない状況で、ただ、常に人材を募集しているということもございます。そこについては我々も人を手配する御協力はさせていただいておりますけれども、先生の御都合でお休みなさっているというのも個人の都合ではなくて、他の用務があつてのことでございますので、本当に人材が不足して休診という事態になれば、我々ももう少し内容を考えながら休診を避けるという手だてもきちんとやっていきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 休診放送についてですが、所管課には具体的にこういう理由で休診を放送しますというふうなことでの確認というのでしょうか、そういう手続を踏まえて村民には防災行政無線を通して放

送しているのか。そうであれば休診する内容についても的確に把握できると思うのです。ただ、都合によって休診しますということでは、なかなかその中身が、今おっしゃるように指定管理医の義務を履行できないというふうな状況での理由では放送できないでしょうし、それは当然分かります。だからこの辺は十分そういう機能を果たしているのでしょうか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

都度都度ですね、例えばいついつ休みますということが急な場合を除いては御相談があります。もちろん休診をしてはいけないという契約ではございませんので、すぐさま違反にはつながらないということも先に申し上げておきますが、御連絡がない休診というものもあるのは実情ではございます。

○ 山城弘一 議長 4 番 山城正和議員。

○ 4 番 山城正和議員 何で私があえてその辺を口酸っぱく言っているかということ、今日もですが、今朝放送があったわけです。ですから例えば今日は具体的には所管課としてはどういう理由があって休診しますからと。前もって今日の休診については皆さんにあったのか。その辺含めてやはりどうなのかということも知りたいわけです。村民にとってはそれが分からない。今日の朝、午後は休診しますと。村民には御迷惑をおかけしますが御理解のほどという内容なのです。この辺について、しっかりと所管課は把握した上であれば理解できます。村民から問われたときに、「何でいきなりこういう放送があるのですか」ということに対しても十分対応ができると思うのです。その辺なものだから、どこまで放送する内容について、皆さんが把握した上でそれをやっているかというのが少し気になるところであります。多分、最終的には村長まで決裁が行くのかな。放送委員から許可はないですか、総務課長止まりかな。総務課長は今朝の放送内容については知っているわけだ。そういう要するに行政内部のそれもあると思うのです。実際のところはどうか。今日の内容についても。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前 11 時 43 分）

再開いたします。（午前 11 時 46 分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第9号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。議案第10号から議案第13号までは3月14日の予算特別委員会で審査することになっておりますので、本会議での質疑は簡潔にまとめていただきたいと思います。

これから質疑を行います。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については議長を除く8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については議長を除く8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第4 議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については議長を除く8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については議長を除く8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第5 議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については議長を除く 8 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については議長を除く 8 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 13 号 令和 7 年度国頭村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については議長を除く 8 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案については議長を除く 8 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（午前 11 時 51 分）

令和7年第3回国頭村議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 6 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月12日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	3月12日 午後 3時08分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	3 番	山 川 安 雄	4 番	山 城 正 和
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩		
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	一般質問 ① 渡 口 直 樹 議員 ② 与 儀 一 人 議員 ③ 島 袋 晴 美 議員 ④ 山 城 正 和 議員 ⑤ 山 川 安 雄 議員
会 議 に 付 し た 事 件	1. 一般質問	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 これから一般質問を行います。

初めに、5番 渡口直樹議員の一般質問を許可します。5番 渡口直樹議員。

〔5番 渡口直樹議員登壇〕

○ 5番 渡口直樹議員 おはようございます。それでは通告書に沿って一般質問を行ってまいります。今回、2点についてお伺いします。

まず1点目、半地地区の道路安全管理及び生活環境整備について。

国頭碎石所から石材運搬するトラックの通行が多くなり、近隣地域の安全確保及び生活環境の影響が懸念される。去った1月初旬に区民から相談があり、建設課長同行により株式会社コービック国頭碎石所所長と面談を行った経緯がある。トラック運行時に伴う沿道粉じん対策に関しては、自社努力により散水等の対応を進めているところであるが、なかなか改善が厳しい状況だと認識するところである。場内の出口等にタイヤ洗浄装置等の新たな改善策を、元請会社や運搬発注側へ村として要請する考えはないか伺う。また、国道から碎石所間の村道路盤沈下により近隣住宅への影響も懸念されることから、継続調査及び道路改修等の検討が必要と考えるが所見を伺う。運搬回数も増えることにより、児童生徒の登下校時における安全管理等について、学校側やPTAなどの情報交換は行われているのか、また運搬時間帯の調整は確認できているのか伺う。

2点目、令和7年度「施政方針」について。

新年度に向けた「施政方針」が示され、村長から行政運営に臨む所信が述べられた。令和7年度に向けての方針を推進していくためにも、令和6年度をしっかりと振り返る事が重要と考える。昨年11月に発生した、集中豪雨により甚大な被害を受け、まだまだ続く復旧・復興への今後の取り組みや、様々な施策課題など含め、令和6年度の検証を伺う。また、本村の課題とする少子高齢化に向けた施策や、各種振興策への取組を推進するにあたり、現状課題としての認識を伺う。村長の政策実現に向けては、職員の労働環境を整えることが重要と考える。多種多様化する行政需要は大きく変化する中で、組織の課題含めた適応策を伺う。

答弁いかんによって、質問席より再質問を行います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 渡口直樹議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1の半地地区の道路安全管理及び生活環境整備についてです。

御質問の新たな改善策を元受会社や運搬発注側へ村として要請する考えはないかにつきましては、去った1月20日に運搬発注側へ要請を行いました。

村道路盤沈下につきましては、定期的な調査を実施してまいります。道路改修につきましては、ダンプの往来もあることから株式会社コービックと調整をしながら検討してまいります。

登下校時における安全管理等につきましては、毎年実施される合同点検の中で、学校、警察署、道路管理者などにおいて通学路を点検しております。引き続き関係機関と連携し、道路の安全対策に取り組んでまいります。

トラックの運搬時間帯につきましては、株式会社コービックと学校との調整は行っておりませんが、通

勤・通学時間を避けて運搬を行っていることを確認しております。

質問2 令和7年度施政方針（主要施策）について。

令和6年度を振り返るに当たり、昨年11月の本島北部豪雨では、これまでにない規模の災害を経験いたしました。災害応急対応として、河川や道路の復旧、生活再建支援に迅速に取り組ませていただきました。生活再建支援では、村独自の見舞金や支援金の支給が完了し、住家の応急修理を引き続き進めているところでもあります。また、比地キャンプ場等施設の復旧に向けた設計業務を進め、次年度は河川や村道の災害復旧工事に着手いたします。去った3月7日に国頭村と大宜味村が局地激甚災害に指定をされました。財政負担の軽減につながり、早期復興に取り組んでまいります。併せて、昨年の本島北部豪雨で経験した初動対応や復旧支援体制を検証し、ボランティアセンターの設置など関係機関との協定締結などを進めてまいります。

昨年は8年ぶりに行政懇談会を開催させていただきました。集落道や農道などの環境整備や公民館照明のLED化など各集落からの要望を伺う貴重な機会になったと考えております。集落の環境整備など順次対応しているところであり、公民館照明のLED化についても事業化して取組を進めています。引き続き、これまで推進している子育てや教育支援、移住・定住促進、各種振興施策について職員一丸となって取組を進めてまいります。

これら政策の実現に向けては、職員の資質向上をはじめ、良好な職場環境を整える必要があると考えています。これまでストレスチェック対応や面接を実施しているところではありますが、次年度は産業医との連携強化を検討し、職員メンタルヘルス研修などを実施し、職場環境の充実に努めてまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 それでは、1項目から再質問を行いたいと思います。

まず、主に国道周辺の環境整備や安全確保については、現在懸念するところもあるが、しかし、一方で地域の企業発展に協力していくこともとても大事なことだというふうに区民からの声もあったことは、しっかり伝えておきたいと思います。

株式会社コービック国頭砕石所としては、周辺地域にできる限り迷惑をかけないような対応・対策をしていくと、所長から前向きなお話も事前に頂いております。そこで、行政として地域住民の生活環境を守るために、安全対策については区民と関係企業などの調整役にしっかりなってもらって、役割として重要な位置づけだというふうに思いますが、改めて所見を伺います。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、行政が間に入って調整を図ることはとても重要だと思います。区民の意見をしっかり聞きながら、不安・不満を与えないように関係者と十分調整を行っていきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 また、通学・通勤時間帯については、その時間帯を避けて行っている答弁でありましたが、これについては自主的に業者が行っているものと認識をします。事前に行政と学校側を含めて情報を共有することが重要ではないか。そのような危険予知としての事前の取組は、行政として必要だと思うが、その辺の所見を伺うのと、また、登下校時において安全確認等については、毎年実施される合同点検で行っているとの答弁もありました。しかし、状況が変わっていく中においては、適時点検する必要性を感じるのですが、その辺の実施については行う必要がないのか。2点お伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 渡口直樹議員の質問にお答えします。

先ほど建設課長からもあったとおり、地域の生活環境というのは大事だと思っております。そのために子どもたちの通う通学路についても、安心安全に学校に行けるような観点から、実際に通学路の点検はおっしゃったとおり毎年一度、関係機関、学校そして警察署、国道事務所も含めて点検しているところですが、やはり随時こちらでも学校と情報を共有しながら、実際、現場においてどういうことがあるのかというの情報も共有し、意見を聞きながら、必要であれば、それについては関係機関である建設課と調整して検討できたらと考えております。また、先ほど議員がおっしゃったとおり、株式会社コービックさんの自主的な努力ということで、通勤・通学時間を避けているという村長の答弁があったとおり、時間については8時から午後3時までの出荷時間を設けて、それ以外の時間については出荷していないということで、子どもたちの登下校を避けてやっている現状を確認しておりますので、株式会社コービックさんも含めて情報も共有しながら、子どもたちが安心安全に通学できるような取組をしていきたいと考えております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 以前の質問にも出してあるのですが、しっかり行政の役割として事が起きてからではなくて、起きる前に安全対策、予防予知としてしっかり管理していき、そこに関わっていくということは重要だと思います。行政もしっかり関わった中で地域への丁寧な説明と同時に、地域事業所の発展含めて理解が得られるような対応が重要だと思います。

次、2項目に移りたいと思います。村長の施政方針について、まず、災害復旧には被災された方々へしっかり寄り添いながら、今後の対応を願いたいと思います。また、行政としてこれまでに見えてきた課題があると思います。それを検証し、災害への備えを整えることが最も重要であると感じています。その取組をしっかり行ってほしいと要望します。

それでは令和7年度「施政方針」に向けての質問を行います。まず先に、本村の最大の課題である少子高齢化による人口減少の取組については、子育てや教育支援、移住・定住促進を進めているところであります。しかし、約10年間で500人減少している現状となっています。しかしながら、支援の取組を行った結果で約500人抑えられているという認識もできるのかなというふうに思っています。それについては評価もできることではないかなというふうに思っておりますが、現在は出生数よりも亡くなる方の数が約3倍あるというふうに、皆さんも御存じのとおり数字的に出ております。自然減については、高齢化率も増加していることから、避けられない課題だと感じているところです。一方、社会増減については、年々プラス・マイナスの繰り返しの状況も見られる中で、直近においては月ごとに転入が多い状況もあります。また、人口は減少しているものの世帯数については、10年前とほぼ変わらないのが500名減っているにもかかわらず、世帯数はほぼ同じということは、10年前には1世帯当たり2.08人でした。現在は約1.87人というふうに状況が変わってきています。

そこで再質問です。このように様々な要因があることから、しっかり数値を分析し人口増加に結びつける戦略として、施策の優先順位をしっかりと検討しながら進めていく必要があると思うが、それについて所見を伺います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 まさに議員の御指摘どおりでございます。現在、国頭村の老齢化率のほうについても37%以上上回る。まだまだお年寄りが多い地域であります。先ほども出生と死亡数が3倍ぐら

違ふと。その件で、どうしても自然増減においてはまだまだ村の人口減少というところが見られております。今は子どもの出生率を上げるために、村として子育て支援であったり、そういったところで各課を横断するような形で、いろいろな部署のほうで取り組んでいるというのが実情であります。しかしながら、昭和26年、昭和28年、その辺りの一番人口の多いところがまだまだそこまで突破していないというのが、今の国頭村の人口動態の現状であります。そういったところで我々が今どのようにしてこの人口維持、人口増につなげるかという部分においては、第2期人口ビジョンでの規模目標として4項目挙げております。その4項目の中の事業を着実に一つ一つこなしていく。基本目標を自然の資源を生かしたものによる活力づくりという部分で、一次産業や商工業・観光業、そういったところにまずは力を入れて、その所で働く方々を増やす。若い方々を入れてきて、子育てしやすい状況をつくっていくという部分。そういった交流人口や関係人口、それらのものについてUターン・Iターン、これは移住・定住ですね。そこに力を入れていく。移住希望者については、ワンストップ窓口を設けた形で、移住しやすい環境をつくっていくというのが、企画政策課で行っている部分でございます。それにまた若者たちが夢をかなえやすい村にすることで、経済的安定であったり、子どもたちの教育環境であったり、そういったところを違う部署でしっかりとやっているという部分。あとまた安心して暮らせるという部分で、まず医療費、福祉。そういった部分のほうについても、おのおの課を横断するような形で、今村全体として社会増減のほうについてプラスに転じるような形の施策を今、着々と進めているというのが現状でございます。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 本村の掲げる自然減を賄うためには、相当の努力はもちろん必要だと思います。先ほどの4項目の中をしっかりと執り行うことが重要だというふうに認識します。村外から移住・定住促進をPRしていく活動も先行している状況ですけれども、ただし、今はなかなか受け皿として、本当に希望者はいるけれども、実際に住む場所。アパート、住宅、空き家を含めて、土地なども含めて整っているかというところに課題があると思います。ですので、しっかりその辺を先行しながら、土地の確保も厳しい状況ですが、どこに一番の課題があるかというところのポイントを絞りながら優先順位をつける必要があるかなというふうに感じています。一つ事例としては、議会でも茨城県境町に行ったときのお話の中で、境町においては、住宅整備において必要に応じて農地の転用を行っている。その計画をしっかり持ってやっているということ、それと町民から後継人がいない土地について無償提供が増えているということで、それを活用して町の建物、公共施設を造ったり、そういうような動きをしていますというようなこともありましたので、土地が農地的な隣地も含めて本村は多くあるのですが、住宅地の課題は非常に難しい部分がありますので、ポイントを絞って今後に取り組んでほしいと要望します。

次に施政方針の実現に向けて、職員が一丸となり取り組むことが最も重要だと村長の施政方針からもあります。現状の課題と解決に向けた取組について質問をしたいと思います。

少しデリケートな答弁にもなるかなと思いますので、御理解をいただきたいと思います。近年、希望を持って採用された職員も、数年間の間に中途退職者が目立つように感じています。様々な理由があると思いますが、特別職から見た上で感じることや、課題とされることはないのか伺います。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 渡口議員からの御質問でありますけれども、途中で退職なされる方が結構目につくというような御質問だと思います。恐らくその職場に採用されて入ってはみたけれども、自分が思っている職場とは若干違っていたというふうな思いもあるかと思いますが。ですからその辺で、特に役場はどういった

職場なのか。こういった取組をしているのかというところの情報がまず不足しているのかなというところを感じているところですので、そこもしっかりとして、こういった職場だということも含めて、現代風の取組、SNSでの取組だとかというところで、発信することが大事なのかなというふうに思っておりますので、そこは今後しっかりと検討しながら進めていけたらなというふうに思っています。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 様々な理由があると思いますけれども、今、副村長がおっしゃっている情報発信含めて、課題についてはぜひ見つけていただきたいと思います。今後は人材確保として、採用基準や条件等の検討も必要かもしれません。それから、職員の長期休暇者へのケア対応はどのように行っているのか。また、施政方針や答弁にある次年度は産業医との連携強化を検討することが具体的にあるが、どのような取組になるのか伺います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず、職員のケアの対応というところで、現状、対応としましては毎月ストレスチェックに係るカウンセリングを実施させてもらっております。それから年度当初には全ての職員に、そのストレスチェックシートによる書き込みをお願いして、その結果を踏まえ、高ストレスのある職員については、そのカウンセリングを受けてもらう。ただ、毎月開催させてもらっているのは、そういった高ストレスがある職員だけではなくて、今後ちょっと心配というところも含めて、できるだけ、そういうメンタル面で不安のある職員向けに毎月設けているというところが現状でございます。ただ、そういった形で対応させていただいている中でも、確かに現在、病気休暇・休職というところの職員が少し増加傾向にあるというところが現状でございます。なので、そこを踏まえて次年度について取組のほうを、これまでとはちょっと違った形といいますか、強化する形を推し進めていきたいと考えております。それで、次年度に向けては今、取り組んでいるストレスチェックというところと、あと、産業医も配置していますが、それについては共同実施ということでストレスチェックはストレスチェックで別の先生がいて、産業医は産業医できちんと確保していると。その中で情報を共有しながら対応しているところがありますので、その部分を産業医との連携の強化。あるいは産業医のほうでストレスチェックを含めて対応できないかとか、そういったところも検討していきたいなどは次年度思っております。これは現状に対する機能強化というところになるんですけれども、ちょっと付加的なところで言いますと、職員のメンタルヘルスというところの研修会というところをまた実施したいなと思っております。これについては次年度に予算も計上はしているのですが、複数回実施できないかというところで調整しています。そういったところを進めていきながら現状や将来に向けて、職場環境を改善できないかと考えております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 早めの職場復帰ができるように、対応・ケアをしっかりしてほしいと思います。それから職員の資質向上をはじめ、良好な職場環境を整え、職員が一丸となるために取り組んでまいりますということですが、今の働き方改革を含めていろいろあると思いますけれども、具体的にこういうことを目指して方向性を取っていききたいという働き方改革も含めて答弁いただきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 働き方改革といたしましては、行革等含めて実際に進めているというところでございます。その中でも、この職員の職場環境を良好にしていくというところで言いますと、職員それぞれ特

に残業であったり、あと、お休みをいただくであったり、また先ほどのストレスチェックと関連するのですが、そういったものを相談する場というところをきちんと確保しながら進めていければ、行く行くは仕事に対してのやる気というところのモチベーション、そこをまたさらに各課の配置ですね。そういったところで適正を確認しながら配置していくことで、より職員一人一人が個人の能力を発揮していくというところで、またそれが行政サービスにつながっていくのではないかと考えております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 いま一度、職員として原点となる国頭村職員倫理規則を基本としていただきたいと思います。せっかくの機会なので、目的の一部だけ読み上げさせてください。

「職員においては、村民全体の奉仕者であることを自覚し、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な事項を定めることにより職務の執行の公正さに対する村民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する村民の信頼を確保することを目的とする」というふうにあります。基本中の基本だと思います。職員全員が肝に銘じて、一丸となることを願っています。

職員のメンタルヘルス研修などを実施し、職場環境の充実に努めてまいりますということです。一つ私の考えの中には、特に研修等については、今、管理職の皆さんに遵守してほしいなというふうに思っています。なぜなら一般的なデータによると、中途退職や長期休暇等の基となる原因の多くは人間関係とされているところです。その中でも上司や管理職との関係性が多いというデータがあります。そのことからしても、現在においては上司や管理職のコミュニケーション能力や人材育成、柔軟な対応能力が求められている時代だと感じているからです。ぜひ率先して上司、管理職の皆さんが研修を受けることを推進し、期待しておきたいと思います。ちなみに、成長する民間企業の中のデータにも、上司の考え方を变えることの取組をすることによって、人材育成につながっている背景も多く評価されているということもありました。

最後に、村長に次年度の政策実現に向けた思いを伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 渡口議員、様々な御意見、ありがとうございます。職員については先ほど総務課長からもあったとおり、首長あたりとも意見交換をする中で病休や休職がどこも多いと。今、開会されている沖縄県議会でも一般質問にも出ています。県職員も非常に多いようで、それでお互いの市町村長でもどういうふうにしようかという意見交換もしながら、改めて原因は様々あるかと思いますが、その改善に向けてしっかり取り組みながら、令和7年度、先ほどからある人口減少対策、非常に簡単ではないです。厳しいところもあるのですが、県全体で減少しつつある中で、それをどう食い止めていくかも含め、それぞれの課題について職員一丸となって、しっかりと取り組んでまいります。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 職員がチーム力を生み出すための組織マネジメントが重要だとする考え方を提言として、一般質問を終わりたいと思います。

○ 山城弘一 議長 これで5番 渡口直樹議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。（午前10時38分）

再開いたします。（午前10時46分）

次に、6番 与儀一人議員の一般質問を許可します。6番 与儀一人議員。

〔6番 与儀一人議員登壇〕

○ 6番 与儀一人議員 通告書どおり一般質問を行います。

1. 国頭村DX推進計画について。

令和5年3月に示された国頭村デジタル・トランスフォーメーションの活用により、暮らし、産業、行政など、社会の在り方を根本から変革していく手段・取組・プロセスです。本村としても、利用者目線で根本から改革を行っていく必要がある。

国頭村DX推進計画では、国と県が進める自治体DX推進計画との整合性を図りつつ、デジタル化に向けた中長期的な方向性やその具体策をまとめることを目指すことに加え、本計画との相乗効果により国頭村総合計画と国頭村人口ビジョン・総合戦略をさらに促進する。

また、行政だけでなく、村民、企業・団体、教育機関等の様々な主体がDXの推進に取り組む際の指針と位置づける。

本計画の推進期間は、令和5年度から令和9年度末までの5年間としますとDX推進計画書に示されている、計画策定から2年近くが経過しているが、これまでの取り組み、成果・課題・これからの実行計画を伺う。

2. 比地キャンプ場等施設の災害に伴う影響について。

国頭村観光物産株式会社から指定管理解約申出書が国頭村長宛に提出、解約理由は令和6年11月9日並びに10日の北部集中豪雨により壊滅的な被害を受け復旧の見通しが全く予測できない状態にあり、指定管理者である当社といたしましては、現状のままで維持管理することが非常に厳しい状況にあります、との申出書により「国頭村商工観光課第219号」が令和6年12月27日に「指定管理解約決定書」が通知された。キャンプ場等施設の災害により閉鎖状況における、地域・利用者・施設活用事業者・観光物産株式会社に対してどのような影響があるのか伺う。

以上、質問席より再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 与儀一人議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1 国頭村DX推進計画について。

本村では、国頭村DX推進計画に基づき、「行政」、「暮らし」、「産業」の分野ごとにデジタル化へ向けた取組を推進しています。「行政」の分野では、国の施策として情報システムの標準化・共通化が進められ、次年度にガバメントクラウドへ移行いたします。また、ペーパーレス化の取組として、昨年9月に議会タブレットを導入いたしました。「暮らし」の分野では、教育のデジタル化として電子黒板や学習用タブレットを用いたデジタル教材の活用があります。また、福祉のデジタル化では、次年度に電子母子手帳を導入いたします。現在整備中の防災行政無線の機能強化では、防災情報などをLINEや登録メールへ配信することが可能となります。「産業」の分野では、SNSを活用した観光情報の発信を強化し、星空観光コンテンツとしてデジタル動画の制作を進めてまいります。また、現在実施している二次交通の実証試験において、次年度はAIオンデマンドによるバス予約システムを活用いたします。これらの取組の中では、暮らしのDXで推進しているデジタル教材の活用や電子母子手帳の導入、防災情報の配信が利用者目線で成果が実感できるものと考えています。

これまでの課題といたしましては、「行政」の分野で位置づけているコンビニ交付があり、導入費や維持管理費が高額で費用対効果の面で慎重にならざるを得ないところがあります。

計画策定から2年が経過いたしますが、今後も「行政」、「暮らし」、「産業」それぞれの分野を所管す

る課で連携強化を図りながらデジタル化へ向けた取組を推進してまいります。

質問2 比地キャンプ場等施設の災害に伴う影響について。

まず、利用者への影響については、令和5年度実績で23,845人、昨年11月8日までの実績で15,468人と前年度比8,377人の減となっています。キャンプ場等活用事業者への影響については、森林セラピーのガイドツアー実施が森林公園へ変更となっています。前指定管理者である観光物産株式会社への影響については、比地キャンプ場等施設に従事した職員を1人解雇したと伺っております。また、売上高については、令和5年度1,216万2千円、令和6年度769万8千円で前年度比446万4千円の減となっています。地域への影響については、比地区が運営しているカフェが現在休止となっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 まず、村長の施政方針からDXの推進については、これまで進めていた情報システムの標準化・共通化の準備作業が完了し、次年度のガバメントクラウドへの移行作業を実施します。国が策定する標準仕様を遵守したシステムへ移行するため、制度改革による改修対応など負担の軽減を図ってまいります。また、氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍附票システム等の標準化へ向けたシステム改修作業を実施しますとのことですが、この説明をお願いしたいのですが、法改正対応業務委託料ですかね、これに関しては、6,053万8千円ですか。この内容説明。これをするに於いて何ができるのか。それで、一つまたステップがありますよね。DXに向けてのステップ。ゼロから1、2、3ですか。それについて、どのような取り組みで、これにおいて国頭村DX推進計画の2-1なのですが、その計画策定の全体の流れとして、それが示されていますよね。今、例えばステップゼロ、DXの認識共有・機運醸成等なのですが、その辺というのはもう図られているのかどうか。ステップゼロに関してはデジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する。そういったお互いの認識です。DXの実現に向けて首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要とか、そういった共通認識等というのは図られているわけですよね。そういった中で今、進めていくと思うのですが、その動きや流れ。例えば教育、ここの計画にもあるのですが、やはりこういったDXに対する勉強会等もやるという形になっております。そういったものとどのように整合性が取れて、今後、行政的な中での取組というのはどのようにされているのか。難しいですか、では申し訳ないです。次にします。

では、このDXの6,053万8千円について教えてもらえますか、お願いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今、法改正業務として約6千万円計上している中身についてなのですが、これはこれまでもずっと役場業務を実施するに当たって基幹系として、中心となる業務を担っているシステムがあります。これについては国頭村だけではなくて、全ての行政が持っています。例えば住民情報を扱うとか、そういった基幹になるシステムというのも皆さん使っているというところがございます。これまでは、そのシステム提供者がまちまちでございました。例えば国頭村であればA業者さん、大宜味村であればB業者さんという形で、それぞれシステムを持っていて、そのシステムを受け入れるというところの体制がありました。今回、その6千万円を使ってやろうとしているのは、そういった各個別に対応しているものを国でリードをして、そういったシステム自体の仕様書等を標準にすると。共通化していくと。そうすることで、各事業者さんに依存することなく共通のシステムを使うという流れを構築しようというのが、この標準化・共通化という取組になっ

ています。これまでは同じ業務、今言う基幹系業務についても、繰り返しになるのですが、A業者、B業者、C業者が提供するシステムというのは、それぞれのシステムを使っているということでありました。なので、今回はそういうことなく標準の仕様に基づいたシステム構成を国がリードするということで、標準化・共通化。さらには、それをインターネット上の政府のクラウド、ガバメントクラウドに移行して利用していこうという大きな流れとなっています。こういう流れをくむことによって何が変わるかということ、法改正が年に複数回ございます。そのたびにシステムを更新する、改修するというのがございます。これもこれまでは各業者が違うので、実際には業者ごとに対応の委託料というのは違って、バラつきがございました。そういったものも扱うシステムが共通であれば、そういったバラつきも押さえられるし、その改正に対する委託料の負担についても、皆平等にと言うんですかね。ほとんど一緒の金額で対応できるというところがあります。それが今、この6千万円の法改正の内容に伴って共通化を進めていって、どうなるのかというところになっております。

あと、3番でうまく答えられるかどうかなのですが、ステップの話がございました。すみません。ステップのゼロ、1、2、3というふうに認識共有・機運醸成等がございました。首長というところも文言がございました。これは、このDXに取り組む最初の段階で、こういった大きな変革になるのです。基幹系のシステムを変えるとかですね。そうすると、国が大きくリードするというところにプラスアルファ各自治体も、例えばそれを担う部署を配置するとか。そういったところの体制面でもやはり強化しないといけないのではないのかというところの大きな流れがございましたので、そういったところをステップのゼロ、1で示しているのではないのかなと思っております。あと、ステップの1については、今回の推進計画と定めて進めていくということに関連してくると思っております。なので、この推進計画の中では大きく推進していこうという事項を整理しています。その中で国頭村で今、実際に取り組むべき事項、取組事項というのと、あと、総合計画。総合戦略ですね。そういったものとどういうふうに関係していくかというのを大きくまとめたのが推進計画だと思っております。なので、これがステップ1という全体計画としての取組だと思っております。あと、ステップ2、ステップ3というのは、実際には推進計画にある推進事項、取組事項というのは「行政」、「暮らし」、「産業」とございますので、それぞれについて各部署関連してきますので、その各部署で実施すべきものは実施していこうという形で、実際に分野ごとをあえて分けて実施してもらおうというところで、推進体制というのを定めております。そういった中で、それぞれ実施をしていく、実行していくということで今回、回答させていただいた個別の分野ごとの取組事項というのを答弁させていただいたというところでございます。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 よく分かったのかどうか、ちょっと疑問なのですが。私もちょっと理解不足なので、勉強不足なんですすみません。その辺はまた今後、課題としてお互いに勉強していければと思います。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてなのですが、本村は現状、普及状況としてはすごく取組が早く、交付率が52.8%。これはその当時のものなのですが、2023年3月です。マイナンバーカードにおける沖縄県の平均46%と比較しても52.8%と高い普及率に取り組んでいると、目指していると。それにおいて、今後の普及促進に向けた施策としては、マイナンバーカードにおいた郵便局、コンビニ等における各種証明書の交付、健康保険証への利用、円滑な給付の実現など、利活用促進についても検討・実施を進めてまいりますとのことであります。現在、どの程度住民はマイナンバーカードを持っているのか。その当時が52.8%ですので、行政放送でも休日開庁で対応していると。本当に努力が見えます。それにお

いてどの程度まで上がっていつているのか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 山城 修 住民課長。

○ 山城 修 住民課長 お答えいたします。

マイナンバーカードは今現在、一応記憶では76%ぐらいいつているのかなと。詳しい数字を今持つていませんので、はっきりとした数字ではないかと思ひます。確かにマイナンバーカードは今現在、休日であったり5時後であったり、それから今回の申告の受付の際には各区を回ったり、努力をいつているところでございます。このDXの推進の中でコンビニ交付というのが出てきますが、この件については村長答弁にありました費用対効果というのが大きく今、壁になつておりまして、利便性等を考えれば村民にとってはとても便利なものかなと考へております。コンビニも村内に3つありますので、それはまだまだ検討が必要なのかなと。財源の確保ですが、それが今一番の課題になつていつているのかと考へております。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 マイナンバーカードの普及率については取得が基本になりますよね。窓口におけるマイナンバーカードの対応環境の整備もそうですし、もちろんのことマイナンバーカードを活用したオンラインでの本人確認。そして証明書の郵便局、コンビニ交付、村職員の職員証としての活用、他自治体の先進事例の活用等も含めて、これをまずベースにつくつていつけるものと思ひます。我々議会でも宮古島市に所管事務調査で行つてまいりました。それにおいつての内容を御紹介したいと思ひます。

「書かない窓口」フロアマネージャーが来訪者から手続の聞き取り、必要書類の有無を確認し、タッチパネルを案内番号発券機へ委任状等、書類のみ希望の方はこの場で配付。番号を配付された方は待合ロビーでモニターにて呼び出し番号表示。発券機で料金を支払い、必要な証明書の聞き取り、本人確認、権限確認等を行い、窓口支援システムにて申請書作成、来訪者は署名と電話番号のみの交付。窓口にて発行審査を終えた証明書、住民異動後の案内リスト等の交付を行うと。すごくスムーズだそうです。

転入・転出等の住民票の異動に関する手続を聞き取り、総合窓口支援システムにて届出書作成来訪者は署名と電話番号のみ、異動に伴うその他手続についても案内リストが出力される。また、システムに入力された情報を他の課での手続でも利用可能となつていつると。戸籍、その他においつては届出内容を窓口支援システムに入力、案内リストが作成されるため、届出に応じて必要な手続が分かる。

死亡後の手続補助として「おくやみブック」を配付していつると。これは宮古島の「おくやみブック」を配付していつるそうです。バックヤードにおいつては証明書発行審査、住民異動の入力、審査。マイナンバーカードや在留カードの券面記載等を行うと。導入の効果としては聞き取りがあるため、要望に応じ適切な証明書を出すことができる。

高齢者、障害をお持ちの方々を含め、申請書に署名するだけでいつるので、市民の負担軽減につながつていつる。ここが一番の市民、住民の負担軽減だそうです。それで印字された申請書を基にするため、読み間違い等がなく、証明発行がスムーズであると。今後の課題もあります。問題点は、少しでありまして、仮ナンバーや頻繁に窓口を利用する業者。業務上、請求については行政書士等ですか、事前に何らかの請求等を行つていつるそうです。申請書等を準備して、すぐに受付の流れだったため、総合窓口になつてから受付が遅くなつたとの訴えもあると。その辺に関しては何か事前に執行つた方々は総合窓口を通さないといけなので、少し遅くなるというようなこともあるそうです。

導入当初はワンストップ窓口を想定し、国保や子育て関連の手続についても、代理受付をすることとなつていつたが、他課の窓口が隣接していつることもあり、代理受付については早々に停止となつたと。現在は市民

課が主に活用し、他課の利用頻度にはバラつきがある。様式変更等の要望についても、予算の関係上できる範囲が決まっており、予算超過が見込まれる場合は急を要しない限り次年度対応となると。繁忙期の異動窓口については、待ち時間が多くなるため手続の申請書を利用している。特に4月1日から3日、申請件数が多くなるので、物理的に受付窓口を増やすことができないため、運用改善は常に行っているが、繁忙期についてはまだ対応できていない。年度末の変わり目なのですが、その時はすごく忙しいそうです。この住民票の移転とか、そういうときですね。コンビニ交付サービスについては、発行可能証明書は住民票謄本・抄本、印鑑登録証明書、全部事項証明書、戸籍抄本一部事項証明書、戸籍抄本戸籍附表、所得税証明書、発行手数料は窓口、コンビニ同額だそうです。1通2百円。平成29年度の導入当初は、交付件数は1,016件、手数料金額は22万3千2百円であったが、右肩上がりで利用者が伸び5年度は14,784件に上っているそうです。手数料金額は35万3千4,550円に伸びている。ここなのですが、このコンビニ交付サービスに係る保守管理等の金額については、J-LISへの負担金が令和6年度272万8千円。保守管理ベンダーへの支払いが52万3千8百円。令和5年度J-LISの発行手数料支払額が160万9,462円であると。ここなのです。今言っている費用対効果をどう考えるのか。それで、この辺というのが宮古島市の人口は約55,000人であると。コンビニ交付サービスに関してはJ-LIS、地方公共団体情報システム機構への負担や、保守ベンダー負担金支払いに関して我々は4,500名程度ですよね。それについて大体どれくらい見積もっていますか。宮古島市が55,000人程度で、合わせて約9百万円程度なのですが、これは人口で変わってくるのか。変わる項目もあるのでしょうか、保守点検・管理とかというのはどうなのか。その辺というのは何らかの見積もりとかを取ったり、いろいろ概算で数字を求めたことがあるのかどうか。今、村長がおっしゃったとおり費用対効果なのです。国頭村でコンビニは3件です。郵便局は今奥にもありますか。安田の場合は無人だと思います。そういう所では多分無理だと思うので、その辺で郵便局も営業時間は限られていますしコンビニというのが利便性的にいいのかなというところなのですが、その辺の費用対効果も含めて、要するに17時まで働いて取れるというコンビニというのはまだいいのかなと思うのですが、その辺の検証はやりつつ、これを進めているのかどうか。そういったのを検討したことがあるのか、ひとつお願いします。

○ 山城弘一 議長 山城 修 住民課長。

○ 山城 修 住民課長 お答えいたします。

コンビニ交付については、確認をしたことがございます。導入費が約2千万円強かかります。それとシステムの改修になります。それを合わせると2千5百万円から2千8百万円ぐらいだったと思います。それからランニングコストです。保守点検だと3百80万円ぐらいが年間出ていたかと思います。その調査は一度しております。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 そういったものに取り組むと、ここにはDX推進計画が載っているわけですが、言ったように費用対効果ですよね。それと、効果が上がるかどうか、郵便局においてはどうかということもあるということというのは、やはり検証して進めていかないと、結局は今ここに進めるという考え方の下に進めて、結局は費用対効果が合わないというのであれば、その辺をしっかりと検証してほしいのです。進めるのか進めないのか。それを進めないのであれば、ほかにどういう手があるのかとかも含めて。

それで、もう一つあって、例えば私はこのようにまとめに置いているのですが、その辺はよろしくお願いします。それで本村の役場ではどうなのですかね。フロアマネージャーを配置するという考えがあるのか。

それと来庁者がスムーズに手続を進めるよう、受付番号を用いた窓口案内システムを早急に導入すべきであると考えます。委任状等に関しては各担当課に足を運ぶ必要がなく、窓口支援システムを活用することで、来訪者は署名と電話番号の記入のみで手続が完了すると。これにより住民の負担軽減と職員の業務負担の軽減が実現できる可能性がある。本村の実情を踏まえて高齢者、障害者をお持ちの方の負担減にもつながる。

「書かない窓口」の設置を急ぐことが重要である。また、発券機の設置は指定金融機関業務委託料等への軽減効果も期待できるので、前向きに検討すべきであると思いますが、その辺どう考えますか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今、先に前段のほうでマイナンバーの普及率等お伺いしていたと思っております。それをベースにこういうサービスが利用できていって、利用者目線で増々便利になるのかなと。そこについて今、実際に窓口でのキャッシュレスや、そういったところも含めた対応ですよね。それで、今答弁のほうで回答させていただいた内容は、これまで実際に取り組んでいる内容ですよね。そういったところを村長に答弁していただいたのですが、実際これらをさらに検証して、実際に導入が可能なかどうか。別のものがないのかどうかというところは、推進体制の中で推進委員会等を含めてなのですが、そこの中でまたしっかり今の導入と維持管理、費用対効果でどういった場面を想定してというところも議論を深めて対応していけたらいいのかなと思います。あと、マネージャーという話。何マネージャーですか。

実際このDXを推進していく上では、例えば今現状であれば恐らく人的な配置というところが大きな市とかはあるかもしれないのですが、これは国頭村には合わないのかなと思うのですが、今言うようなデジタル化というところを並行して進められれば、その窓口に来る前にマイナンバーカードで、ポータルサイトがございしますので、そこで基本的には役場目線ではなくて住民利用の目線で何がしたいというところを事前に確認とか、事前に進められるところはできるようになっていますので、今はそういったところと併せながら窓口対応がスムーズに行けばいいのなと思っております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 ポータルサイトの手続で、お年寄りの方々というのは可能なのかなのか。やはり人と人との対応というのですか、それがやはり宮古島市でしっかりできていたような気がします。また、発券機で発券して番号をもらって、病院や銀行みたいなものですかね。表示板があって、何々さん何番とか。それで料金支払いもそうですね。券売機で券を買って、そこでまた収めれば終わりだという形のスムーズな取組が見えました。まあ合う、合わないというのは役場でも検証して、その辺の取組み、方向性というのはやはりしっかりと見出してもらわないと、結局この今言う計画の変更等もやりながら、要するに今の体制に合う、国頭村に合うサービス。行政サービス提供システムの構築というのはつくっていかざるを得ないのかなというところがありますので、その辺は今後また検証して、この計画を変更するなり、そういったことはやっていくべきかと思っておりますので、その辺よろしく願います。ぜひ、マイナンバーカードの交付を100%、全員にという形で目標を上げていますので、早急に取り組んでいただきたいと思ひますし、今回申し上げたとおり取り組んでいただければと思います。

次に行きます。比地キャンプ場ですが、やはりここにあるように森林セラピーガイドツアーの森林公園へと変更になったということでもあります。それについて何らかのサポート等、いろいろなことというのは行ったのか。物産センターはキャンプ場の施設管理。今あるように売り上げ的にも減になるとなっているのに対して、どのように取り組むのか。その辺の取組として、どのように行っていくのかという考えはありますか。

それとも、それはもう終わりなのかというところをお伺いしたいのですが、お願いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

まず、ガイドの件に関しましては、フィールドが比地キャンプ場から森林公園含めて他のフィールドに変更せざるを得ない状況になっております。これに関しては今、特段ガイドさんからの協議だったり、相談だったりというのはないのですが、当然そこに至っては実際に相談がある中では協議をして、いい方向に持っていければなと思っております。実際、この比地キャンプ場の収益が令和7年度はございません。これは元指定管理者である物産センターに関しては、大きな収益の減少かと思っております。それに関しては、物産センターの支配人含めて、今、話はしております。ただ、まだ具体的に何をどうするというのは見えてこないのですが、引き続き物産センターのほうと協議しながら進めていきたいと考えております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 物産センターの収支計画を見ても、キャンプ場が令和6年で199万8千円の当期純利益を見込んでいると。それに加え、ふるさと納税の委託料も結局はその委託もやらないということに決定したということでもあります。その中で、この決算書から見てみると7百万円余り減になって、実質の合計においても、その7百万円減であれば当期純利益4百22万2千円を見込んでいたのです。そうすると赤字です。令和4年度まではコロナ禍で、すごく厳しい経営の中でやり繰りして、やっと資本金を返すことができたと言っている中でございました。しかしながら、こういう状況で、またこういう状態になってしまったということでもありますので、副村長も含めて役員になっております。その辺の経営計画をもう一回、再検討するべきでしょうし、行政は其中でどのようにまた取り組んで協力していくのかということも取り入れていかざるを得ないかなというところがあると思うのです。その辺をどのように今後考えていくのか、よろしくをお願いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税の委託業務の手数料が今年度から7%から2%に減りました。その分のダメージは今年度の収益も含めて、かなり大きいものと確認しております。プラス比地大滝キャンプ場の収益の減となりますと、そこも含めて今実際に、先ほども答弁しましたが物産センターの社員を中心に今、話を進めているところでございます。特に来月から次年度が始まります。株主総会の6月まで待ってられませんので、この辺も含めて計画の見直し等も含めて検討していければなと思っております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。ちょっと通告にはないのですが、一つお願いしたいのですが。昨日、比地区の現地調査に議会に入ってまいりましたが、比地区長の説明がありました。私も前回、一般質問で少し今回の災害、北部集中豪雨による壊滅的な被害におけるメカニズム等の検証ということを上げました。前回の一般質問でもです。今回、区長もそれを言っていられしました。国・県を巻き込んで、専門家を交えたメカニズムを解明する検討委員会なり、そういったものを立ち上げるという考えがあるのか。そういう方向に動く考えがあるのか。今回、局地激甚災害に指定したということですので、そういったもので生かせるのかどうか。昨日、区長はちょっとした雨が降っても、住民はすごく不安になると。要するに、どうしてこれが起こったのかというのが分かれば、大分心のケアになるということでありました。だから、どの程度の雨で、どういったシステムで、どういったメカニズムで、こ

ういう豪雨が起ったのが知りたいということでした。今後もありますので、ぜひ、そこに取り組んでいただきたい。異常気象というのは多分続くと思いますので、そして森林管理等もどのように関わってくるのか。上流のいろいろな面があると思うので、その辺も含めて。やはり調査をすべきではないかなと思うのですが、そういった調査をする機関というのを立ち上げるとか、国へのそういったことを呼びかけ、話しかけ、県へも含めてですが、そういった考えはあるのかどうか。それについて取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 住民の安心安全を与えるためには、やはり先ほど議員から御指摘のあった、なぜこういったことが起きたのかというところを、具体的専門的な立場で検証しないといけないというふうには思っております。以前にも御質問がございましたが、その中で、まずは管理者である県のほうにどういう形で要望していくかというところなんです。年に一、二回ほど県に要望する仕組みがございますので、これを早速やります。こういった形で進めていくかということも含めて、まず、県の感触を得ながら、その辺の委員会というのを立ち上げるのであれば、しっかりと取り組んでいただきたいという形で要望したいと思います。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 昨日のことではありますが、それにつながるのかどうか、メカニズム等にも影響するのかどうか分かりませんが、砂防ダム等も埋まって機能していない状況もありました。そういったところも点検して、そこだけではないと思うので、たしかに辺士名、上島もありましたし、奥にも災害的なものがありました。村営アパートの前です。だから、今後そういったことが多々あると思うので、そういったものにどういう要因があるのかというのを検証するのも一つかなと、行政の使命かなと思いますので、ひとつ取組をよろしくをお願いします。以上で一般質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで6番 与儀一人議員の一般質問を終わります。

次に、1番 島袋晴美議員の一般質問を許可します。1番 島袋晴美議員

〔1番 島袋晴美議員登壇〕

○ 1番 島袋晴美議員 それでは質問に入る前に、訂正をお願いしたいと思います。通告書の左のページ、質問事項の3番のタイトルです。右の別紙、質問の趣旨3番のタイトルと違っているところがございます。右側を「期待する波及」の「波及」を消していただいて、「懸念事項対策」というところの「事項対策」を削除して訂正をお願いいたします。

それでは通告書に従って、一般質問を行います。

1. 带状疱疹ワクチンの接種補助について。

带状疱疹ワクチンの国による定期接種は2025年4月1日から開始される予定と聞く。带状疱疹は性別を問わず、主に免疫力が落ちた病中病後、加齢が原因で発症、重症化すると様々な後遺症をもたらす、長い間仕事や生活に支障を来すことのある早期の治療と予防接種が重要な病気であることは御存じだと思います。県外の自治体には独自に接種希望者に補助を実施しているが当村での带状疱疹ワクチン接種の補助の考え方について伺う。

2. キャンピングカーで施設を利用するルールについて。

近年、ゆいゆい国頭のパーキングエリアなど、大型車が駐車可能な場所に他府県ナンバーのキャンピングカーが停車しているのを多く見るようになった。中には長期滞在をしている方もいるようだが当村においてキャンピングカーで道の駅など駐車場や施設を利用するルールがあるのかを伺う。

3. ジャングリア開園で期待する効果と懸念について。

いよいよ7月25日オープンと決定したジャングリア。運営会社のジャパンエンターテイメントは1日の来園客数を数千から1万人と想定している。沖縄県北部、世界自然遺産やんばるのジャングルをインスパイアしたエンターテイメントパークということで、当村にも今以上に多くの観光客が訪れる可能性があるが、どのような波及効果が期待できるか、またどのようなことが懸念されるのか想定し、対策や検討がなされているのかを伺う。村長の御答弁後、質問席より再質問を行いたいと思います。よろしくお願いします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 島袋晴美議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1 带状疱疹ワクチンの接種補助についてです。

带状疱疹は、加齢や疲労、免疫抑制状態などにより罹患率が高くなり、主な症状として皮膚の痛みと水泡などがあります。また合併症として、水泡が治った後に痛みが残り、数か月から数年持続する「带状疱疹後神経痛」などがあります。

4月から带状疱疹が予防接種法のB類疾病に位置づけられ、定期接種の対象者は、65歳以上の者と免疫障害がある60歳以上65歳未満の者でございます。65歳以上は5歳年齢ごとに対象者となり、5年間をかけて全員対象者となります。

本村ではB類疾病に係る予防接種は、主に個人の発病またはその重症化を防止する観点から行うものであることから、費用負担による接種の機会を失うことがないように、個人の負担を求めず全額村負担での実施を行ってまいります。

質問2 キャンピングカーで施設を利用するルールについてです。

毎年3台程度のキャンピングカーが長期滞在のため道の駅ゆいゆい国頭のパーキングを利用しています。中にはリピーターもいて、イベント時には速やかに移動し、道の駅周辺のごみ拾いを行うなど協力的な方もいると伺っています。今のところ大きなトラブル等は聞いていませんが、長期滞在のルール設定については検討が必要だと考えております。

質問3 ジャングリア開園に期待する効果と懸念についてです。

去った2月12日に株式会社ジャパンエンターテイメント主催の「ジャングリア開業に向けた進捗状況及び交通対策計画についての説明会」が北部観光事業者向けに開催され、村内事業者を含め100人程度の関係者が参加していました。

ジャングリア開園による波及効果については、多くの観光客が国頭村を訪れることが予想されます。これにより、地元の宿泊施設や飲食店、土産店などが活性化し、観光業全体の発展が期待されます。また、ジャングリアの運営には多くのスタッフが必要となるため、地元の雇用機会が増加することで地域の経済が活性化し、住民の生活水準が向上することも期待されます。

懸念事項としては、観光客の増加により、道路の混雑や渋滞が発生する可能性があり、地元住民の日常生活に支障が生じることが想定されます。そのため、事業主側では主な交通対策として、「マイカー来場の“抑制化”、車両流入の“分散化”、車両通行の“円滑化”」を解決の基本方針とし、バス・フェリーの利用促進、駐車場の分散配置とスマート化対応、車両アクセスルートの分散設定、周辺道路・交差点の改良促進の4項目を検討しており、村としてはこれらの対策に注視してまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 御答弁ありがとうございます。それでは1つ目、带状疱疹ワクチンについてですが、個人負担を求めず全額負担での実施を行っていただくということ、誠にありがとうございます。これは65歳以上が全額負担免除ということになりますでしょうか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 免疫の障害がない方は65歳以上が対象となっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 実は地域の方から、「带状疱疹ワクチン接種の補助がないですか」と、友達がかかって苦しんでいた。ワクチンが高額で接種を迷っている。そういう話を少し前から聞いておりまして、前の定例会か臨時会の時に、休憩中ではありますが福祉課長に带状疱疹ワクチンの補助はありませんかということをお伺いしたところ、村民からの声がないので今はありませんが、インフルエンザとコロナは実施中ですよという回答をいただきました。既に独自でほかの自治体はそういった補助を行っているところがありましたので、その時は非常に残念に思ったわけではありますがそれでも、これは65歳以上が全額免除ということではありますが、带状疱疹ワクチン、実は50歳以上が推奨されているものでもあります。そういうことで医療機関のデータによりますと、20代や30代という年代も带状疱疹に罹患するということで、50歳以上が70%、ほかの30%は20代から30代も含まれているというような実情もございますので、できれば接種を希望する人には、年代問わず補助というものを実施していただくということが可能であるかどうか、御答弁をお願いします。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 带状疱疹につきましては、国によりますワクチンの開発及び研究などが大変進んでおりまして、副作用、副反応につきましても研究が進められておりまして、非常に安全性の高いものということが発表されております。その上で国が定期接種は65歳以上という基準を定めておりますので、ひとまず私も国による方針に従って実施をさせていただきまして、その後、またそこにも当てはまらないけれどもご不自由な方というのが出た場合には、もちろん検討はしてまいりたいと思っております。それで、この接種の全額村負担としました背景には、この带状疱疹を患って大変長い期間苦しまれる方というのが出ているというのがありますので、そこに対して医療費がやはりかかってきますので、医療費が高くなることと接種費用を負担することのどちらがよろしいのかという検討もいたしました。それから他市町村の動向も調べました。その上で医療費を抑えるためにも全額補助をして、なるべく多くの方に接種する機会を持ていただくというふうに考えております。ですので、御質問にありましたとおり50歳以上、もしくはそれ以下の方に対しても検討、それから研究の成果も待ちながら考えてまいりたいと思っております。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 そうですね。ぜひ、効果を。実証実験というか、実証で非常に効果の高いものだということが分かってからでもいいと思いますので、ぜひ年齢に関係なく補助を出していただくことを期待したいと思います。ぜひ、この福祉の向上を図ると村民の幸福度も上がり、そして、結果、移住者も自然に増える要因の一つとなるかと思われますので、村民が分け隔てなく平等に限りなく少ない負担で、地域住民の健康福祉をより充実させていただきたいと思います。ほかにもワクチン接種についていろいろな補助があるかと思いますが、ちょっと説明をいただけますでしょうか。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時45分）

再開いたします。（午前11時46分）

金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

国頭村独自で行っております予防接種の補助につきましては、妊娠を希望されます女性とパートナーに對しまして風疹のワクチンを行っております。こちらの自己負担は3千5百円でございます、MRと混合になりますと5千円でございます。それから、子どものおたふくかぜの予防接種につきましても自己負担は1千円で、予防接種の補助を実施しております。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ありがとうございます。そういった補助もできるだけ自己負担を少なくしていただくことを御検討いただきたいと思います。

それでは2番目の質問に行きたいと思います。10年ほど前ぐらいからですか、キャンピングカーが数台止まって車中泊。長期滞在する方が見られるようになりました。そういう生き方は非常に羨ましくも思うのですが、ゆいゆい国頭はそういったキャンピングカーネットワークというのがどうやらあって、非常に使い勝手がいいという情報が回っているというのを耳にしたことがあります。観光協会のスタッフさんから、数年前に「現場を見たわけではないが、どうやらトイレスペースを使って洗髪、シャワーをしている形跡があった」「駐車場ではバーベキューをしていた」などと話を聞いたことがありました。最近ではそういった事は起きてはいないようなのですが、全てのキャンピングカーまたは車中泊者が悪者であるというわけではないのですが、全てはルールさえあれば解決できる案件ではないかと思われませんが、そのルールはどのようなものが必要になるか、お考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

現在、キャンピングカーに関してのルールというのはございません。沖縄県内の駅長会、この中でもその都度出るのがキャンピングカーの課題でもあると聞いております。実際にこのキャンピングカーのルールを作っている道の駅というのはないと聞いております。実際に、これは常に課題になっていますので、今言う悪質とまではいかないのですが、実際に昔は駐車場でバーベキューをしたりとか、洗面台で顔を洗ったりとかを含めてなのですが、今現在はそういった事はないと聞いておりますので、ですのでこのルールに関しては、今の駅長会でも話があると聞いていますので、そこで縛りを強くするのか。かといって、今はマナーがよいキャンピングカーの利用者が多いと聞いていますので、そこら辺の中身に関しては協議して検討していきたいというところでございます。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 RVパーク指定道の駅というものは御存じでしょうか。一般社団法人日本RV協会が認定する道の駅というのが全国に実は500か所以上ございまして、沖縄県内では伊江村に1か所。今はちょっと休業中のようです。そして名護市源河にも1か所あるということが、このRVパークのホームページに出ております。ぜひ、宿泊場所が少ないと嘆く国頭村でしたらば、安心して快適に車中泊ができるような設備を整えていただいて、幾ばくかのお金を落としていただくようなシステムの施設を造っていただくということが、今後お互いの利益につながることはないかと思いますが、県内にはキャンピングカーのレンタルビジネスも実はもう始まっておりますので、村内の観光拠点の道の駅ゆいゆい国頭、道の駅やんばるパイナップルの丘 安波、辺戸岬観光案内所。ルールで決められた利用料金、利用者がお金を出したほうが気持ちよく利用していただけたと思います。一般のお客様でも今後、海や森のレジャーの帰りに

シャワーなどを利用したいというお客様も増えるかと思われます。道の駅ゆいゆい国頭についてシャワーはなかったかと思います。道の駅やんばるパイナップルの丘 安波は、たしか500円でしたか。シャワーが利用できるかとおもいますが、辺戸岬観光案内所についてシャワーはありましたか。いかがでしょうか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

今の質問で辺戸岬観光案内所にシャワーがあるかどうか、私の記憶ではシャワーはなかったと思います。先ほどのRVパーク道の駅に関しては、ちょっと存じておりませんので、今後確認して、こういった需要が実際に国頭村であるかどうかも含めて検討させてください。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 これからの辺戸観光で汗をかいてもらうようなアクティビティに参加されるお客様を増やしたいというのであれば、シャワーの施設などはあったに越したことはないかと思うので、ぜひこの設備の設置の検討をしていただけるとよろしいかと思います。ぜひ、沖縄の道の駅の先行事例として、このルール作りですね。RVパーク等含めて取り組んでいただけることを期待いたします。

それでは最後、3つ目の質問ですが、様々な経済効果が見込まれるという中で、やはり交通に関して7月25日は名護市には行かないようにしようかなというような話も聞こえてまいります。ただ、これだけたくさんのお客様が来るということです。国頭村に及ぶ経済効果ですね、この辺を期待したいと思うのですが、では伺いますが7月25日は夏休みになるというところでございますので、商工会やその他団体など、何か連携をした集客、国頭村に集客するようなイベントの計画などはございますか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まずはオープンに関連してのイベント等含めてなのですが、その前に声の大きいのが大渋滞の予想。それに対しての対策はないのか。これがほぼ100%に近いぐらいの質問が多々あります。名護市の県道84号線も含めて、東道路も含めてですけれども、その延伸だったり右折路線を造ったりなど含めて、こういう質問が多いです。ですので、今のところ関連してのイベントというのはまだございません。ただし、これは今後必要かなと感じておりますので、検討していきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ぜひ、国頭村にはこういうものがあるよという、クイナの日イベントだけではなく、やんばる森のおもちゃ美術館のアピールイベント、ぜひ、お金を落としたいという観光客はかなり多いと思いますので、地域で商売をされている方の売上に持続的に貢献できるアイデアをぜひ絞り出していきたいと思います。オープン1年目は限りなく経済への波及効果も大きいかと思うので、ぜひ実施計画をさせていただきたいと思います。私も30年ほど前に国頭村の山に初めて入った時に、恐竜がいると思ったぐらいの山がございまして。ぜひ、恐竜の名前を使った恐竜のぬいぐるみの製作、「やんばるザウルス」とか、そういったものを売り出してみようというようなことも可能かとは思いますが、多くの観光客が森へ入るといろいろな懸念事項が増えてくると思います。村としてはロードキル、山や海のごみ、推移はこういった感じになっていきますでしょうか。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時56分）

再開いたします。（午前11時56分）

平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 お答えいたします。

まさにその7・25のジャングリアの開園や、本村でも強化していこうかなと思っているのが、その次の日、7・26。これは世界自然遺産、2021年に登録され、そういった部分で周年イベントができないかというのは、以前から関係機関ともお話しさせていただいております。そのような形で言えば、こちらのほうから積極的に集客に向けての取組も必要だと思う一方で、今おっしゃっていただいた内容でいくと、ジャングリアに来たお客様がリアルやんばるを求めて、例えば与那覇岳に行こうとか、という部分は確実に増えるのではないかと、我々としては懸念があります。それで今年度から取組させていただいているエコツーリズム推進法に基づく全体構想。やはりここがキーになってくるのかなという認識はございます。とはいえ利用者増というのは待たなしに迫ってくる部分もあるので、この点については関係機関と連携をしながら、どのような対策が図れるのかという部分は検討する必要があるかなと思っております。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 以前から与那覇岳の入山制限とか駐車場の料金を取るとか、管理人を置くとか、そういった話が出ております。以前にお話ししたと思いますけれども、ぜひ、ここら辺は早急に進めていただければと思います。西表島でも数か所、利用人数制限が始まったというふうに聞いておりますので、同じ世界自然遺産ですので、足並みをそろえてやっていただければと思います。海浜でのキャンプやバーベキュー、マリンレジャーなど、現在の国頭村ではあまりルールがないかと思われます。海水浴場がない国頭村では安心して泳げるビーチの案内がまずできません。桃原ビーチは無料でキャンプ場としてSNS上にたくさんアップされています。いよいよしっかりルールを決めて、必要があれば条例もつくって自然や住民の生活、観光客の命を守る必要があるかと思いますが、昨日、視察に行きましたところ、いろいろな看板を見ましたが、日本語だけで書いてある所が多くて、多言語、そしてピクトグラムなどを作っていただいて、そういう事故などが起こらないようにしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

今、官公庁の補助メニューを探っておりまして、今の多言語化に向けて、ほかの事業者が取った事業とタイアップしながら現在進めている部分もございます。今の既存の看板がどういったものがあるかとか、今、各地域に行って調べているところでございます。実際にこのインバウンドの強化も図りながら新たなお客様に対しての対応、そういったところも当然整備しないといけないという部分では動いているところでございます。海水浴場に関しては以前、御質問もありました。いろいろな法的関連のクリアもございます。ですので、そういったものをさらに検討して考えていきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 積極的にこうなるであろうと推測し、村民の意見に耳を傾け、生活が豊かになることのために考え、机の上だけではない、その向こう側にある何十年も先の未来をしっかりと思い描いて、行動し対応していただくことを期待いたしまして、本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○ 山城弘一 議長 これで1番 島袋晴美議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。（午後 0時00分）

再開いたします。（午後 1時30分）

午前中の1番 島袋晴美議員へ福祉課長から答弁の訂正があります。お願いします。

金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 午前中の、風しん予防接種の自己負担額とお答えしました件ですが、正しくは、風しん単独予防接種の村からの助成額が3千5百円、麻しん・風しん混合の助成額が5千円でございます。大変申し訳ございませんでした。

○ 山城弘一 議長 次に、4番 山城正和議員の一般質問を許可します。4番 山城正和議員。

〔4番 山城正和議員登壇〕

○ 4番 山城正和議員 通告に従いまして一般質問を行います。

1. 半地上原線の私有地問題の解決は進展しているか。

村道台帳に私有地になっている区間の所有権移転の手続等は進展しているか。

2. 学校敷地未登記の解消問題は進捗しているか。

学校敷地権利者調査業務委託及び辺野喜分校等の未取得地解消の進捗と計画的な取り組みはどうか。

3. 謝敷海岸と与那海岸保全対策を求める。

謝敷海岸と与那海岸は地域住民にとって大変貴重な海浜で、次世代に継ぐ宝物であり、浸食による消滅の危機が進行している現状である。村の責務として関係機関とどこまで情報共有がなされ、保全対策の目標が確認されているか。

4. 新たな村税として法定外普通税の導入を求める。

(1) 先進地事例に学び熟議を積み重ねて、持続可能な環境保全と観光振興を図るための必要な新たな自主財源の確保を来訪者を対象とした法定外普通税の導入を実現してもらいたい。

(2) 国頭村周辺海域での海砂利採取を課税客体とし、海砂利採取量を課税標準に納税義務者を採取業として、新たな村税の自主財源確保に地域振興を図るため改めて法定外普通税の導入を実現してもらいたい。

(3) 世界自然遺産登録の指定を受けた国頭村。この財産を保全し利活用し、持続可能な次世代に残すための実施すべき行政の責務を果たすための幾多に亘る課題の取り組みが求められている。これに対する環境保全や観光振興による財源需要の増加が見込まれるが、税収増加に直結しているのか調査分析して、今後の財政圧迫につながる心配はないか。歳入、歳出の収支バランスを早期に検証することが求められているが、どう認識し取り組んでいるのか。

(4) 法定外普通税の導入を実現に向けた検討するための有識者会議の設置を早期にやってもらうよう求めます。

5. 国立自然史博物館誘致推進委員会（仮称）の設置を求める。

世界自然遺産の立地を活かして「国立自然史博物館誘致推進委員会（仮称）」を設置して、誘致の実現に向けて加速するための早期の取り組み強化を求めます。

6. 比地川両護岸管理堤体の樹木伐採除去を求める。

巨木モクマオウやギンネムなど樹木が繁殖しその伐採除去が求められているが、地域住民では対応できないので、管理責任者の県に対して早期の樹木伐採除去を要請してもらいたいが、どう対処されるか。

7. 新たな総合体育館の建設基本計画の抜本的な見直しを求める。

令和7年度施政方針で「新たな総合体育館の建設については事業化に向けた取り組みを進めてまいります。」と主な施策として村長は表明されました。去った3月6日の意見交換会で総合体育館建設基本計画策定業務の進捗状況について、報告書（素案）の説明があり、意見交換を行いました。それを受けて以下の質

問を行います。

(1) 国頭村公共施設等総合管理計画の基本方針としての整合性の観点から必要性、今後の維持管理の財政負担や第2期国頭村人口ビジョン、総合戦略で示されている人口減少と少子高齢化が加速している現状でのニーズの変化等に十分に応える内容になっているのか。

(2) 現在、村内の既存学校体育館は、廃校を含めて10ヶ所あることから有効活用を促進することにより、当面は村民のスポーツ、レクリエーション及び健康増進に寄与できるのではないかと。また、既存の総合体育館はあと何年ぐらい利用できる予定なのか。

(3) 国頭中学校水泳プール整備計画がない。村民健康増進利活用でできる温水プールの必要性和、温泉源開発ボーリング試験実施による総合体育館の複合民間商業施設としてホテルや分譲住居や貸店舗などの併設する民間事業を活用して雇用や若者定住人口増、諸々の経済的な波及効果など総合的な新たな発想のもと既存のエコ・スポレク公園の諸々の立地条件の最大限の利活用促進を図るためにも、公共施設の集約化による維持管理の低減などを含めて、総合体育館建設基本計画策定業務報告書（素案）の抜本的な見直しが必要であると思いますが、再検討を求めたいが村長の見解を伺います。

以下、村長の答弁を受けて、質問席より再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山城正和議員の一般質問にお答えいたします。

質問1 半地上原線の私有地問題の解消の進展についてであります。

平成6年に村道の区域変更を行い道路台帳を整備しておりますが、所有権移転登記が完了していない経緯や資料等も確認できないことから、今定例会終了後、土地所有者である（株）コービックと所有権移転について協議することとなっております。

質問2 学校敷地未登記の解消問題の進捗についてであります。

佐手小学校の跡地利用につきましては、共有地の共有所有者が13人、法定相続人が100人以上に上り、共有地の活用が困難であるため、共有地と区有地を分けて佐手区と協議を進めてまいります。旧辺野喜分校跡地の未取得用地については、4件中3件が相続手続の必要があり、手続完了後に用地取得を予定しております。これまでに3件中2件の相続登記が完了したことから、次年度3件の用地取得を行い、残り1件については、相続登記完了後に用地取得を予定いたします。

質問3 謝敷海岸と与那海岸保全対策について。

謝敷海岸と与那海岸の海岸保全対策については、沖縄県においてどのような対応が可能なのか、今後、名護以北の海岸について「海岸保全施設整備計画」の検討を行うと伺っています。

質問4 新たな村税として法定外普通税の導入について。

1点目、2点目、4点目の新税創設のご質問については、関連しますので一括して答弁いたします。沖縄県においては、観光目的税（法定外目的税）として宿泊税の導入が検討されています。村独自の新税としての法定外普通税を導入するに当たっては、事業者等への十分な説明と理解や協力が必要となり、慎重に導入の可否を判断した上で、有識者会議等の設置を検討いたします。

3点目の環境保全や観光振興による財源需要の増加については、国・県支出金などを活用した施策の実施に努めており、施設使用料などの直接的な効果だけではなく、波及効果による地域経済の活性化につながるよう施策を推進しております。税収を含めた調査分析は行っておりませんが、財政圧迫につながらないよう

予算を編成し取組を進めているところです。

質問5 国立自然史博物館誘致推進委員会（仮称）の設置についてであります。

現在、沖縄県では国立自然史博物館の誘致に向けた機運醸成を進めている段階であり、シンポジウムの開催や広報活動を通じて県内外の関心を高めているところです。しかしながら、国からの正式な方向性など具体的な誘致の話がない現状を踏まえると、「国立自然史博物館誘致推進委員会（仮称）」の設置については、時期尚早であると考えます。

まずは、引き続きシンポジウムの開催や関係機関との連携を深め、国への働きかけを強化することで、誘致に向けた具体的な議論を進めることが重要です。その上で誘致の可能性が高まり、より具体的な対応が求められる段階になれば、適切な推進体制の検討を行っていきたいと考えています。

質問6 比地川両護岸管理堤体の樹木伐採除去についてであります。

御質問の樹木伐採除去については、河川管理者の沖縄県へ早急の要請を行いたいと思います。

質問7 新たな総合体育館の建設基本計画の抜本的な見直しを求めることについてであります。

質問7-1と7-2は関連するため一括で答弁します。新体育館の建設に当たっては、高齢化に伴う「村民等の健康づくり・運動機会の提供」と「選手競技者の技能向上の支援を担う」これまでの体育施設と同様の機能としています。加えて、イベントの開催など、村民の「地域コミュニティ活動に資する施設」として、また災害時における防災・減災の機能を強化し、新たなニーズに対応していきたいと考えております。

学校施設及び廃校の活用については、学校体育館は学校教育施設であるため、児童生徒のカリキュラムが優先されるため使用は限られております。また廃校の施設については、住民の多くが居住している辺土名地域からは距離があり、村民ニーズに十分な対応をすることが難しいと考えられます。新たな総合体育館を建設し、利便性の高い地域へのニーズを集約することが、村民の地域コミュニティの醸成に資すると考えられます。

また、現在の総合体育館は、平成30年に耐震診断調査が行われており、外側はコンクリートの劣化・剥離が多いのですが、柱・梁等の構造体については、今後約10年は大丈夫であるとの調査結果が出ています。

次に質問7-3についてお答えします。

新体育館の建設に伴うコンセプト、必要規模、建設候補地、概算費用等について、スポーツ推進委員などを含めた検討委員会を6回開催し、慎重に検討を重ね、総合体育館建設基本計画の策定を行ったと報告を受けております。5月には国と令和8年度の概算要求に向けた取組が始まるため、本計画の報告書を基に調整をしていまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 1点目からお伺いします。

午前中の一般質問、同僚議員の5番渡口直樹議員からも本路線について質問があったわけですが、いろいろな問題等も抱えているわけですが、維持管理等を含めて。そういう中でどうしても早めにこういう管理関係も整理しないと、企業側に対してもいろいろな注文であるとか行政指導というものは難しいのではないかと、いうふうに常々思っているものですから、あえて今回またこの進捗状況を確認して、早めにこれを進展しないと、行政としての対応がしづらい。そういう意味で取り上げたわけです。というのは、やはり現状を見ると、この区間は管理上いろいろな問題があるのではないかなというふうに見受けられるわけですね。例えば、その道路を挟んで、すぐ採石場から採石をする工場があるわけですね。そこに搬送するということで、あの区間はすごい通行量が多い。そして、採石の砂利等が路面を覆いつぶしている。これはもう以前からそ

うですが、そういう状況がある。その結果、やはり降雨時には側溝等を伝わって下の比地川までそういう砂礫が実際流れていくと。乳白色の濁流を伴って、そういう現状。これは前の議会でも指摘したとおりですが、そういう長年の結果、最近維持管理の面で一部側溝が大変な状態、穴も開いて洗掘されて、砂利等の流出の結果ですよ。そういうことで補修していただいているのですが、まだ完了ではないと思うわけですが、型枠をまだ外していないとか、側溝の蓋がないとか、いろいろまだこれから補修すべきものはあると思うんですが、そういう観点でぜひ早めに村長、今答弁では定例会終わり次第やるという、もうこれは担当者任せではなくて村長も頭を下げて、これだけ放置していたわけだからいろいろ経緯はあると思います。私も当時は職員でもあったので、その辺も見てびっくりしました。そういうことがありますので、村長その辺、早めに処理できるような、再度村長の考え方をお伺いします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 この所有権登記が進んでいないという現状について、また事業者とも協議しながら進めてまいりたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 早めに進捗するよう希望いたします。

2番目、学校用地の取得問題、佐手校についてはかなり、所有権者が相続を含めて大変上るということでいろいろ苦慮されて、調整の結果そういうことになっているということで、なかなか跡地利用にも支障が来ているのかなと。そして辺野喜分校についてはやっと、皆さん働きかけたと思うのですが、そういうことで新年度予算にも公有財産取得ということで358万4千円が計上されていて追々完了次第、3筆、そして残りあと1件ということで進めるということですので、これもまた精力的にまだ未登記相続の関係者には働きかけ、早めに解消が進むようにということで努力を重ねて、要請をしておきます。

3番目の謝敷海岸と与那海岸保全対策ですが、これは答弁によると、今後、名護以北海岸については海岸保全の施設の整備検討を行うという答弁ですが、それは県がそういう考えで計画を検討していくということですが、やはりそれはいつになるのか分からない。この答弁を見ると。ですから現場は非常に厳しい状況があるわけですね。それを何とか意見交換をする場というのは大事だと思うんですよ。問題意識を共有する、そのための手段として、以前にも提案したのですが、村が提案をして一緒に関係者とテーブルについて、今持っている情報・資料を提供しながら、現状を確認しながら今はどうなっているか、どういう対策が取れるのか。今の県の計画も説明を聞きながら、その計画にどう乗っかっていくのかというのは、やはりそれは地元から問題にかけるところから、しかも世界自然にふさわしいような海岸保全をしっかりやらないと、私は後世に対して申し訳ないと思うんですよ。そういう非常課題が重ねられていると思います。そういうことで海岸保全については、私が言うまでもなく村民はみんな思っていると思います。例えば伝統的なアブシバレーであるとか、中には国指定の、安田なんかは指定されている行事も海浜で行うわけですよ。あるいは与那ではウンジャミ行事であるとか、あちこちありますよ。それを全て海岸で行う、昔から海浜で行う。そういう大事な地域にとってなくてはならないものですから、その行事も海浜が流出することによってやりづらくなるというふうなことに追い込まれたら、これはやはり今生きている我々の後世に対する責任を果たすことはできないのではないかと思います。行政もそれは共有しながらぜひしっかりと、その思いを伝えて加速してほしい。例えば、浜から西海岸、辺戸岬の間にウミガメの産卵が一番多いわけです。ですから、去年から既に始まっていますが、産卵しても海水がかぶるということは孵化しないわけですよ、潮をかぶってしまうと。そういう状況まで追い込まれていますので、それじゃあどうするかということは、いろいろ環境省の

専門家、県の専門家、あるいは日本ウミガメ学会の会員もいらっしゃいますので、相談をして、そういう箇所については現場を確認して、その産卵した卵を別のところに動かして孵化させて、そしてこの孵化したものを子どもたちに飼育をさせる、飼育体験。これを沖縄美ら海水族館にあるウミガメ館がありますよね。その下のほうにウミガメを飼育している箇所があるらしいが、そこは産卵したものをそこで孵化させて、地域の子どもたちに飼育体験を以前からさせています。今、本部小学校、瀬底小学校などで行っていて、非常に子どもたちは関心があります。せっかくこういう守られた自然もあるし、それも活用できるような方法、例えば場所を漁業組合の一角にそういう施設があれば、奥間小学校あるいは辺士名小学校の子どもたちが餌あげをしたり、観察をしていくと。それが大きくなったら放流するというふうな非常に基礎的な、いろいろな環境教育にもつながるし、ぜひそれはまた検討してほしいと思います。

この1点について、どのように捉えますでしょうか。どなたか答弁を求めます。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 答弁したとおりなのですが、今県議会をやっています。その中の一般質問でも出ています。この件。それから応用している部分もあります。名護から国頭にかけて、名護市の山里県議が浸食されているということで県のほうに一般質問を出しておりまして、県はそれで調査をして、先ほど話した海岸保全施設整備計画を策定する検討を行うということなので、しっかり県と意見交換しながら今後進めてまいりたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 質問と整合性があるかどうか知りませんが、いわゆる自然の保全をしながら活用しようということだと思います。行事も含めて、自然との関わりが国頭村は大きいということでの海浜の利用ということも理解をしております。なので、今議員が御指摘するような御意見も含めて、しっかりと守りながら活用できるような方向ということも我々の世界自然を預かる村として非常に大事な部分かなと思っていますので、そこはどういった形でできるのかということも含めて検討できたらいいと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 地域にも関わって、そして子どもたちにも関わっているという、それは名護市の嘉陽小学校は以前から取り組まれているんですよ。そういう事例もあるので、国頭村もそれは可能ですので、ぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

それと、やはり保全するためには、ウミガメを保全する条例を独自に制定したらどうかという提案をしたのですが、この辺についても再度どうお考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 ウミガメの保全条例等を国頭村として制定してはどうかというお話ではあるのですが、現在、そのウミガメの産卵状況がどのような状況になっているのかという調査が行われていないという部分、我々が全てを現状把握していないというのも実際のところであります。ただ、先ほど村長答弁があったとおり、沖縄県のほうとして海岸保全施設整備計画において、今後も継続してウミガメが自然に産卵できる環境整備をするという部分も大変必要になってくると思いますので、そういった計画等を注視していきながら、本村として独自の条例を制定する必要があるのか、検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 先ほど村長から、県議会でも北部の海浜の問題について質問が上がっているということで、いよいよ県議会の場でもそういうものが取り上げられているのかなということで、ある意味ではそういう現状を県の首脳部、あるいは関係する皆さんが十分認識をして、現場を把握して、そしてどういう対応が取れるかということで、進展すれば非常にいいことかなというふうに期待をするわけですが、村としては、例えばそういう現状についてマスコミを通じて実情を訴えるとかということについて、どうお考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 今、その海岸浸食の部分はどう考えているかという部分があると思うのですが、以前、私のほうが建設課にいたときに謝敷海岸を3か所定点で毎月カメラを、写真を撮って、浸食が実際に起こっているかどうかというモニタリングをしていた経緯は、以前はあったのですが、今もやっているそうです。あくまでもこれは自主的なモニタリングをしている段階であり、我々もその専門のコンサルタント等に調査業務を委託した経緯というのはございません。なので、我々としてはできる範囲内のモニタリングをしているのですが、それによって確実に浸食が進行しているという部分の断定はまだできていない状況だと認識しています。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 ぜひ、そういうものが地域の不安、将来目に見えて変化していく、そういう状況に対して行政がいかに対応していくかというのは大変重要なことですので、ぜひ前向きにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。私も個人的にはこの10年来の変化をずっとカメラを撮ってストックしています。そういうことで、私は、ただ部分的に謝敷、与那ということでやったのですが、御覧のとおり、辺士名総合体育館の後ろ側も養浜したわけですが、もう全くない。兼久の向こうも浸食が進んでいるというふうな現状等々を、以前は伊地やこの辺でも海浜の浜辺でいろいろやっていたが、今後できないような状況に追い込まれている。復帰後でも国道が海辺に出たり、いろいろな状況の変化が出てきている中で、海浜の置かれている今の現状というのは、決して喜ばしいような現状ではありませんので、大切な身近なものはしっかり守った上で、それを後世に引き継いでいくという我々の責務を果たそうではありませんか。ぜひスピード感を持って、対応をお願いしたいと思います。次に進みます。

4番目ですが、新たな村税ということを取り上げましたが、これはある意味では世界遺産になったこの地域が、そのことによって経済波及効果を含めて税収、いろいろなもろもろ村民の所得向上にいかにかね返ってきているかという、やはりこういう指数というのは、行政は把握した上でいろいろな施策展開をしないと、非常に説得力がないということ。新年度予算を見ても、村民税の税収も伸びない。そういうふうな状況があります。そしてやはり、保全にはかなりお金がかかるという現実、それに対してじゃあどうするかといったら、今言うにはふるさと納税の活用であるとか、そういうふうな類いのものなんですけれども、やはり観光目的税を県が導入するわけですが、そういうふうなものを待つという、非常に村独自の積極的なアプローチに欠けているなという感じをしています。私たち文教経済委員会は竹富町に調査に行きまして、村長にもその結果の報告書を送付しましたが、やはり目的は、今村も世界自然遺産を受けて、エコツーリズム全体構想、これを前年度の令和6年度から、今年度も予算で9百万円余り計上されて、エコツーリズム推進協議会のほうに委託をするという形で計上されているのですが、スケジュール的にいうと、令和7年度ではできそうないと、令和8年度にこれは出来上がるのではないかという話をちらっと聞いたわけですが、そういう中で、やはりそういうものを維持していくためには、どうしても必要な財源が出てくると。この財源をどういう形

で補填していくかというのが非常に課題、これがまさに先進地事例なのです。それで入域を制限したり、そしてまたそれに協力金を徴収したり、いろいろな形でエコツーリズム推奨に基づく根拠として条例づけをして徴収をする。あるいは協力金という形で、いろんな形を変えて村の税収に入っていく。それを保全といろんな利活用にやるという仕組みをつくっているわけです。既にもうスタートしています。そういういろいろ先進地事例もある中で、国頭村は少しペースが遅いなという感じで、私はちょっと執行部とタイム的なずれがあって、前からそういうことを言っているんだけど、なかなかそれが進まないものだから、答弁もなかなか前に進まないというふうな状況になっているのですが、これはもうスピード感を持ってやってもらわないことには困るなど。じゃあこれをどこで検討するのかといたら、専門家を置くのはまだまだという答弁ですけれども、協議会で果たしてそういうものも仕組みの骨組みもできて、条例あるいはいろいろなものも整備されていくのか。そして答申して仕組みができていくのかというふうなこと、まだきちんとした明示はされていないのですが、この辺、絶えず担当課も一生懸命必死になって取り組んでいこうということで、そういう業務費にも作業も進めているわけですが、なかなかうまく具合にいていないなど。例えば、利用するところの遊歩道の計画はあるのかといたら、ないというふうなことですよね。そういうようないろいろ問題があると思うわけです。

そして、こういうプレジデントという月刊誌、月2回出ていますが、これの11月1日に発売されたもの。本当のお金持ちはどこに住んでいるのかということで、裕福な50の市町村、貧しいところのワースト50ということで、総務省の課税標準段階別令和5年度分所得割等に関する調べというのがあるわけですが、それを見ると、国頭村は全国で8番目に所得が低いということを出ているわけですね。これの中身は所得金額が236万円、課税所得が41億円、納税義務者数が1,714名ということであるわけです。だけど、これはこの雑誌でも述べているのですが、この記事を担当した方は決してこのことが幸せであるとか、この地域の幸せ度であるとかという指数にはつながっていないということをはっきりしている。だから、国頭村も住民アンケートをすると、国頭村に住みたいというアンケートが数量的に多いですね。そういうのがあるのですが、そういう指数も出ているものですから、あえてこういうものに対しては、やはりしっかりと私は前向きに検討すべきではないかと思いますが、いま一度村長、いかがですか。

○ 山城弘一 議長 正和議員、残り3分ですので、まとめてください。

知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 議員のおっしゃるとおり、村は財政が非常に厳しい状況であります。法定外普通税の導入ということですが、先ほど答弁したとおり宿泊税等が目的税となります。法定外普通税については、これは令和4年4月1日の総務省が公表しているもので、全国で8団体しかありません。見ると、核燃料とかそういったところを抱えている所が多いのかなという感じがしておりますので、世界自然遺産になったからということで、例えば大勢の観光客が入ってきてオーバーツーリズムになるとか、それを抑制するために税をかけたり、いろいろな方法もあろうかと思うので、そこはまだまだ時期尚早かなと思っているので、そこをしっかりと勉強しながら検討してまいりたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 ぜひ、いろいろな専門家の意見等も聞きながら、環境保全課はエコツーリズム全体構想を進める中でも、いろいろそういう組織の中でも維持管理にこれだけかかるお金、今現在は分析もしていないという答弁ですので、その辺はしっかりと分析をしながら、いろいろな検討材料に使っていただきたいと思います。次に進みます。

国立自然史博物館の誘致ですが、時期尚早だということであるのですが、やはり適切な時期にしっかりとこの組織体制を固めてアクションを起こしていくというのは大事ですので、ぜひその辺は時期を失しないように対応をしていただきたいということを要望しておきます。

次の比地川の堤体の樹木伐採なのですが、今、お手元に議長^{（注）}の許可を得て写真を皆さんに、これは今回の集中豪雨で被災した箇所、これは場所的にいうと比地と奥間の合流した左岸側です。3か所崩壊しています。これは崩壊した箇所を見ると、ほとんど巨木が堤体の上に生えているというふうな状況です。それはおととの議員の現場視察もそこを全体的に見ました。やはり早めにこういう樹木は除去して、環境浄化をしてほしいということであります。これは早めに要請をするということですので、ぜひ強力にやって、この現状を訴えて、県は県なりに考えていらっしゃると思うのですが、その辺の対応をぜひ進めてほしい。

次に、総合体育館の件ですが、報告書を見るといろいろあるなという感じがしました。答弁を聞くと必要な施設であると、それは分かりますよ。だけど、あと10年ぐらい使えるだろうという既存のものがあるし、この辺もう少し踏ん張って、どうするかはもう少し村民の意見も聞いて、本当に今必要なのかを含めてもう少し議論を深めて、これだけ建設費用も37億円とあるので、スケジュールを見ると令和7年度からスタートして8年度事業化に向けての申請とあるのですが、いろいろ財政状況、そしてほかの事業の施策等も優先順位があるだろうと思いますので、やはりここはしっかりと村民の理解は得られると思うんですよ。防衛との関係もあるかもしれませんが、その辺はあまり急いでの必要はないかなと思いますので、以上ですが、どうですか、見直しを検討する考えはありませんか。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の質問にお答えします。

この総合体育館については、今後10年ということではなくて、調査自体が平成30年に行われていますので、逆算すると令和10年ということになります。そういうことなので、やはり先ほど山城議員からおっしゃったとおり、事業化に向けてどうしても進めていかないといけないこともありますので、村長が答弁したとおり、5月には国と概算要求に向けた取組が始まりますので、その本計画の報告書を基に調整していきたいと考えております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 以上で終わります。

○ 山城弘一 議長 これで4番 山城正和議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。（午後 2時17分）

再開いたします。（午後 2時26分）

次に、3番 山川安雄議員の一般質問を許可します。4番 山川安雄議員。

〔3番 山川安雄議員登壇〕

○ 3番 山川安雄議員 通告書に従い一般質問を始めます。

1 国頭村の「可能性を形にする」

この1年間、国頭村の「可能性を形にする」をテーマに質問してきました。年度のまとめとして、第5次国頭村総合計画（第8章 計画実現のための推進方策 2 行政運営の確立）から、まさに今取り組む必要性を感じる。以下について質問します。

1-1 この項目 現状と課題で村職員にアンケートを行い意見集約しつつ3つの柱を定めた。「行政運営の合理化」の項目に（プロジェクトチームの編成による重点的な取り組み）（行政部門間の連携強化など

横断的な組織体制の構築）（行政組織の活性化）と明記されています。これまで村においてはハード事業の村長特命推進室があった。今求められているのは国の地方創生につながる村長特命「ソフト事業推進室」、仮称ですが、だと考える。推進事項としては・特産品開発の推進・加工場整備計画の推進・ふるさと納税増収アップ・国頭村まちづくり公社、地域商社の推進などが考えられるが国頭村総合計画にも明記している（プロジェクトチームの編成）について村長の考えを伺う。

1－2 これまでの議会質問で行政の縦割りの弊害、限界、横つなぐの必要性を訴えてきたが第5次総合計画「行政運営の確立」では（行政部門間の連携強化など横断的な組織体制の構築）が明記されている。村長特命「ソフト事業推進室」に（・行政事業の検証）を組み入れ行政部門間の合理化を目指す、確立することについて村長の考えを伺う。

1－3 同じく「行政運営の効率化」の項目に（民間委託等の推進）が明記されている。やんばる国頭に興味を持ち、地域内外の関係人口は着実に増えている。これまで取り組んだ茨城県境町や青山ファーマーズマーケットからの関係者、他行政・民間交流の結果、国頭ファンは多い。村財政が厳しい中、（民間委託等の推進）は民間の情報、知恵を最大限に活かし移住定住、投資に結び付ける為にも村長特命「ソフト事業推進室」が必要だと考える。村長の考えを伺う。

1－4 1－1、1－2、1－3の質問をふまえて村長特命「ソフト事業推進室」が形になれば第5次総合計画「行政運営の確立」は行政組織の活性化はもちろん、ふるさと納税の増収につながり『くにがみまちづくり公社・地域商社』に発展し、村民の所得向上に大きくつながると考えるが村長の所見を伺う。

2 国頭村森林組合 地域活性化企業人派遣後の業務運営

国頭村森林組合においては地域活性化企業人制度を活用して一名は企業派遣型、もう一名は副業型の人材を役場から派遣し森林組合の業務に10月から携わっていると聞いている。沖縄県森林管理課、自然保護課、沖縄県森林組合連合会、森林環境教育関係、琉大との情報共有、森林組合職員とのヒアリングや課題等整理に取り組んでいる話も聞く。

組織内部の体制整備、対外的な営業等々含めてどのような報告を受け、どう評価しているか伺う。

3 U、I ターン奨学金償還支援事業

村内の事業所に働く県外出身の若い方から「東村にはU、I ターン奨学金償還支援事業補助金制度がありますよ、私も少しでも助かるから東村に移ろうかと考えたりします」と聞いた。その内容を調べると（東村における人材確保及び定住・定職の促進を目的とし、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、返還を行っている方の奨学金返還金の一部を支援します。対象は、村内に現に居住しており、村内又は近隣市町村の事業所で就業している方です）、補助金は3区分あり、補助期間は5会計年度、年間18万円から6万円の上限額と明記されている。国頭村も検討、研究し若者が移住したくなるU、I ターンしやすい制度を取り入れることは可能か伺う。

質問席から再質問させていただきます。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山川安雄議員の一般質問にお答えいたします。

質問1の国頭村の「可能性を形にする」ことについての、質問1－1から1－4までは関連しますので、一括でお答えをいたします。

第5次国頭村総合計画で行政運営の確立を目指し掲げた3つの柱は重要であり、これまで以上に横の連携

を図り、民間のノウハウを有効に活用し「ふるさと納税と連携した特産品開発」や「農産加工場運営体制及び集荷、販売先の確立」など政策を推進する体制構築が必要だと考えています。

次年度は、ふるさと納税の新規返礼品の開発をはじめ、新たな特産品や商品開発を促進する加工場整備を推進するため、役場内部及び企業等との横断的な連携強化が図れるよう、新たな組織の編制を実施いたします。

質問2 国頭村森林組合の地域活性化企業人派遣後の業務運営についてであります。

昨年10月から企業派遣型1人、副業型1人、計2人を森林組合へ派遣し約5か月が経過をいたします。森林組合から地域活性化企業人制度による人材派遣の要望を受け、本村の林業振興及び森林組合の課題解決に向け取り組んでいるところであります。

活動報告によると組織内部の体制整備について、施設の維持管理や商品等の在庫管理に関する課題、職員の待遇面に関する基準の整理と各種規程類の更新の必要性を確認し、その改善に向け作業を進めていると聞いています。

外部との連携については、環境省や沖縄県、沖縄県森林組合などの林業団体や一般企業への営業活動を行い、今後の展開について情報を共有しているとのことでした。

また、新規職員採用や情報発信、知名度向上のための取組も進めており、短い期間で様々な取組が展開できたことは高く評価できるものと認識をしておき、今後その成果が徐々に見えてくるものと期待をしているところであります。

質問3 U・Iターン奨学金償還支援事業についてであります。

奨学金償還支援などの制度があることで、村出身者などが本村に住みたいと考えるきっかけの一つになる制度になると思います。

制度については把握しており、まずは対象となる年代にニーズ調査を行い、若者がふるさとで活躍したくなる制度の取組として有効か検討してまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 まず1番の「可能性を形にする」というところを、質問の1-1、1-2、1-3ということで少し掘り下げていきたいと思います。1-2の第5次総合計画行政部門間の連携強化、横断的な組織体制の構築から。農業や林業、漁業を管轄する農林水産課と、商業、工業、観光業を管轄する商工観光課との関係でいえば、1次産業を活かし開発された特産品を流通に乗せて、世界自然遺産のネームバリューを最大限活用して販売する。加工場の整備計画のゴールは、1次産業者の所得の向上のため、農業をはじめとする1次産業を商業、商工業へつなぎ観光にも生かすことだと考えます。このようなソフトの横のつながりを推進するソフト事業推進室は、これまで十何年、20年も、あるいはその前から私もたくさん聞かされてきた言葉に、国頭村はポテンシャルが高い、無限の可能性があると外から言われてきたことを、これを形にする、実現する、これが村長特命室だと私は考えます。村長の施政方針にも、ふるさと納税の新規返礼品の開発をはじめ、これらの取組の一本化を図るため、新たな組織編成を実施すると明記してございます。私は、時機を得た一番大事なすばらしい判断だと高く評価をいたします。これからスタートであるが、第5次総合計画の行政部門間の連携強化、横断的な組織体制の構築に対し、知花村長は何を期待してこのビジョンを書き、新たな組織編成を実施すると施政方針に組み込んだのか、その思いを聞かせていただきたい。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 山川議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおり、今回新たな推進室を設置するということで施政方針でも述べてまいりました。これまで様々な課題、先ほどからあるように1次産業と商工関係、それから世界自然遺産に見合った特産品等の開発とか、そういったものがなかなか前に進まないのが現状でありました。コロナという時期もあったんですが、そこをどうにか、これまでも特産品を開発していたけれども、なかなかその販売まで行っていないというのが課題でありました。そういったものを一括してできるような体制にしたいという、横の連携も含めて、そういう思いで、将来的には公社という話もあるのですが、まず一步そこに進めていきたいと思って今回の編成となりました。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 ありがとうございます。まさにそうだと思います。今、行政部門間の連携強化、横断的な組織体制の構築からという視点で聞きました。

2つ目は1－3で民間委託などの推進から伺います。私が八重やんばるとか、うふやにある大やんばるなんていう話もありますが、最近では平仮名で「うふやんばる国頭」という言葉を使っておりますが、多くのうふやんばる国頭に魅力を感じる県内外の関係人口、協力者による投資の可能性、民間の知恵を生かした課題解決の1つとして、例えば私は、若者が住みやすい低価格住居アパート建設の投資を民間に投げかけてみたらどうなのかなということを考えたりもします。片方では富裕層向けの動かせる別荘、ネイチャーモービルヴィラ構想の情報も寄せられております。国頭村に魅力を感じた民間投資だと思います。体験してもらい、楽しませるコンテンツは国頭村のこの大自然であり、世界自然遺産の森であります。その保全と利用に対する村の姿勢、民家や食材そして人資源が大きなコンテンツだと思います。私にとって茨城県境町の議員研修はすごく衝撃的でありました。行政と境町まちづくり公社の連携による様々な事業、境町スタイルであります。給料は民間、公社も役場と同等、多くの地元の人を採用しています。午前中に6番議員から質問もありましたが、意見もありましたが、村議会でも多くの議員が境町モデルから疑問を交わしました。国頭村ふるさと納税税収アップにつながるうふやんばる国頭のファンが多数います。村財政が厳しいからこそ、国頭スタイルの国頭まちづくり公社、地域商社の推進につなげ、専門性のある職員、関係者が村民の所得向上、経済効果のある地域活性化を担い、役場は徹底した村民サービスに徹し、豊かな国頭村をつくる。村長が一番情報もあろうかと思いますが、境町も協力すると言っている声も聴きます。仮称村長特命推進室創設による地域商社のような民間委託などの推進、ほかの民間委託もありますが、それに対し村長の考え方、決意を伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

全く山川議員と私も同じ気持ちであります。茨城県境町を議員の皆さんは視察されたと思います。私も当然行きまして、様々なものでやはり民間の活用が非常に優れているなというのが身にしみて感じたところがあります。今後、全部行政だけの主導ではなく、民間が担うところは民間にやってもらう。例えばアパートや、公的な土地を民間にやってもらうとか、その逆とか、あるいは一緒に取り組むべきべきは一緒にやっていくとか、そういったところはしっかりと今後、境町も見習いながらやっていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 午前の部にもありましたが、村有地の払下げを含めていろいろな方策があると思います。奥で話を聞いたらヘリコプターの話もありますよね、民間の大きな企業が。そういうふうな国頭村の大きな魅力をやはり保全と利用の両方が一括した形でやる、その姿勢が観光客に受け入れられるというふ

うに強く感じております。民間の活用で以前から村長にも少し話をしましたが、設計業者協力会に相談しながら、単価の安いアパートをどう造るか。若い人たちであれば、別にトタン屋根の木造住宅でも全然問題ないと思いますよ。月2万円とか2万5千円で貸せるようなものを民間と相談しながらやっていくということが、今喫緊の住宅問題の課題解決にもつながると思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

次、第5次総合計画のプロジェクトチームの編成から質問します。

村長特命推進室は組織再編の話であります。村長の施政方針にもうたわれております。世界自然遺産推進室の経験が、私たち国頭村には過去にはありました。私は現在の国頭村において、室の中身としては、そのとき世界自然遺産推進室と同等、あるいはそれ以上に今、村長特命推進室が必要であると考えます。このプロジェクトチームは、世界自然遺産推進室を設置したように、独立した課と同等の決裁権や議会の出席ができる室として配置することが、村長の思いや考え方が村内外に国頭村の姿勢として伝わる大事なことだと考えますが、所見を伺いたい。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

推進室を設置するということは表明をいたしました。現在、内容について特に企画政策課等の業務内容、あるいは農林水産課ほかの関係する課との業務内容についてまず精査をし、特に推進室でやってもらいたいのは当然ふるさと納税とか加工場整備とか、特産品の開発とか、それがメインになるのですが、もっと層の細かいのもどういうふうにしていくかという調整をこれから役場内部で詰めて、先ほどおっしゃった決裁権と議会への出席等についても、これは役場内での規定とかがあるので、それを精査して、それで私が判断した上で法令審査会あるいは庁議に諮り、決定したいと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 村長の熱い思いが形に見えるようなもので、特命的な発想で横断的な組織をまとめていくということにつながればいいかなと思います。

さて、この項目ではラストになりますが、村長特命の推進室と、もちろん仮称ですが、時限的な形でスタートして近い将来、さっき村長の答弁にもありましたが、国頭まちづくり公社、地域商社に発展してもらいたいという思いが強くあるなということも感じました。それは、道の駅だとか観光協会を含めた形での総合的なもう一步進んだ国頭の将来像につながると思うので、今、話せるレベルで構いませんので、村長の熱い思いを聞かせてもらいたい。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 今おっしゃったように、まず推進室の設置、それをどう広げていくか、この時期等もあります。将来的には今おっしゃったとおり、道の駅あるいはそのほかの団体等も含めて一緒にできるのか、それは今後しっかりと検討してまいりたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 先ほどもありましたが、私も全国市町村所得ランキングを調べてみましたが、下から8番目の国頭村ということでありました。こういうことを一つ一つやっていけば、必ずや幸せ度の問題とはちょっと違うとは思いますが、ここはクリアできてくるのかなということを思ったり感じたりしております。一緒になって夢のある国頭村の未来に対して、村長の特命室のことが実現することをお願いしたいと思います。

それでは、森林組合の関係の質問にまいります。

伐採ということに対して、伐採は国頭村地元、沖縄県の森林管理課に行ったときもその話を聞いたのですが、伐採する人の確保ができない話ではないかということも聞きましたが、例えば、何かの事業と重なって、人がいないから切れないということが一時的に不足しているのか。ほかの事業を、造林事業なら造林事業が、調査事業なら調査事業が、そばから見ても森林組合の人たちが減っているのは分かりますよ。それで伐採できないという現状があるということも聞きましたが、人が少なくてね。一時的に不足しているのか、あるいは絶対的に人の確保が厳しい状況なのかということに対しては、役場当局としてはどう評価していますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

この伐採に従事する人員については、おっしゃるとおり、ここ数年で急激に減少しております。この現状については、令和3年度と比較すると、直営班それから作業班合わせて23名がこの伐採等、現場のほうに従事しておりましたが、その中で内訳については直営、組合の職員が7名、作業班16名となっております。今年度の事業を終了した時点で、その報告書から確認すると、従事者が9名、内訳については直営が3名で作業班6名となっているところであります。このことからしても、伐採等に従事すべき職員が、組合が行う他の業務に駆り出されて一時的に不足していることではないようであります。減少した要因について直接伺ってはおりませんが、直営の職員については、比較的就業年数の浅い若い職員が離職したようであります。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 緑の雇用とかで大分採用されていたんですね。その人たちが辞めていって、今この現状だということだろうと思いますが、全国的には人が少ない田舎の森林組合に対して、地域おこし協力隊の制度の活用や、林野庁の、林業の担い手を育成したいというそういう地域には、これまで採用した緑の雇用という制度があるわけです。それが何でもたなかったかというのは、今まさに先ほど答弁にあったように、企業人の方々が、いろいろヒアリングをしたりして内部組織の体制の改変を今進めているということを知っております。そこはクリアしながら、同時にやはり人はいないといけないことだろうと思うので、もう1つは、地域林政アドバイザー制度というのが林野庁のものを調べたら出てくるのですけれども、これは結構上手に使われているんですよ、この制度がね。そして定着もしている。必ずしも地域おこし協力隊だけでもない、もっと林業とかに近い制度が林野庁の制度にあります。地域林政アドバイザー制度などで地域をすごく盛り上げている実績もあります。

国頭村長は、沖縄県森林協会の会長でもあります。県内では林業とか林産と言えば国頭村を指すわけです。沖縄県の農林水産部においては、国頭村がなければもう農林水産部に森林管理課がある意味がないということまで言うわけです。これは10年ぐらい前だったか、国立公園になる前後に、直前でしたかね、農林水産部から環境部に移そうかという話だってあった時期があります。森林管理課そのものを。そうならないように、やはり林業は国頭なんだという意味では、人材の確保はすごく大事で、今、彼らがやっているように内部の組織改編、給与体系も含めた、福利厚生も含めたものに取り組もうとしているところであると。古いものがデータとして残っていないくて、全部ペーパーでしか残っていないから、それを一から打ち込んで今の形に変えようとしているという動きも私も聞きました。なので、その森林組合としっかり話し合って、役場だからそこまで細かい報告はないとか、情報を知らないとか決して言わないで、森林管理課と森林組合連合会も系統販売という考え方をこの前私も言ったときに、これが今までの考え方が間違っていたとはっきり

言っていました、今の専務理事は。系統販売というのは、全国の森林組合連合会から下に下ろしていくものを系統で販売していくのだと。こっちにある商品を売るときに、那覇の県森連で売るものを系統販売ということは間違っていると思いますと、こっちはこっちで売ってくださいというふうなこともおっしゃっていたので、今までもやもやしていたものが、やはりすっきりすると思いますよ、それで。単体の国頭村森林組合がもっと利益を上げるような形になると思うので、その森林組合としっかり話し合って、この林業というものをしっかりと守っていくと、あるいはつくっていくという意味では、今は6千万円ぐらいが森林組合の約2億円ぐらいですか、その中の6千万円ぐらいが私の言葉で保全する林業とって調査とか、いろいろやっていますよ、パトロールとか。それは日本全国の中で国頭村森林組合だけだと思うんですね、こんな形で組合の売上につながっているのは。それはそれですごく大事、だけど我々国立公園になったときに、切らないという選択肢はないよということを堂々と国に向かって言いましたよ。ですから、しっかり森林組合と役場とも話し合いをして、県とも話し合いをして、方向性を一緒に見いだすようなことは可能だと考えますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

全く今、山川議員のおっしゃるとおりであります。これまでいろいろ山川議員もおっしゃったとおり、県の考え方や県森連の考え方というのが、その意思疎通の中でもやもやしている感というのは確かにあったところであります。今回、地域おこし企業人を派遣して、その彼らがそういう沖縄県であるとか県森連のほうに出向いて、腹を割ってしっかり話し込むことによって、その課題やもやもやしていたところが今見えてきているところであります。森林組合本体についても、やはり本来の林業施業でしっかり組合を立てていきたいという意欲、意識というのもしっかり確認できたところでありますので、今後その方向に向けて一緒に進めていくところではあります。まずその一歩目として、今見えてきている内部の課題という中で、やはり待遇面とか、そういったものがどうもおっしゃったとおり昔からの古いしきたりの中で運用されてきたということがあって、それが若い者になじまなかったということについても課題として見えてきているところでありますので、組合については、それら課題を解決するため、まずは現在の職員を対象とした給与関連、この雇用形態の見直しとか改善を図り、整い次第また新規採用に向けての作業を加速させていきたいというふうに情報を共有していますので、今後その現場での人員を増やしていくということについても、いろいろ相談があります。その中でこの地域おこし協力隊の活用というのも視野に入れているようでありますので、そこら辺についても職員の方、それから企業人の方々とも情報を共有しながら、制度活用に向けて行政として支援していきたいと考えているところであります。

今おっしゃっていたアドバイザー制度についても、まだ私ども行政のほうではちょっと勉強不足のところもありますので、そこら辺についてもしっかり確認した上で、どのようにしてこれが活用できるかということについても検討していきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 それについて、森林協会会長である村長の意見も聞かせてください。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 課長からも答弁があったとおり、今私は森林協会の会長を務めています。県内においてもやはり林業が年々衰退してきているというのは、これは事実であります。そういった中で以前の林業と形態がもう変わってきているのだという、内容も。これも森林協会をはじめ林業関係の集まりの中でもそのあたりの情報共有もしながら、どういうふうに今後進めていくかというのを、しっかりまた関係者を含めて

進めていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 Uターン、Iターンの奨学金償還支援事業については、答弁にあったように、村出身者、あえて県外から国頭に来た若者たちが、本村に住みたいと考えるきっかけの一つになる制度になると思いますと答弁をいただきました。年代ニーズの調査を行うというふうに答弁書にあります、これはここに来ている人たちの意見を聴くということで理解してよろしいでしょうか。要するに、まずはここに今いる人たちが奨学金の弁済をやっているという人たちの声を聴くということで理解するか。あるいはほかにも考えているのか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 今回のニーズについての調査でありますけれども、これは全国的にこういったニーズ調査というのではなく、実際に国頭村に来られて、そういった返還をやられている方々、その方々はこれがあるから国頭村を選ぶのか、そういったものが一つのきっかけになるのかというところの意思ですね、そういったものを調査できればと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 来たい人はいるという話はたくさん聞きますし、本当に月に何回かは家を探してくれという現実的な問題があります。そこをみんなで本当に一緒になって、少しの可能性でも情報提供して、みんなで解決に向かってやっていかないと、せっかくの国頭村に来たいという若者たちはいっぱいいるし、若者たちだけでもないのだけれども、何か策を打たないといけないと思います。どんなことを考えていますか、課長。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 今回の人口減少の歯止めということで、その一つの施策ということでの御提案だというふうに受け止めております。奨学金制度についても、今東村のほうでやっている事業ですけれども、沖縄県内自治体でやっているのは、私の知るところ東村のみです。それ以外に、各企業などは、奨学金の返済、これは沖縄県が実施している企業に対して、人材確保という観点からこの奨学金の返還を個人で半額、あとは企業が半額というような形の制度を沖縄県自体も取り入れているところですが、これを移住支援策として考えるのか、または人材確保と、おのおの考え方があると思います。今、国頭村では移住施策として一丁目一番地で、まずは住むところということで力を入れてやっているところですが、そういったところはあらかし安定して、御要望に応えられる住宅が提供できるというような形になれば、それ以外のこういった施策云々も十二分に今後考えていけるのではないかと思います。

また、移住相談の際にはまだこういった具体的なものではなく、国頭に行きたい、まず第一声、前からもお話ししていますが、まずは住むところがないかが第一声です。そういったところをまず一つ一つクリアしながら、こういった新たな施策というのも今後考えていく、検討していく必要はあろうかと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 移住施策もいいけれども、だんだん人材確保ということにもつながってくると思いますよ。森林組合もそうだし、漁協など上手にやっているところもあるじゃないですか。それが結果として移住につながるということも含めて、空き家対策だけでは間に合わないようなところが見られると思うので、新しい室ができればそういうところも含めて、民間から国頭村の可能性に対して投資させて、この人員の確保というところもうまく進めばいいかなということを意見して、質問を終わります。ありがとうございます

いました。

○ 山城弘一 議長 これで3番 山川安雄議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（午後 3時08分）

令和7年第3回国頭村議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 6 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月18日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	3月18日 午後 0時34分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
			6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員	1 番	島 袋 晴 美		
会議録署名議員	3 番	山 川 安 雄	4 番	山 城 正 和
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩		
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	議案第 1 4 号	国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
	2	議案第 1 5 号	国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について		
	3	議案第 1 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について		
	4	議案第 1 7 号	国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例について		
	5	議案第 1 8 号	国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
	6	議案第 1 9 号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について		
	7	議案第 2 0 号	国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
	8	議案第 2 1 号	国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
	9	議案第 2 2 号	国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について		
	10	議案第 2 3 号	国頭村犯罪被害者等支援条例の制定について		
	11	議案第 2 4 号	国頭村定住促進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について		
	12	議案第 2 5 号	国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について		
	13	議案第 2 6 号	国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について		
	14	議案第 2 7 号	国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	15	議案第 2 8 号	国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更について		
	16	議案第 2 9 号	指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）		
	17	議案第 3 0 号	指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）		
	18	議案第 3 1 号	指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）		
	19	議案第 3 2 号	国頭村監査委員の任命について		
	20	議案第 3 3 号	国頭村教育委員会委員の任命について		
	21	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		
会 議 に 付 し た 事 件	1.	議案第 1 4 号	質疑	討論	採決
	2.	議案第 1 5 号	〃	〃	〃
	3.	議案第 1 6 号	〃	〃	〃
	4.	議案第 1 7 号	〃	〃	〃
	5.	議案第 1 8 号	〃	〃	〃

会 議 に 付 し た 事 件	6. 議案第19号	質疑	討論	採決
	7. 議案第20号	〃	〃	〃
	8. 議案第21号	〃	〃	〃
	9. 議案第22号	〃	〃	〃
	10. 議案第23号	〃	〃	〃
	11. 議案第24号	〃	〃	〃
	12. 議案第25号	〃	〃	〃
	13. 議案第26号	〃	〃	〃
	14. 議案第27号	〃	〃	〃
	15. 議案第28号	〃	〃	〃
	16. 議案第29号	〃	〃	〃
	17. 議案第30号	〃	〃	〃
	18. 議案第31号	〃	〃	〃
	19. 議案第32号	〃	〃	〃
	20. 議案第33号	〃	〃	〃
	21. 諮問第 1号	採決		
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

休憩いたします。（午前10時00分）

再開いたします。（午前10時13分）

日程第1 議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 現在本村における国保加入世帯は何世帯で、前年からどれぐらい、3年間ぐらいですか、推移が分かればお願いします

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

国民健康保険の加入者でございますが、2月末現在で910世帯、1,307人の被保険者でございます。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第14号 国頭村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回の改正条例は、議員の期末手当、勤勉手当、6月支給分と12月支給分の改定、それから旅費です。県内、それから先島を含めた離島、それから県外ということで、この旅費については、特別職の職員、それから一般職員もおのの改正、引上げということで、同じ引上げ金額になっていますが、これは議員の条例の改定されたのも平成31年が最後ということで、時間も経過しているわけですが、その中で提案理由にもあるように、県内の市町村、それから職員給与等の均衡、そういうのも加味した形で今回改定をするということの内容になっています。ちなみに、県の町村議長会が発行している行財政資料ということで毎年6月に刊行されているわけですが、まだ新年は手元に届いていないんですが、前年の資料を見ると、この改定率、もう既に期末手当等については、全県下の町村平均、これは夏季の場合が平均で158、年末が163、トータル年額にして325ということで、おののの市町村によって夏季と年末の市町村間のばらつきもあって、平均するとトータルでは今、提案されている改定率になるわけですが、同時に、特別職についても同じような数値が読み取れます。ちなみに特別職の場合には夏季の場合が158で、年末が167ということで、トータル325ということになっています。そういうことからしてもちょっと改定の時期等についても、少し時期は遅れているのかということはあるわけですが、皆さん提案に当たって、この辺、他市町村との均衡を考慮し、ということがあるんですが、この辺について説明できますか。少し資料が古いのかという感じもあるものですから。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず他市町村ということで、国頭村、大宜味村、東村の3村については、今、全て一緒です。全て同額の率となっておりまして、その中で大宜味村のほうが先にたしか1月だったと思います。臨時議会のほうで引上げを行っています。0.10月分の引上げを行っています。その際に3村では情報のほうを共有させていただきながら、東村のほうにも確認をさせてもらっておりました。東村については国頭村のほうの対応も見ながら改定に向けて考えていきたいというところのお話がありましたので、北部3村で言うと、まず先に大宜味村のほうで0.10月分改定を済ませています。あと宜野座村ですが、宜野座村についても3月の定例会において期末手当についての引上げを行うということを確認しています。あと今帰仁村については、期末手当とか、報酬とか、そういったところではなくて、役職加算というところで改定を実際に昨年12月定例会で行っているということを聞いています。他市町村にも確認をしているんですが、動きのあった北部の町村については以上の3つになります。引上げの傾向にあるというところを感じていますので、今回、国頭村においても提案させていただいています。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 他市町村、近隣の市町村も改定の方や、既に改定もされているし、また県下においても改定の方にあるのかということです。近年特に、本土でもそうなんですが、全国的に町村議員のなり手不足化が非常に深刻化していると。全国では定数割れを来している自治体もあるわけです。そういうふうな状況もあって、これは議員の報酬等にもいろいろ影響があるのかということで、全国の町村議長会でもこの問題について専門家でもっていろいろ調査をし、その改善策に向けていろんな方策等も提案されて、私たち議員の研修会でもそういう内容の報告があったり、あるいは調査の結果を町村議員のほうにもお知らせ

せしているということで、いろいろと取組といたしますが、それが動いているような恰好なんですけれども、なかなか難しいのもあって、これといった思い切った改善策というのがまだまだ打ち出せていないというのが現状であるわけです。そういうことで国頭村も来年度また任期を迎えるという状況の中で、新しい議員等に挑戦する方々は、どうしてもそういう処遇改善というのは当然ないとなかなか議員の意欲ある若い人たちが出てこないのかという意味では、いろいろそういう環境整備は大事ではないかということで、時宜を得た改定かと思います。

あと1点、旅費の件については、これもかなり長い間改定されてなくて、非常に厳しい状況があったかと。議員を含め、あるいは特別職、それから一般職です。今回の改定額を提示するに当たって、どういう調査をされて、そういう額になったのか。これで当分、旅費支給条例を適用したときに出張しても足が出ないという状況になるのか、その辺について説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず県外旅費の金額について比較させてもらったところをお話いたします。まず北部の市町村について、県外旅費がどれくらいの金額になっているのかというのを整理をさせてもらっています。一番安いところでは1万1千円、一番高いところでは1万5千円となっています。国頭村については1万4千5百円となっております。北部の市町村の中では高いほうかというのがあるんですが、平均して言うと、1万3千5百円となっています。これは現状なので、実際にはホテルの宿泊料が上昇しているというのは実感としてありました。どれくらい上昇しているのかというところを調査させていただいて、それが昨年4月時点が令和6年の4月時点、それが令和5年の4月時点から比べると約25%上昇しているというところがありました。令和6年度の1年間を通してやはりそれくらいの上昇率はあるのかと、旅費を支給するに当たって感じておりました。そこで今回改定をするに当たっては、北部の市町村の平均より少し上の県外の旅費の料金ではあるんですが、実際には今、宿泊料の上昇率の25%を勘案させていただいたところでございます。なので、今回1万4千5百円という県外の旅費については、25%上乘せる形で1万6千5百円という形で料金の引上げについては、改定後の料金を設定させていただいています。これは県内、県外、離島についても同じ形で25%上昇率をかけた形での改定案となっています。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第15号 国頭村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第17号 国頭村職員旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 これにおいては55歳を越える職員についての標準勤務成績では昇給を停止するという措置もあろうかと思いますが、高齢層職員の昇給抑制に関する措置の運用は本村においてはどうなっていますか。今後その運用をどのようにしていくのか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今回6級までございますので、そういった形になるんですが、今回の給与制度のアップデートということで、改正に伴って、昇給を抑止するところの6級についても変更、考えを変えるというところはございません。そのまま5級というところが上位の級となっています。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 本村においては、高齢層職員の給与の抑制について55歳を越える職員についての標準の勤務成績では昇給停止という形で総務省ヒアリングにおいても厳しく指摘を受けているということです。9市町村ですか、抑制を行っている市町村。この運用として、どのようにするかということを知っているわけですが、本村においては2号給昇給を行っているわけですが、それにおいて今後ともそのままいくのか。これは不公平が生じる可能性がありますので、この辺はしっかりとやっていかないと、年代別にいろいろな問題が生じると思います。そういったところをどのように改善しつつ、運用していくのかということをお聞かせください。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今回の改正は、初号近辺の号給をカットして、それ以下のものを引き上げるということです。実際にはそのペースになるところ、底上げというんですか、そういった形での給与のアップデートというところで認識をしているところでございますので、底上げされることによって、また号給で読み替えた形で、そこに合わせた形の号給の設定がされますので、そこについては今まであるバランスというんですか、そういったところは崩れないとは思っています。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前10時38分）

再開いたします。（午前10時42分）

ほかに質疑ございませんか。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 まず初任給からお伺いします。

今回の一般会計予算の当初予算の中でも給与明細書が添付されています。その中でも初任給というのが今回行政職給料表の場合には、高卒で18万8千円と大学卒で22万円ということがあります。ちなみに、今回の条例、これは1ページの行政職給与表には初任給の格付けは1等級の5号に該当します。ということで、制度上はちゃんと1等級の5号が初任給ということでの格付けについては、規則等ではちゃんとうたわれているんですか、それと大学の初任給もですが、この大学の初任給を見ると、この号給表からすると、1の20号が22万円という形になるわけですが、そういう格付けになるのか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今回、3、4、5。3級以上というところで初号級近辺をカットして上げているというところになります。今、初任給ということで、1級の5号というところがございます。これが高卒の1級の5号というところになりますので、今回1級の5号というところを、1級については触っておりませんので、そこについてはそのまま1級の5号が高卒の金額となっています。大卒については先ほど22万円というところは、1級については触っておりませんので、25号のところはそのまま22万円の箇所になります。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 等級基準表で、そういう形で号給がちゃんとうたわれているのか。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前10時45分）

再開いたします。（午前10時54分）

宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

初任給の決定について、どういう形で基準をもって決定、どこに規定されているのかというところであれ

ば、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の第9条のほうで初任給に対しての基準、別表で、上級については1級25号ということで記載されています。ちょっと追加補足をさせていただきます。今、上級についてが1の25、初級については1級5号となっています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 分かりました。今回の給与、その改定によって、私は例年給与改定についての質疑の中で取り上げているわけですが、市町村との均衡が取れているか。あるいは国が示している水準というか、指標に、国頭村はどの程度の位置づけされているのかということ、大体給与水準を見る指数ということで、ラスパイレス指数というのがあります。今回6月1日現在でどういう指数に改善されているのか。北部市町村では、まあ各市町村ごとにあるわけですが、県平均で幾らで、全体で幾らということであるわけですが、そういう中で国頭村は何%ぐらいの水準まであるのか分かりますか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今時点、私の手元にあるラスの指数でお話しさせていただきます。申し訳ありません。令和5年度時点で押さえている数値になりますが、93.2が国頭村のラスの指数となっています。そのときの町村の平均が95.1となっています。市町村の均衡とか、国の指標にという話もありました。実際には独自の給料表の形態とか、そういったところは持っているわけではございませんので、そこは法を遵守しながらといいますか、そういったところを踏まえた形での給料の改定とか、その時期、対応しているという現状でございます。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 以前にもこの数値を示したわけですが、できれば新しい数値、令和6年4月1日現在ということで数値を見ることによって、前年から幾ら改善されて、さらには今回の改正でどの程度改善されていくかということまで説明ができれば非常に分かりやすいかと思うわけですが、どうもその説明がなされないものだから残念であるわけですが、いずれにせよ、これまでの数値を見ている限りは、他市町村に比べてもかなり給与水準が低いわけです。それは数字が示していることなんですが、地方公務員の場合には、そういう数値しか国頭村の給与がどうなのかという場合には比較できる数値がないわけです。そういうことで、この数字は大事な指標だと思うわけです。副村長にも答弁をいつもいただいているんですが、給与水準というものに対して、やはりラスをある程度水準まで持っていけないことには、はっきり言って、簡単に言えば職員の給与が低いと、そういう結果なんです、この数値は。ですからべらぼうに高く引き上げなさいということは言っていません。ある程度、足並みをそろえて、働きやすい環境をつくるというのはもう当然なんです。今、民間では春闘ということで、いろいろ報道されていますけれども、かなり大幅な賃上げが行われているという状況です。公務員の採用に当たっても今の水準ではちょっと採用もおぼつかないということで、初任給もこの前テレビでも人事委員の担当が言っていましたけれども、警視庁なんか初任給を30万円に引き上げないと、職員の採用が難しいということ。大手の民間企業でも初任給が40万円というところも報道されています。そういうことで人手不足で人材をいかに確保するかということで、給与面、待遇面が非常に話題になっているところなんです、しかも公務員の給与についても非常に低い水準に抑えられてきたという経緯があるわけです。そういうことからして、やはりラスパイレスの改善は非常に大きな課題ではないかということで、前から取り上げているわけですが、先ほどの質疑に総務課長は明確に答えられないものだから、非常に議論が進めづらいわけです。このことだけ一応先に申し上げて、次に進みますが、管理職と言われる方々は行政職給料表からすると、5と6というのが適用号給なんです、実際国頭村の実態とし

ては、皆さんの出されている数値を見ると、5級で12名いらっしゃるということで、6級はいらっしゃらないというのが現状です。先ほど同僚議員の与儀議員のほうからも55歳になると昇給停止措置が入ってくると。国頭村の場合は特例として、運用として2号給はかさ上げしますという制度運用になっているということは確認できました。そうするとこの給料表を見ると、2ページです。58号、それから最高号給が5級の場合85号です。これを見ると39万8千2百円、これが最高額なんです。ということは、課長の皆さん誰一人、40万円以上もらっている課長はいらっしゃらないわけです。全部39万円どまりという結果です。ある意味では、これまで低い給与体系で抑えられてきたという感じは否めないわけです。ちなみに総務課長、この5級を適用されている12名、一番最小の年齢は何歳で、最大年齢は何歳で、平均何歳なのかというのを数字は把握されていますか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 最小がたしか満50歳となります。私が51歳なので、1つ下でございます。最大年齢で言いますと、59歳でございます。平均年齢は今、手元に資料として抑えてございません。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 皆さんが出した資料では職員の平均年齢が今年度行政職で40歳です。それで給与はどうなっているかということで、平均給料が29万1千7百円と、これは2段になっています。31万8千9百円が行政職の平均給与となっています。この給料表との関係で、これは県全体を見ても大体そういう数字なんです。40歳から41歳というのが大体県下の数字なんです。課長職等について、今の平均給与を抑えたときに、5級で全て収まっているわけですが、昇給運用で年齢の話を聞いたんですが、55歳から昇給はストップだということの措置からすると、実際、現職の5級の何号が今最高号給として、給料を格付けされているんですか、課長の最高号給。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 5級の76号給です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 課長職で一番の最高号給が76号給ということで、金額にして39万6千円です。そうすると残り85までの号給があるわけですが、これは最高年齢の方がそうなのか分かりませんが、いずれにせよ、40万円にも満たないような形で退職を迎えるという数字になるわけです。ですから私は何を言わんとしているかということ、やはり私はこの運用を含めて、少し検討すべきではないかと。いつまでも給与改定時期に原因が分からないという形では済まないのではないかと私は思うんです。もう少し他市町村の運用状況も含めて調査・研究する必要があると思います。どうお考えですか。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 課長の給与を含めて、全体の職員の給与体系を含めて、先ほど御質疑がございました物価上昇に伴う賃上げというのは全国的な流れでございます。それに加えて、国頭村の村民との比較も我々としては意識しないといけないのかと思っていますので、いずれにしろ給与が低いから労働人口の減少にもなるつながるというところもありますから、そこは人材確保の意味でも、ある程度の村の給与の水準は上げないといけないのかというふうには認識はしているところであります。どうやってそれを引上げするかというところは、条例上の仕組みはございます。その中で運用だというふうには認識します。特に課長は、困難な業務を所掌する課長になっているのかどうなのかというところを加味しないといけないところだと思います。併せて、住民評価制度でもございますので、そこをどう取り扱っていくかというところだと思います。いわゆる

業績の評価、あるいは能力的な評価というところも含めて、研究する必要があるのかと思いますので、しっかりと私たちの運用も今後どういう形で進めているかというところを研究させていただきながら、検討できたらいいのかと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 あと1点だけです。管理職手当というのがあります。これについてちょっとお伺いしたいんですが、この制度はかなり古いわけですが、当初導入したときの金額、これを運用したとき覚えていないと思うんですが、当初2万円以上の管理職手当がたしかあったと思います。その改定がされて、今現在まで2万円という流れになっています。この流れについて分かる職員がいるかいらないか、ちょっと定かではないんですが、近隣大宜味村もそういうふうな、これは定額と、算出方法は2つあります。御承知だと思いますけれども、この資料にもあるわけです。これもずっと本村の場合には2万円と。ほかの市町村もそんな動きはないんですけども、2万円というふうな形も今現在もなっていますが、これは一般職員の給与の均衡と管理職の実際の号給を比較したときのバランスという面でも、管理職手当を引き上げる必要があるのではないかと考えているわけです。一気にというわけではないにしても、少なくとも3万円ないし4万円の管理職の引上げが必要な時期ではないかと考えているんですけども、その辺について、次期の改定で思い切って管理職の改定について踏み込めないですか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

行革等を含めて、今、計画的にそういったものについて検討するという場を認識していますので、今すぐに、また次年度にというところではなくて、そこはその計画の中できちんと検討していくという方向で進められたらいいのかと思います。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第18号 国頭村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 これに該当する職員数、それと今年度それに該当する共済費も含めた賃金総額というのはお幾らなのか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

こちらに該当する職員数については2人でございます。全てを含めた額については、今、持っていないので、計算させてもらいたいと思います。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。(午前11時18分)

再開いたします。(午前11時19分)

宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 支給の総額については、お話しできないんですが、勤務先についてはくいなエコ・スポレク公園となっています。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す

る条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第19号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第20号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第21号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第22号 国頭村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。(午前11時27分)

再開いたします。(午前11時32分)

日程第10 議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回の条例は施行日が令和7年4月1日からということで、この条例については県下でも幾つかの自治体が既に条例制定をして施行しているところですが、この条例第6条にあるように、被害者等が直面しているもろもろな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとするという第6条の規定があるわけですが、関係機関等やはりこの条例を円滑に進めて、被害者の支援をするためにはどうしても公安当局であったり、そういう協力が必要、専門機関との連携はこの条例をうまく運用していくためには必要かと考えるわけですが、つい最近テレビ報道を見ていたら、名護市は名護署と、多分その関係ではなかったかと思うんですが、連携協定を締結したということで、署長と名護市長が映っていたわけですが、4月から施行ということであるわけですが、そういう流れの中で、本村も時と場合によっては、そういう情報を共有しながら関係者とうまい具合に協定書なり、いろんな協力関係を構築していく必要があろうかと思えますけれども、この辺についてはお考えをお聞かせください。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今回条例制定に当たっては、名護署のほうからもお話が来ています。名護署管内の市町村で条例を制定させていただいて、その窓口というところを先に位置づけしてほしいと。その後のいろんな情報の共有とか、被害者等に関することについては、やはり警察のほうも持っている情報等を共有しながら進めていかなければいけないというところでお話は伺っています。実際には名護市、北部3村、4月1日の施行ということになっておりまして、また先行して名護市のほうが連携協定を締結しているというところでありまして、これについても先に名護署のほうから協定についても検討しているというお話は聞いていましたので、そこがまずは名護市からというところなのかと理解していますので、これから実際制定した後、そういった話は名護署のほうと進めていくことになるのかと思っています。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第23号 国頭村犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第24号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第25号 国頭村定住促進住宅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第26号 国頭村移住支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 1点だけ確認します。放課後児童健全育成事業者とは、国頭村ではこういう事業者はどちらにあたりますか。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 与儀一人議員の御質疑にお答えします。

放課後児童健全育成事業については、村内においてはくにがみ児童クラブとくにがみ児童クラブの上島学童の2か所になります。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回の改正の中身を見ると、第6条の2が加わってきて、それと3が加わってき

て、第12条の2が加わるということで、内容については第6条は安全計画の策定が義務づけされたということと、あと自動車を運行する場合の規定、それと第12条は業務継続計画の策定等ということで、これは事業を行う事業者に対しては、そういうふうに義務が新たに課されるということになっています。それで附則のほうですが、この条例は公布の日から施行して、令和6年4月1日から適用するということになっていますが、なぜ令和6年4月1日から適用するということで遡及適用になったのか、その理由を説明してください。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の御質疑にお答えします。

今回この提案した理由では、厚生労働省令の一部改正ということで、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を努力義務として行っておりましたが、昨年、令和6年4月1日から義務化されたことに伴い、今回さかのぼっての施行となっています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今、説明があったわけですが、そこで適用することになったということですが、実際は前年度から法律の改正に伴って、計画をつくってやるということでの、ある意味で義務化というか、その通達があったと思うんですが、条例改正が、端的に言うが遅れてしまったということにしか解釈できないんですけども、実際運用としては令和6年度からその計画書というものは出されていて、今、条例の改正事項にあるようなもろもろについて実際は運用はされていたということなのか、この辺を含めて少し説明してください。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の御質疑にお答えします。

今回議案として上げたものについては、大変申し訳ありません。さかのぼって、遅れた形での提案となっています。運用につきましては、実際に2か所のくにながみ児童クラブと上島学童については、しっかりと安全管理マニュアルというのを準備して運用していますので、そこについては大丈夫という確認はしていますので、今回の提案で次年度も管理体制をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 これは実際は条例を施行して適用ということに非常にぎくしゃくした解釈の思いがあるわけです。そうであるから、実際は皆さんは行政指導としては、通達に基づいて事業者に対してはちゃんと周知をされていて、そういう計画マニュアルを含めて、先ほどあったようなことは、実際現場では実施されていたということなんですか。たまたま条例制定が遅れてしまったということなのか。それはされているんだったら問題ないということなんですが、ただ、前年度に義務化されているものを、どうかなという疑義が生じるものですから、実際はどうなったのかということをあえて問うたわけです。現場でも実際の計画書とかというのは、令和6年4月1日からはしっかりとやられていたということで理解してよろしいわけですね。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の御質疑にお答えします。

第6条の2については、安全計画の策定については義務化されています。第12条の2の業務継続計画については、また努力義務という形での計画となっていますが、山城正和議員がおっしゃるとおり、やはり法的な整備が遅れてしまって、今回の提案となっています。大変申し訳ございません。ただ、現場において

しっかりと安全管理マニュアルの策定の上で運営を継続していますので、引き続き子どもたちの安心安全に施設の管理をして取り組んでもらおうと考えています。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 1点だけお願いします。第6条の3ということで、放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動ということで、利用者というのは2か所限定されていて、それ以外で使うことはありますか。3の下の方に利用者の乗り降り所在を確認しなければならないということで、ほかの利用者がいるのかどうかというのが気になるので確認します。自動車を運行する場合の所在の確認と。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時54分）

再開いたします。（午前11時54分）

宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 大田孝佳議員の質疑にお答えします。

こちらは2か所の学童クラブの利用の子どもたちの安心安全に送迎するためのこととなっています。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時55分）

再開いたします。（午前11時55分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第27号 国頭村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。（午前 11 時 57 分）

再開いたします。（午前 11 時 58 分）

日程第 15 議案第 28 号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。4 番 山城正和議員。

○ 4 番 山城正和議員 今回の改正によって、村長の施政方針にもあるような事業内容が発展計画の変更の中にあるわけですが、そのことによって起債対象事業になるとか、そういうもろもろのものがあって、今回その計画変更という形になっているわけですが、国頭村過疎地域持続的発展計画は事業計画年度が令和 3 年度から令和 7 年度までとなっていて、それ以降についてどういうふうな展開になるのか、ある程度、現在過疎地域のいろんな法律はどうなのかというものをいろいろ含めてあると思うんですが、何かこの辺の情報については入っていますか。今後どういう計画が新たに加わっていくのか、それとも今までやってきたそういうものが過疎地域にとってはまた継続されていくのかというものについて、国からの情報とか、何かそういうものがあれば、現時点でどうなのかについて説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 過疎債に活用するという形もございます。実際に過疎持続的発展計画、これも前回のほうから過疎地域持続的発展計画という名称も変わってまいりました。この部分について現在は令和 7 年度までの計画期間という形でございます。今後についても、恐らくではあるんですけども、この事業がなくなるということはないだろうと見ています。ですので、令和 8 年度以降のものについては令和 7 年度、そういった通知等、達しがあれば、また次年度に向けた形の新たな名称での計画という形を策定するという形を考えています。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午後 0 時 02 分）

再開いたします。（午後 0 時 04 分）

與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 現計画につきましては、令和 7 年度末で一旦終わります。それ以降のものについては、令和 7 年度内に、令和 8 年度以降のものについて策定していくということでございます。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第28号 国頭村過疎地域持続的発展計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 指定管理者の指定について(与那地区交流拠点施設)を、議題といたします。

これから質疑を行います。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 与那地区交流拠点施設の指定管理について、この間の意見交換をした中で、その後の確認事項として、3点まとめて質疑をさせていただきます。

1点目、指定管理者の与那区と施設を運用しているユナムンダクマ協議会との協定書、あるいは締結書なり、その辺は交わされているのか。2点目、現在の宿泊料金についてですけれども、条例との整合性の取れた宿泊料金になっているのか。3点目に、与那区からの昨年度の決算時期には議会に報告が提出されていませんでした。その後、村の監査委員には提出されているのか、この3点をお伺いします。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 まず1点目で、実際、我々行政のほうは指定管理者として与那区という形を取っています。今、議員がおっしゃる運営について今、宿泊施設等、それが主になってくるだろうと思われまます。それについて区とユナムンダクマ協議会のほうで覚書等、締結書なり、そういった書面上のものがあるかということを確認いたしました。ないということです。そのほうについて区の常会であったり、そういった場の中において、口頭での、光熱水費については折半しましょうといったり、またユナムンダクマ協議会から上がってくる収益については、与那の歳入のほうに入れることなど口頭で交わされたということ聞いています。今回10年越しにまた新たに指定管理という形になります。我々所管課についても懸念するところが多々ございました。今回の協定書の中においては、それが分かるような書面、これは毎年毎年の事業実績報告という形になりますけれども、まず管理業務の実施状況であったり、利用料金の徴収実績、管理費用等の周知に関するものと、あと区の決算書のほうについては、毎年出していただくという形のもので、新たに協定書のほうの中身を今、精査して作っているところでございます。そういった形で、我々も丸投げという形ではなく、こういった宿泊施設の収益が区民にとってプラスに働いているかどうかという部分をしっかり管理していきたいと考えています。また2つ目に、今の宿泊料でございます。宿泊施設は今2つのパターンがございまして、2名から4名ぐらいの小さな部屋については、条例上、1万5千円、これは部屋1万5千円です。2人で借りる場合については1人7千5百円、3名で借りる場合にはそれからもっと低くなると。また5名以上の大きな部屋については2万5千円という形の金額設定でございます。私も区民でございまして、今、毎月毎月ユナムンダクマ協議会のものについて、一月の決算というのを今、区のほうでやっているところです。その中においても7千5百円を超える単価というのは見られておりませんので、そ

れ以内の金額という形で把握しているところでございます。3点目、決算書については議会のほうへの提出等はやっておりません。去年のものについては、監査もないんですけれども、我々の各課としては毎年度の決算資料はいただいています。それについても先ほどの懸念事項、ユナムンダクマ協議会のほうから実際に、先ほども話をしたように、区民のためになっているのかという部分のものです、これは若干コピーしてきたんですけれども、令和5年度決算については、先ほどお話しした光熱水費については、この中でも折半というのが書かれています。ですので、与那区のほうとしては、令和5年度の予算で光熱水費40万円組んでいたところ、令和5年度決算のほうでは34万1千円という形の明記がございます。その分ユナムンダクマ協議会の折半により、本来もう少しかかるはずなんです。その部分が抑えられているという部分が見て取れます。それから決算書の諸収入の部ですけれども、当初与那区は予算のほうでは90万円計上しておりました。実際の令和5年度の決算では155万円の諸収入がございます。その中にはユナムンダクマ協議会からの収入という形で、金額が幾らであったかというのを確認したところ、50万円という返答をいただいているところでございます。そういった形でこの決算書のほうについては、提出はしていないんですが、所管課の我々のほうには決算についての資料を提出していただいているというところでございます。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 先日、意見交換でいただいた申請書、それも実際にはもちろん与那区からの提出になっているわけですが、その事業計画もユナムンダクマ里づくり事業ということで、基本的には区が計画されているんです。ですので、先ほど懸念される協議会との光熱費とかもその事業費に実際見られているわけです。そこで出てくる収支は与那区に繰入れしますということにされているので、その辺は区民からの不満、不信を抱かないように、ぜひ区としてしっかりまとめてほしいというふうに要望しておきます。最後に1点、関連質疑として、行政懇談会の中で総務課にお伺いしますが、1点、公民館が津波による浸水が及ばない範囲として基準があるのかという疑問をされていました。それについては、基準があるのかを含めて、今後確認していきたいということと、津波避難先として公民館を拠点に検討できないか、区の話合いの場に参加していきますということの答弁になっているんですけれども、その後どういう状況になっているか、お伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず公民館、今現在の場所は津波の浸水が及ばないというところは、まずマックス、一番最大の規模を想定した際のそれもあくまでもシミュレーションですので、そういったところを頭に置いていただきながら、さらにはそれより高台のほうに移動するにはどうするかというところで、そこを検討していきましょうというところでお話をさせていただきました。ただ、昨年実際には北部豪雨もあって、そういった取組が進まなかったというのが今、伝えられるところですので、ここについては、行政懇談会についてお話をさせていただいた内容というのは同じように共有していますので、今後与那区とも話をさせていただきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 議案第29号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）について、賛成の討論とさせていただきます。

施設の管理条例の趣旨としては、地域の資源を継承しながら、それぞれを生かす活動拠点の場と、様々な世代及びニーズを持つ都市部住民と交流できる機会を創設し、地域の発展振興に寄与することを目的に与那地区交流拠点施設を設置するというふうに明記されています。施設の趣旨、目的に沿ってユナムンダクマ里づくり事業として、与那区が計画をしており、その事業に関わる執行団体としてユナムンダクマ協議会が行っていると認識しています。よって、指定管理を行う与那区とユナムンダクマ協議会とは共通の認識の下で、区監査委員の監査チェック機能を受け、また部落常会にて決算承認を受けながら、区民に不安や不信感を与えることなく、透明性を重視し、与那地区交流拠点施設の運営がスムーズに管理されることを期待して、賛成の討論とします。

○ 山城弘一 議長 ほかに討論ありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第29号 指定管理者の指定について（与那地区交流拠点施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）を、議題といたします。

これから質疑を行います。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 辺戸岬拠点施設についてお伺いします。

現在、候補となっている会社については、2021年6月から2階スペースのカフェを運営してきたと思いますが、村として、これまでの評価をお伺いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

この2階カフェに関しては、委託としてカフェを運営していただいています。ふしくぶカフェの売上げに関しては、まず前年度売上げに関しては年間1,740万7千円、今年度1月末時点では2,107万4千

円ということで、毎年毎年順調に売上げを伸ばしています。さらに客層ニーズを常に把握して、それに対してお客様にメニューを提供しているというところにおいては、都度、報告がございまして、担当も含めて、今後さらに発展していくというところの計画もあって、今回全体の指定管理としての指定を受けたいというところで手を挙げたというところでございます。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 1階部分については、情報発信が主な機能となると思うんですけども、もともとその施設の目的の中には周辺の地域住民との協力を得て、活性化を図ることがあったと思います。募集要項にも辺戸区、宜名真区、宇嘉区との協議を進めるということがあるんですけども、そこにおいて本募集により選定された指定管理候補者と村が協働で取り組んでいきたいと考えていますというふうに明記されていますけれども、その協働で取り組んでいくという村の意向、村はどういうふうに一緒にやっていくという方向性を伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

今現在、直営で村が運営している辺戸岬拠点施設、特に1階の観光情報コーナー、そこで今までにない取組で、先ほどありました辺戸区、宜名真区、宇嘉区において、かなり協議しまして、住民との協議も踏まえて、物販に至っています。前年度やり始めは年間100万円ちょっとの売上げ、今回2月末時点で299万円ということで、かなり伸びてきています。その中で指定管理者が4月以降、5月以降運営するところで役場が急に離れるというわけではございません。ですので、指定管理者と一緒にになって、そこに関しては常に調整していきましようというところでございます。さらに今現在、その運営に携わっている集落支援員、地域おこし協力隊の方々も継続して派遣をして、地域との協議をしながら指定管理者と一緒に進めていければというところでございます。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第30号 指定管理者の指定について（辺戸岬拠点施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第31号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）を、議題といたします。

これから質疑を行います。

休憩いたします。（午後 0時25分）

再開いたします。（午後 0時29分）

質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）を、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第31号 指定管理者の指定について（安田くいなふれあい公園）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第32号 国頭村監査委員の任命についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますですが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますですが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 国頭村監査委員の任命についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号 国頭村監査委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第32号 国頭村監査委員の任命については、同意されました。

日程第20 議案第33号 国頭村教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますですが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますですが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 国頭村教育委員会委員の任命についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号 国頭村教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第33号 国頭村教育委員会委員の任命については、同意されました。

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり異議ないものと決定し、答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり異議ないものと決定し、答申することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会 (午後 0時34分)

令和7年第3回国頭村議会定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 6 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月21日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	閉 会	3月21日 午前11時20分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
			6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員	1 番	島 袋 晴 美		
会議録署名議員	3 番	山 川 安 雄	4 番	山 城 正 和
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩		
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	諸般の報告				
	2	議案第 1 0 号	令和 7 年度国頭村一般会計予算			
	3	議案第 1 1 号	令和 7 年度国頭村国民健康保険特別会計予算			
	4	議案第 1 2 号	令和 7 年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算			
	5	議案第 1 3 号	令和 7 年度国頭村簡易水道事業会計予算			
	6	追加議案第 3 4 号	令和 6 年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第 7 号）			
	7	追加議案第 3 5 号	令和 6 年度国頭村一般会計補正予算（第 1 1 号）			
	8	決議案第 3 号	議員派遣の件について（北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会）			
	9	決議案第 4 号	議員派遣の件について（町村議会常任委員長・副委員長実務研修会）			
	10					
会 議 に 付 し た 事 件	1.	議案第 1 0 号	報告	質疑	討論	採決
	2.	議案第 1 1 号	〃	〃	〃	〃
	3.	議案第 1 2 号	〃	〃	〃	〃
	4.	議案第 1 3 号	〃	〃	〃	〃
	5.	追加議案第34号	説明	質疑	討論	採決
	6.	追加議案第35号	〃	〃	〃	〃
	7.	決議案第 2 号	採決			
	8.	決議案第 3 号	〃			
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

○ 山城弘一 議長 皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

休憩いたします。（午前10時00分）

再開いたします。（午前10時11分）

日程第1 諸般の報告を行います。地方自治法第180条第2項の規定により、報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（森林公園駐車場等土木工事）が提出されております。各自お目通し願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。予算特別委員会委員長 与儀一人議員。

〔予算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇〕

○ 予算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年3月21日

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

予 算 特 別 委 員 会
委員長 与 儀 一 人

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第10号	令和7年度国頭村一般会計予算	原 案 可 決

ただいま議題となりました議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算は、3月10日の本会議において予算特別委員会に付託され、3月14日の予算特別委員会で7名の委員出席の下、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その結果における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく、審査の結果は、全会一致をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 予算特別委員会でも一般会計集中審議をしたわけですが、令和7年度では予算書の歳入を見ると、村民税6億2,714万円ということで、歳入を占める構成費が9.2%というふうな状況。なかなか対前年度比を見ても、逆に村民税は減収しているというふうな状況。加えて、やはりそれを自主財源が非常に落ちてきているというふうな状況、ちなみに今年度を見ると、22.3%というふうな状況まで来ています。歳出は、もろもろの製作事業、それぞれ事業費にやはり充当する財源ということで、それを村債にも依存するというか、こうなっているわけですね、中身は。村債、今回、かなり増えまして、7億10万円が当初で相殺ということで記載されるわけですが、そういう中で質疑の中でも、指摘したわけですが、県の一括交付金、これは沖縄振興特別交付金なのですが、当初の公表されている額より今回、村には1億6,541万6千円を歳入として計上されているわけですが、実際の残り7,958万4千円がまだ予算化されていない。要は財源を今留保しているという格好になっているのですが、しかも、歳出を見ると費目存置すらされていない。何に使うかというものも明確に予算書でも表れてきていないというふうな状況があるわけですね。非常にまずいというふうな大事なそれだけ予算を政策的に自由に使える財源が、当初予算でははっきり何に使っていくと村民福祉のために何に使っていくというのも明確に示されていないというふうな状況、非常に残念ですね。今後、また委託調査費等の結果を踏まえて、支出面の事業費の財源を補填していくというふうなそういうニュアンスの説明があったわけですが、やはりもう少し、当初予算でしっかりこの辺を明確に位置づけはすべきではないかなというふうに感じております。

歳出においては、非常に人件費が増えています。これは金額的にはもう13万3,955万4千円ということで、19.5%も占めるというふうな状況で、かなり人件費が上がってきています。結局、村民税を全部かき集めても、そういう人件費のコストすら賄いきれないというふうな現状があります。非常に厳しいのがあるわけですが、当然、起債をするとまたもちろん、それに伴う起債償還金を含めて、元金を含めて増えていくということがあるわけですね。そういうふうなことで、非常に依然として厳しい財政状況があると、村長も今比地の被災等、大きな県内外からの義援金を含めて支援がある中で、やはり厳しい財政状況だということを強調しています。それは、もう私たちも認識していますので、そういうことで本当に知恵を出して、うまいぐあいに予算の効率的な執行を含めて、知恵を出しながらやっていかなければ大変だなというふうな感じを受けていますので、少子高齢化が進行する中で、今年度の予算でも5年に一度の国勢調査費も計上されています。これ基準日が10月1日だと思うのですが、これに向けて、また新年度予算をやるとその調査に向けて、しっかりとした体制を築いて、しっかりとした国調のそういう成果が出てくることを期待しているわけですが、その数値によって、今後のまた向こう5年間のいろいろな指標にもなるわけですので、その辺の取組をしっかり進めてほしいなと思っています。そして、予算の執行面なのですが、令和6年度繰越しが多額に上った件数についても、もちろん災害復旧も含めてなのですが、年度の9月頃まで、その繰越しの事業執行計画を見ると、9月頃まで引きずると、中にはそういうものもあります。その明繰分の事業執行を早期にこなすと同時に並行して、令和7年度の予算書ができるだけ計画的にスムーズに執行されて、早期の災害復旧、村の振興・発展に寄与するよう努力をお願いしたいと思います。その中では、どうしても職員が中心になって、村長をはじめ、職員が当然その役割を果たしていくわけですが、今回、また職員の資質向上

をはじめ、行政サービスの効率的な効果的な提供を進めていくためのそういう職員^〇の資質向上のためのいろいろな職場環境を整えるということで、職員のメンタルヘルス研修等をいろいろ産業医とも連携^〇して進めていくと。いい職場環境の充実に努めていきたいというふうなことも述べられていますので、ぜひ、その辺も配慮しながらそういう目指している施策等も含めて、早めな予算効率的な予算執行によって、また令和8年度から過疎化の計画も令和7年度中に作成というふうなスケジュール的なものもありますので、その辺につなげるような行政運営をしっかりと進めていってほしいなということを申し上げまして、令和7年度一般会計予算に賛成の意見といたします。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。9番 金城利光議員。

○ 9番 金城利光議員 議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算について、賛成の討論^〇を行います。

令和7年度国頭村一般会計は、68億5,044万8千円の予算規模となっております。本予算は、今年度の6月補正予算より10%増の大型予算になっているところでございます。歳入内訳は、地方交付税25億5,834万8千円、国庫支出金12億431万3千円、村税6億2,214万円、県支出金5億3,084万2千円が大部分を占めております。歳入に占める自主財源比率は15億2,732万3千円で、22.3%になっているところでございます。前年度対比で8%の減になっているところでございます。しかし、村民をはじめ、各団体からの財政需要は年々増加傾向にあるかと思えます。村民各団体からのニーズに的確に、迅速に対応するためにも自主財源の確保は至上命令かと思えます。諸税等の徴収に当たっては、関係者と一体となって取り組んでいただけますことを強く進言いたします。本村の人口は減少している中で、新たな国頭村移住支援金事業で東京都内から家族での移住や新規畑人支援事業で、福岡県内から若い夫婦が移住し、懸命に農業に取り組んでいる姿には力強さを感じているところでございます。これからも移住者の皆さんが安心して暮らせるよう、最大限の支援をしていただきたいと思います。奥地区公民館には、日程どおり実施されますことと、繰越明許事業が計画どおり早期に適正に実施されますことを御期待申し上げます。そして、執行部の皆さんには、本会議、予算特別委員会、一般質問等で各議員^〇から指摘、提案のあった意見については、真摯に受け止めて、改めるべきは改めていくという謙虚な姿勢で今後の行財政運営に生かしていただきたいことを強く進言いたします。知花村長を先頭に役職員一体となって、連携を取りながら令和7年度国頭村一般会計予算が計画どおり、迅速に執行されまして、所期の目的が達成されますことを御期待申し上げ、本案に賛成いたします。

○ 山城弘一 議長 討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第10号 令和7年度国頭村一般会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

予算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。予算特別委員会委員長 与儀一人議員。

[予算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇]

○ 予算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年3月21日

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

予算特別委員会
委員長 与儀一人

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第11号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算	原案可決

ただいま議題となりました議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算は、3月10日の本会議において予算特別委員会に付託され、3月14日の予算特別委員会で7名の委員出席の下、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく、審査の結果は、全会一致をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第11号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。予算特別委員会委員長 与儀一人議員。

〔予算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇〕

○ 予算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年3月21日

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

予 算 特 別 委 員 会
委員長 与 儀 一 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審査の結果
議案第12号	令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決

ただいま議題となりました議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算は、3月10日の本会議において予算特別委員会に付託され、3月14日の予算特別委員会で7名の委員出席の下、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の質疑はありませんでした。

また、本案に対する討論はなく、審査の結果は、全会一致をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第12号 令和7年度国頭村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。予算特別委員会委員長 与儀一人議員。

〔予算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇〕

○ 予算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年3月21日

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

予 算 特 別 委 員 会
委員長 与 儀 一 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審査の結果
議案第13号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算	原 案 可 決

ただいま議題となりました議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算は、3月10日の本会議において予算特別委員会に付託され、3月14日の予算特別委員会で7名の委員出席の下、執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、予算書や提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく、審査の結果は、全会一致をもって原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

起立多数でございます。したがって議案第13号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。（午前10時40分）

再開いたします。（午前10時47分）

日程第6 追加議案第34号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第34号

令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算

令和6年度国頭村の国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月18日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第34号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について補足いたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		646,546	△15,000	631,546
	2 県補助金	646,545	△15,000	631,545
10 繰入金		93,621	15,000	108,621
	1 他会計繰入金	93,620	15,000	108,620
歳出合計		838,105	0	838,105

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国民健康保険事業費 納付金		174,204	0	174,204
	1 医療給付費分	122,985	0	122,985
歳出合計		838,105	0	838,105

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しよろしく願いいたします。
以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回の補正予算ですね、歳入で県補助金が1,500万円の補正減をして、それで繰入金ということで一般会計から1,500万円を入れるということでもあります。そして、一般会計からのトータル繰入金が1億8,620万円ということで、1億円の大台を超すというふうな状況。やはり国保税だけでは運営できないというふうな結果であるわけですが、保険者に保険税でこれを補填するというふうなことは厳しいというふうな状況があつて、村長の政策策的な判断による一般会計からの財政支援というふうなことになっているわけですが、これは毎年度そういうふうな状況がやはりあるわけですね。本来だと独立採算性でやっていくというふうなのが望ましいわけですが、そういう諸々のことがあつてできないということですが、これはどうしても医療費の伸びが結構あるわけですね、国頭村のね、私は予算審議の中でも資料を要求したわけですが、審議を終えて、調べて議員の各位にその状況のペーパーを渡してもらったわけですが、ちなみに令和5年度、総人口費、4,517名のうち高齢化率が65歳以上ですね、34.5%と。国保の加入率1,371ということで、30.4%。被保険者の平均年齢が54.2歳というふうなことが示されております。そして、この1人当たりの医療費の順位ですね、県下でこれ令和5年度は3位に入っています。ランクですね。ちなみに一人当たり3万2,654円というふうなことで、そういうその上から3番目の医療費の支出が見られます。最近の一番近いデータも出されているわけですが、それによると、今現在、県下では2番目になっています。一人当たり3万5,731円ということで、現在のところ一番最近のデータでいうと、医療費支出の2番目になっております。受診率が71.5%というふうなデータが議員の皆さんにそういうデータが配付されております。そういうことで、非常に深刻な医療費になっていて、

伸びているわけですが、この最終補正をして、間もないこの時期に、なぜこの県補助金1,500万円減額するというふうな状況になったのか、いろいろ要因があらうかと思うのですが、前年度の国保税の歳入が足りないというふうなことで、出納閉鎖前になって急遽臨時会を招集して、一般会計からその一般会計に繰り出すというふうないろいろの手續をしたわけですが、これも実は歳入分で県の補助金絡みがあって、そういう結果になったのですが、今回、これから出納閉鎖まで期間があるわけですが、1,500万円も確実に減になるということが判明したというのかな、皆さんの精査した段階というふうな。もう少し最終補正、この段階でそういう精査ができなかったのかというのは非常に疑問に思うわけですね。その辺、どのような理由があって、こうなったのか。いま一度確認しておきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。まず、国民健康保険特別会計の中で、普通交付金は医療費に充てるものとして、県から交付されます。こちらの流れにつきましては、係りました医療費相当分を請求して、それが月々送金されてくるものでございます。今回補正させていただきます特別交付金といいますのは、様々な形で件数を当てはめていって、幾つかのパターンに分かれて、計算されるものでございます。この特別交付金は、ほぼ県への納付金に充てることとなっています。ですので、この県へ納める納付金というのは、県の国保特別会計を運用するために各市町村が払うものでございますが、こちらにつきましては、予算にありますとおり、1億7,400万円余りでございます。こちらを税で賄うことはできませんので、県から交付される特別交付金を充てまして、それでも足りませんので、一般会計から繰入金でもって支払いをしているというのが国保特会の流れでございます。その特別交付金の算定の仕方というのが、様々な実績であったり、件数であったり、例えば収納率ですとか、それからその滞納繰越に関する計画ですとか、そういったところを点数化して決められるもので、こちらの通知が3月の末に来るものとなっております。ですので、まだ確定はしていないのですが、試算しましたところ、どうしても不足が生じるということで、納付金は先に納めてしまっていますので、納付金を納めてしまっている関係上、国保特会に残る現金が大変不足するという事態に陥っております。それで、今の御質問では3月の当然の追加ではない補正には踏み込めなかったのかということなのですが、今年は試算していく中で、非常にぎりぎりの状態ではございました。そして、この最終的に入ってくるこの交付金というものを計算しましたところ、どうしても不足するのではないかとございまして、追加で補正させていただくことといたしました。そのほかに幾つかある県からの交付金についても、確定通知は3月に入ってからしか来ませんので、3月の補正を編成しますのは2月上旬ですので、この時期には確実なところは読めないということでもありました。ですけれども、もっと早い時期に少し多めに一般会計からの繰入金を組んでおけばよろしいのではないかとことも考えましたが、なかなか入ってくる金額の根拠もないのに、不足しますということで一般会計から不確定な繰入金金の補正をするというのも私は躊躇したところでもございます。ですので、確実な金額を算定できたら、この時点で追加で補正をさせていただいたというのが、今回の経緯でございます。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。

休憩いたします。（午前11時02分）

再開いたします。（午前11時05分）

質疑はありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから追加議案第34号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)を採決します。
この採決は起立によって行います。

追加議案第34号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって追加議案第34号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7 追加議案第35号 令和6年度国頭村一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第35号

令和6年度国頭村一般会計補正予算

令和6年度国頭村の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,081,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月18日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

[宮城明正 副村長登壇]

○ 宮城明正 副村長 議案第35号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第11号）について補足いたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,625,499	15,000	2,640,499
	1 地方交付税	2,625,499	15,000	2,640,499
歳入合計		7,066,141	15,000	7,081,141

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		852,241	15,000	867,241
	1 社会福祉費	745,242	15,000	760,242
歳出合計		7,066,141	15,000	7,081,141

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しよろしくをお願いいたします。以上、補足を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 1点だけ、ちょっと確認をお願いします。

地方交付税の法定内法定外、去年ベースでいいのですが、大体概算で分かる範囲でお願いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。令和6年度の地方交付税、その中で普通交付税については決定をいただいた額としては、25億2,655万7千円となっております。実際に今回の補正も含めて、普通交付税については、24億9,963万2千円を計上しているというところでございます。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。(午前11時11分)

再開いたします。(午前11時13分)

金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。国保特別会計に一般会計から繰入しているうちの法定内の金額と、法定外金額はおよその試算は出しておりますが、ただいま資料を持ち合わせてございませんので、後ほどお届けをしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回の補正ですね、さきの国保との関係があつて、その歳入を国保に補填するということで、この一般会計補正予算1,500万円を増額して、70億8,114万1千円ということになっているわけですが、この歳入としては、これは事項別明細書があるわけですが、これを見ると、普通交付税も見込額というふうなことでございますが、これはあれですか、今普通交付税、これは今回の補正額

を入れて、26億4,049万9千円ということになるわけですが、これで全額ですか。それとも、まだ交付税の確定ではないというふうな現段階なんですか。まだ、交付税の利用財源がまだあるということなのか、この辺の説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。今、地方交付税の予算計上額26億4,049万9千円のうち、普通交付税については、24億9,963万2千円となっております。これに1億4,086万7千円を加えた普通交付税プラス特別交付税をプラスした額が26億4,049万9千円となっております。普通交付税で言いますと、先ほどこちよとお答えさせていただいた内容となるのですが、普通交付税の令和6年度決定額が25億2,655万7千円となっておりまして、令和6年度国頭村一般会計補正予算（第11号）の補正までに計上した額とした額は24億9,963万2千円なので、普通交付税だけでという留保としては、2,692万5千円となっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 まだ、2,692万円余りも普通交付税の予算の留保があるということですが、これについては、何か執行計画というのが決まっているのかどうか、この留保財源ですが、翌年度にもそのまま繰り越しというふうな考えなのかです。要するに令和7年度の繰越額に入るというふうな考え方で予算のつながりとしては考えているのか、この辺について、ちょっと説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 翌年度の繰越金になります。

○ 山城弘一 議長 質疑はありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから追加議案第35号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第11号）を採決します。この採決は起立によって行います。

追加議案第35号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって追加議案第35号 令和6年度国頭村一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、日程第9 決議案第3号、決議案第4号 議員派遣の件についてを、一括議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

決議案第3号、決議案第4号の議員派遣の件については、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、決議案第3号、決議案第4号 議員派遣の件については、議員派遣することに決定しました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、令和7年第3回国頭村議会定例会において、議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

これをもって、令和7年第3回国頭村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさんでした。

閉会(午前11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 山 城 弘 一

会議録署名議員 山 川 安 雄

会議録署名議員 山 城 正 和